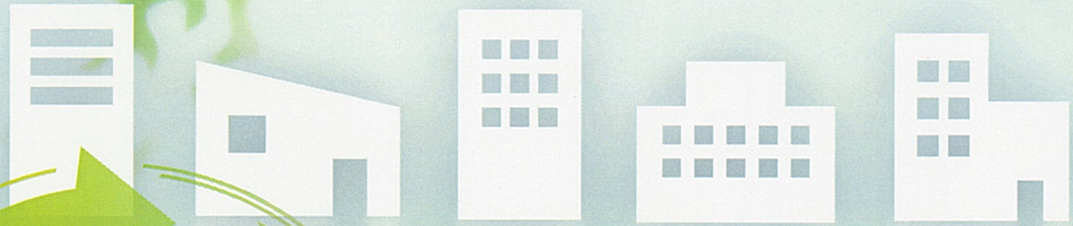




SDGs 未来都市
自治体SDGsモデル事業都市

妙高市



第2次 妙高市環境基本計画

Myoko city environment master plan

2022-2030



妙高市
Myoko City

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象地域.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の推進主体と責務.....	2
第2章 計画の背景	3
1 妙高市の概況.....	3
2 現計画の評価.....	7
3 環境を取り巻く動向.....	11
第3章 目指すべき市の環境像	14
1 目指すべき環境像.....	14
2 推進の5つの柱.....	15
3 施策の展開.....	17
第4章 目標実現のための施策	19
1 地球温暖化の防止に貢献するまち【脱炭素化】	19
1) 省エネルギーの徹底.....	19
2) 再生可能エネルギーの普及拡大.....	21
3) 脱炭素型まちづくりの推進.....	22
2 気候変動に適応するまち【脱炭素化】	24
1) 気候変動に強いまちづくりの推進.....	24
2) 気象災害、熱中症・感染症等への対策の推進.....	24
3 「もったいない」のライフスタイルが広がり、 資源が循環するまち【資源循環】	25
1) 資源を大切に使う行動の定着と資源の有効利用の推進.....	25
2) ごみ散乱・不法投棄の防止.....	26
3) ごみ処理施設等の延命化と効率化.....	27
4 美しい自然環境を守り、共に生きるまち【自然共生】	28
1) 自然環境の保全と活用.....	28
2) 生物多様性の保全.....	30
3) 環境保全型農業の推進.....	31
4) 農地の保全と活用.....	32

5) 森林の多面的機能の維持・発揮.....	33
6) 水辺空間の保全.....	34
5 安全・安心に、快適に暮らせるまち【環境保全】	35
1) 環境リスクの管理.....	35
2) 地域ぐるみの美化活動の促進.....	37
6 みんなが環境について学びを深め、次代へ引き継ぐ	
ために行動するまち【学びと行動】	39
1) 学び.....	40
2) 行動.....	41
第5章 計画の推進	42
1 計画の推進体制.....	42
2 計画の進行管理.....	42
資料編	44

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

妙高市は、誕生以来、人と自然のつながりを大切にし、すべての生命が輝き、真の豊かさを実感でき、安心して生命を育むことができる「生命地域の創造」をまちづくりの基本理念に掲げ、自然と人間との共生に向けた様々な施策に取り組んでいます。

平成 23 年度には、妙高市環境基本条例（以下「基本条例」という。）第 9 条の規定に基づき「妙高市環境基本計画」（以下「現計画」という。）を策定し、目指すべき将来像「妙高の自然に抱かれ、永久に育み、安全・安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民、事業者、行政が一体となり、環境の保全と創造の取組を推進してきました。

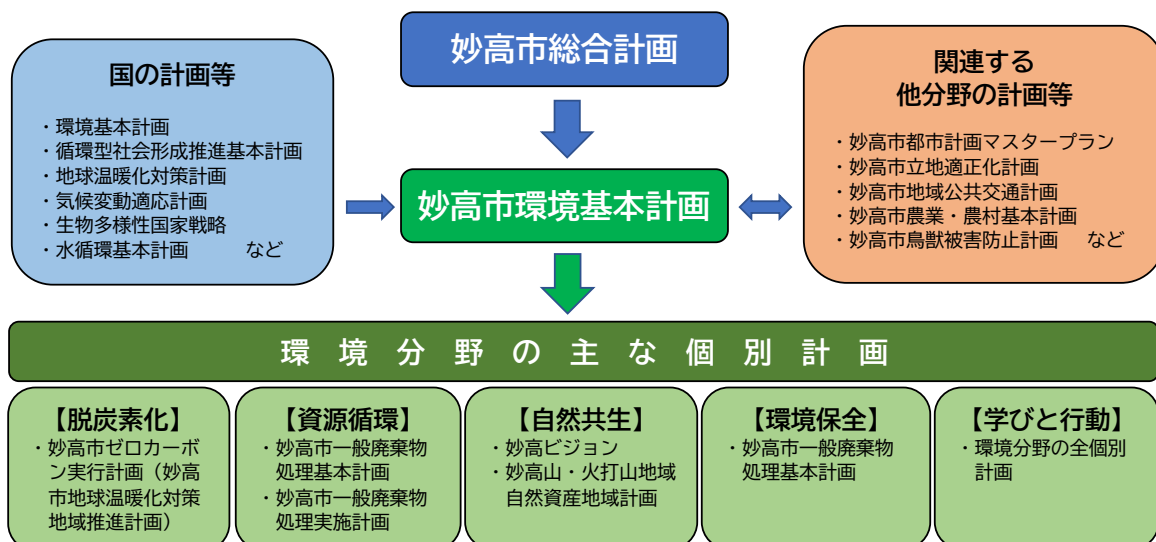
世界は今、産業革命以降における資源やエネルギーの大量消費に伴う環境破壊、地球温暖化・気候変動、海洋プラスチックごみなどの廃棄物問題など、様々な危機的状況に直面しており、世界各国で対策を加速する動きが出てきています。今こそ、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルから脱し、自然と人間が共生できる持続可能な社会に転換しなければなりません。

そこで、現計画の計画期間の終了にあたり、このような気候危機の現状や社会情勢の変化などを踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第 2 次妙高市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本条例第 9 条の規定に基づいて策定する、環境の保全及び創造に関する基本的な計画であり、第 3 次妙高市総合計画のまちづくりの大綱 2「美しい自然と共に生きるまちづくり」について基本的な考え方を示すものです。

また、妙高市における環境分野の個別計画の上位に位置するとともに、関連する他分野の個別計画や事業と連携し、環境の保全に関する基本的方向を示す計画です。



3 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、市全域とします。

4 計画の期間

世界共通の最重要課題の一つである地球温暖化・気候変動に対応し、生命地域妙高ゼロカーボン推進条例が目指す「2050（令和 32）年における二酸化炭素排出量実質ゼロ」を実現するためには、2030（令和 12）年度までの期間が重要であり、国の政策と連動し、脱炭素化を強力に推進していくことが必要です。

そのため、本計画の計画期間は、令和4年度から令和 12 年度までの9年間とします。

5 計画の推進主体と責務

基本条例第3条第4項では、「環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民等が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行わなければならない」と定められています。また、基本条例第4条から第7条では、各主体の責務が定められています。

様々な環境課題を解決し、目指すべき環境像を実現していくためには、市、事業者、市民等が主体的に行動するとともに、互いに協働していくことが不可欠であることから、本計画の推進主体は、市、事業者、市民、滞在者とし、次のとおり責務を果たすものとします。

推進主体	責 務
市	・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
事業者	・事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる。 ・事業活動に伴う環境への負荷の低減など環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する。
市民	・日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める。 ・事業活動に伴う環境への負荷の低減など環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する。
滞在者	・市民の責務に準じて、環境の保全に努める。

第2章 計画の背景

1 妙高市の概況

1) 位置・地勢

妙高市は、新潟県の南西部に位置し、新潟県上越市・糸魚川市、長野県飯山市・長野市・北安曇郡小谷村・上水内郡信濃町に接しています。大きさは、東西に 33.7km、南北に 30.1km で、総面積は 445.63 km²です。

西部には日本百名山の妙高山 (2,454m) や火打山 (2,462m) に代表される標高 2,000m 超級の山岳が峰を連ね、妙高山麓には高原丘陵地帯が形成されており、東部には高田平野が広がり、日本海へと続いています。また、妙高連峰に源を発し、中央部を貫流し日本海に流下する関川をはじめ、渋江川、矢代川など大小の河川は肥沃な扇状地を形成し、北部には優良農地が広がっています。

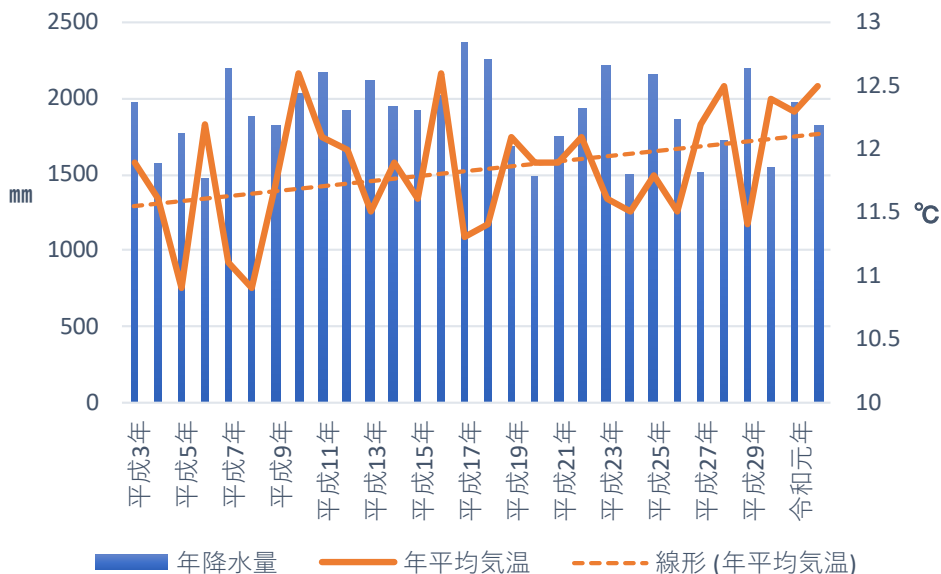
妙高山麓一帯は、妙高戸隠連山国立公園に属し、雄大な自然景観と四季折々の変化に富み、湧出量の豊富な温泉や多くのスキー場を有する観光地となっています。

2) 気候

妙高市は、日本海側特有の気候です。夏季は高温多湿、冬季は大陸からの季節風により、大変降雪量の多い地域です。

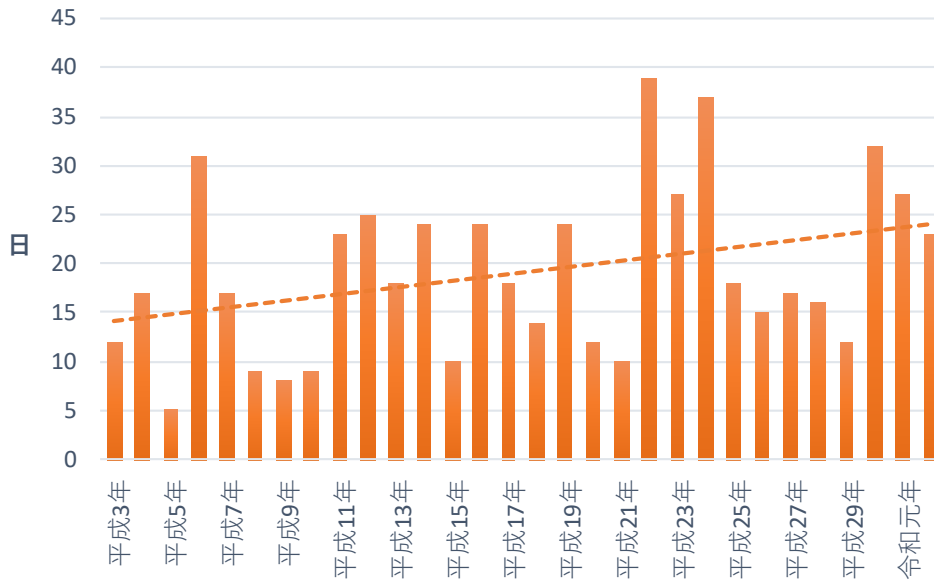
過去 30 年間の年降水量と年平均気温を見ると、降水量は年によってバラつきはありますが、平均で 1,893 mm となっています。年平均気温は地球温暖化に伴って上昇傾向にあり、真夏日の年間日数も増加傾向にあります。一方、年間の総降雪量については減少傾向が見られます。

■年降水量と年平均気温



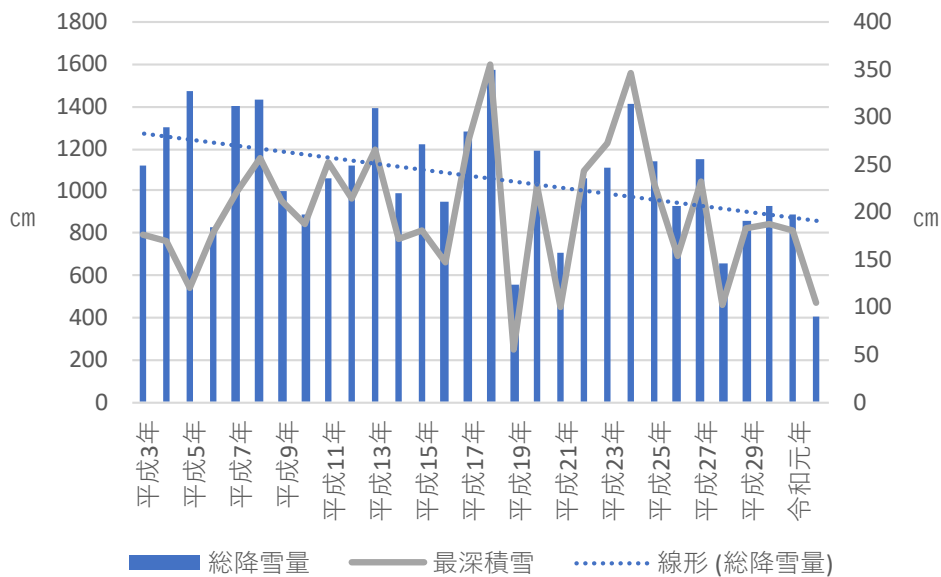
資料：気象庁（関山観測所）

■真夏日（最高気温が 30℃以上）の年間日数



資料：気象庁（関山観測所）

■総降雪量と最深積雪



資料：気象庁（関山観測所）

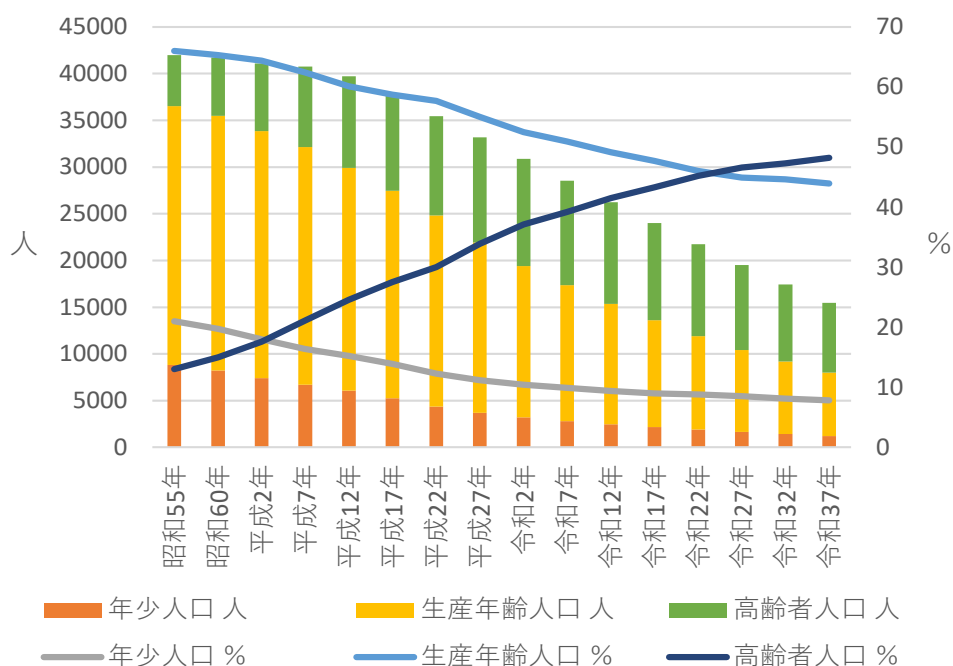
3) 人口・世帯数

妙高市の人口は昭和 20 年の 60,473 人をピークに減少の一途をたどっており、令和 2 年の国勢調査では 30,383 人で、平成 27 年に比べ 2,797 人(8.4%)減少しています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、令和 12 年には 26,231 人、令和 42 年には 13,679 人にまで減少するとされています。

年齢3区分別の人口構成比を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加するという少子高齢化が進んでいます。平成27年の国勢調査では、年少人口が11.2%、生産年齢人口が55.0%、高齢者人口が33.8%となっており、今後もこの傾向が続くと見込まれます。

世帯数も年々減少を続けており、令和2年の国勢調査では11,341世帯で、前回調査から221世帯（1.9%）の減少となっています。

■総人口と年齢3区分別人口構成比



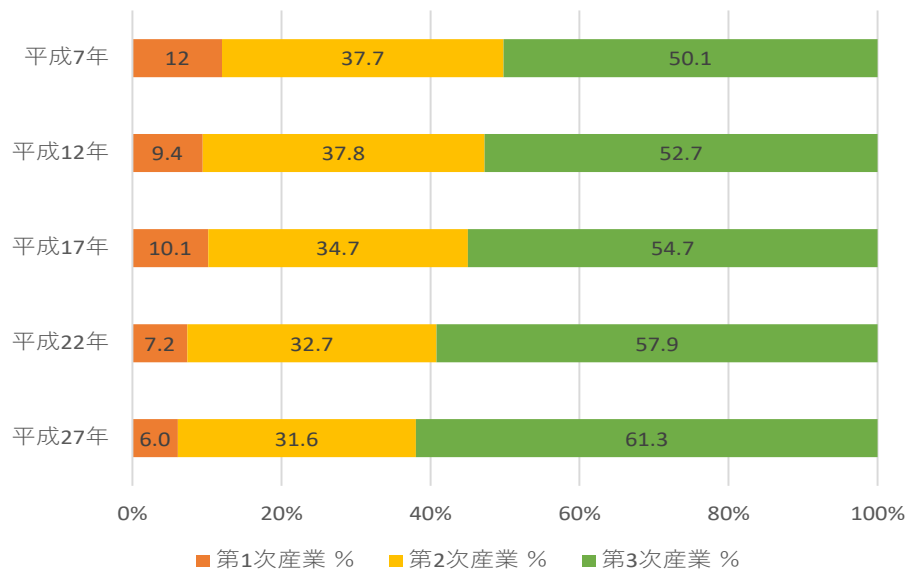
資料：国勢調査、社人研

4) 産業

妙高市の就業者数は、平成27年の国勢調査では16,498人となっており、平成22年の前回調査に比べ643人（3.8%）減少しています。

産業構造別就業者数の構成比を見ると、第3次産業（医療・福祉、卸売・小売、飲食店・宿泊業など）が61.3%（前回調査57.9%）で最も高く、次いで第2次産業（製造業、建設業など）の31.6%（同32.7%）、第1次産業（農業など）の6.0%（同7.2%）の順となっています。第3次産業の割合が増加する一方で、第1次産業、第2次産業の割合が減少する傾向が続いています。

■産業構造別就業者数の推移



資料：国勢調査

5) 土地利用

妙高市の地目別の土地利用状況（雑種地等を除く）を見ると、山林（46.7%）が最も多くを占め、次いで原野（8.7%）、田（5.5%）となっています。

また、市の総面積の30.7%に当たる13,669haが都市計画区域に、37%に当たる16,510haが農業振興地域に指定されています。

■土地の利用状況（平成31年1月1日現在）

（単位：ha・%）

田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地等	総面積
2,471.0 (5.5)	754.0 (1.7)	1,068.1 (2.4)	23.3 (0.1)	20,815.5 (46.7)	3,875.5 (8.7)	15,555.8 (34.9)	44,563.0 (100)

資料：統計データハンドブック（令和元年度）市町村勢編

6) 交通

妙高市の基幹道路は市域を南北に縦断する国道18号・292号で、隣接する上越市や信濃町、飯山市を結ぶ重要な役割を担っています。

鉄道は、えちごトキめき鉄道はねうまラインが国道18号と並走するように市域を縦貫し、市民の通勤・通学の主要な交通機関となっているほか、東京・金沢間を結ぶ北陸新幹線が通っています。

2 現計画の評価

現計画において定めた環境目標について、直近（基本は令和2年度）の実績値をもとに目標値の達成状況を評価し、残された課題等の整理につなげます。

<表中の「達成状況」欄の表示>

- … 目標値を達成したもの
- △ … 目標値に達しなかったもの
- × … 現況値を下回ったもの（上回ったもの）

◆基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち【自然環境】

基本方針1-1 豊かな自然環境の保全

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
国立公園指定面積（妙高高原地区）	16,167ha	指定面積を維持し、必要に応じて拡大を図る	16,167ha	○
県立公園指定面積（南葉山地区）	1,880ha		1,880ha	○
市自然環境保護地区面積（6地区）	8,084ha		8,084ha	○

基本方針1-2 動植物の生息・生育環境の保全

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
鳥獣保護区指定数（県指定）	3か所 (特別保護区 1か所を含む)	適正な配置・拡大を図る	3か所 (特別保護区 1か所を含む)	○

基本方針1-3 里地・里山の保全

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
環境保全型農業直接支援対策事業における取組面積	44.0ha	200.0ha	56.8ha	△
民有林・森林総合研究所造林の整備	193.5ha	240.0ha	142.7ha	×
新潟県特別栽培農産物認証制度への取組者数	34人	50人	21人	×

- ・新潟県特別栽培農産物認証制度への取組者数は、認証による高付加価値化が難しいという現状を背景に取組者数が減少し、現況値を下回ることとなりました。

◆基本目標2 健康で安全・安心に暮らせるまち【生活環境】

基本方針2-1 水環境の保全

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
環境基準達成率（河川BOD75%値）	100%	100%	87.5%	×
雨水浸透ます・貯水槽設置数	365基	500基	430基	△
汚水処理人口普及率	84.9%	87.0%	89.4%	○

・市が河川水質調査（BOD75%値）を実施している全8地点のうち、1地点（市柳橋）で環境基準を達成しなかったため、現況値を下回ることとなりました。

基本方針2-2 公害の防止

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
大気環境基準適合状況（二酸化硫黄）	100%	100%	100%	○
大気環境基準適合状況（二酸化窒素）	100%	100%	100%	○
大気環境基準適合状況（浮遊粒子状物質）	100%	100%	100%	○
大気環境基準適合状況（光化学オキシダント）	93.2%	100%	100%	○
環境騒音環境基準適合状況（道路含む）	91.7%	100%	100%	○
焼却施設ダイオキシン類濃度（排出ガス）	基準達成	基準達成・維持	基準達成	○

基本方針2-3 廃棄物の適正な処理・清掃

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
不法投棄未回収箇所数	4か所	0か所	0か所	○
焼却処分量（クリーンセンターでの焼却量）	10,044t	9,516t	9,272t	○
埋立処分量（最終処分場での埋立量）	1,044t	926t	1,056t	×

・埋立処分量は、ごみの組成の変化により、ごみの焼却処分に伴って発生する固化灰が増えたこと、廃棄物から再利用資源を回収した後に残る破片（シュレッダーダスト）が増えたことから、現況値を上回ることとなりました。

◆基本目標3 快適な暮らしと歴史・文化が調和するまち【快適環境】

基本方針3-1 身近な緑と景観の保全

数値目標の設定なし

基本方針3-2 歴史的・文化的遺産の保存・伝承

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
国指定文化財数	5件	6件	6件	○
斐太歴史の里での歴史・里山学習者数	934人	1,500人	996人	△

基本方針3-3 雪と共存した生活の推進

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
節水型消雪施設数	42か所	70か所	81か所	○
流雪溝整備延長	36.91 km	38.0 km	41.4 km	○

◆基本目標4 低炭素・資源循環が進むまち【地球環境】

基本方針4-1 地球環境問題への対策行動の確立

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
市内の二酸化炭素排出量	315,591t	291,000t	318,000t (H30)	算出方法の変更により 評価不可
公用車の低公害車導入率(普通乗用車、 軽自動車、小型乗用・貨物自動車)	59.7%	80.0%	60.0%	△

基本方針4-2 循環型社会の確立

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
家庭系ごみの1人1日当たり排出量	451g	430g	482g	×
ごみの資源化率	24.4%	30.0%	31.0%	○

- ・家庭系ごみの1人1日当たり排出量は、単身世帯の増加や要介護者のおむつ排出量の増加に加え、新型コロナウイルス感染症によって家庭内で過ごす時間が増えたことなどを要因として増加し、現況値を上回ることとなりました。

基本方針4-3 資源・エネルギーの有効活用

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
住宅用太陽光発電システム設置補助実績数	2戸	20戸	33戸	○
新エネルギー公共施設導入数	5施設	6施設	5施設	△

※住宅用太陽光発電システム設置補助実績数の実績値は、平成23年度からの累計戸数。

◆基本目標5 環境を守り育てるまち【環境学習・協働】

基本方針5-1 環境教育・環境学習の推進

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
環境学習への参加者数	1,164人	1,200人	923人	×
こどもエコクラブ登録数	10団体	12団体	0団体	×

- ・環境学習への参加者数は、児童数の減少や授業時間の確保の難しさに加え、新型コロナウイルス感染症を受けた活動自粛により、現況値を下回ることとなりました。
- ・こどもエコクラブ登録数は、以前は小学校単位で同クラブに登録し、活動していましたが、現在は登録せず、総合的な学習の時間などで環境学習・活動を行っているため、現況値を下回ることとなりました。

基本方針5-2 協働による環境保全活動の推進

環境指標	現況値	目標値	実績値	達成状況
環境関連活動団体数	13団体	15団体	12団体	×
クリーンパートナー活動団体数	12団体	25団体	23団体	△
エコアクション21認証取得事業所数	6事業所	16事業所	4事業所	×

- ・環境関連活動団体数は、高齢化に伴う構成員の減少や、社会経済環境の変化などを要因に減少し、現況値を下回ることとなりました。
- ・エコアクション21認証取得事業所数は、認証によるインセンティブが感じられないこと、不況等の影響で認証を返上した事業所があったことなどから、現況値を下回ることとなりました。

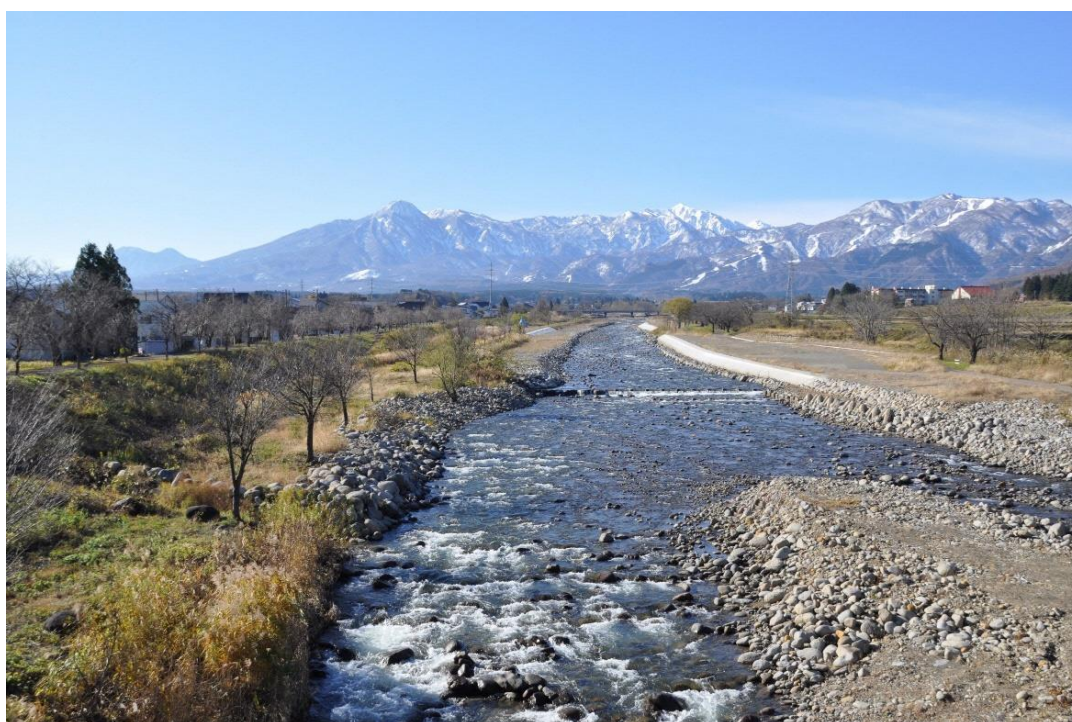
3 環境を取り巻く動向

1) 地球温暖化・気候変動対策

平成 27 年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、新たな気候変動対策について法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。産業革命後の世界の平均気温の上昇を 2℃より十分に低く抑え、さらに 1.5℃以内に抑えるよう努力するという目標を掲げました。令和 3 年にイギリス・グラスゴーで開催された第 26 回締結国会議（COP26）では、各国の温室効果ガス排出削減目標全てが実現されても 2030（令和 12）年の排出量は 2010（平成 22）年比で 13.7% 増えるという「気候危機」にあることを踏まえ、「パリ協定の努力目標であった 1.5℃以内に抑えるための努力を追求する」という決意が示され、石炭火力発電の段階的削減に向けて努力を加速することなどを盛り込んだ成果文書が採択されました。

我が国も、2030（令和 12）年度には温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度に比べて 46%削減し、2050（令和 32）年度には実質ゼロにすることを表明しました。令和 3 年度には「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、令和 7 年度までを集中期間とし、政策を総動員して脱炭素化を進めるとしています。

妙高市では、平成 30 年 4 月に「第 2 次妙高市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減することを最終目標とし、地球温暖化対策に取り組んできています。令和 3 年 4 月には「生命地域妙高ゼロカーボン推進条例」を施行し、2050（令和 32）年における二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指しています。令和 3 年度には「妙高市ゼロカーボン実行計画」を策定し、2030（令和 12）年までに温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 46%削減するという中間目標の達成に向け、再生可能エネルギーの自給率向上や省エネルギーなどの取組を加速・拡大していくこととしています。



2) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 年に国連サミットにおいて、貧困撲滅と環境保全に向けた「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。国際社会全体として、「誰一人取り残さない」という考えのもと、環境・経済・社会に関する課題を統合的に解決していくことを目指しています。

我が国では、平成 28 年に全国務大臣を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、今後の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定し、「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」などを優先課題とし、具体的な取組を推進しています。

妙高市は令和 3 年度に、ゼロカーボンを切り口として「自然 (= 環境)」を守りながら「経済」、「社会」との好循環を生み出し、自然と人が共生する持続可能なまちを実現するという取組が SDGs の達成に寄与するとして、国から「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、各種取組を進めています。

3) 生物多様性の危機への対応

平成 22 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) において、生物多様性の重要課題の一つである「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS)」に関する名古屋議定書、また、生物多様性に関する平成 23 年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画 2011 - 2020 及び愛知目標」が採択されました。令和 2 年からは、生物多様性の新たな世界目標 (ポスト愛知目標) に関する議論が進められています。

我が国では、平成 20 年に「生物多様性基本法」を制定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画として「生物多様性国家戦略 2010」を策定しました。また、愛知目標の達成に向けたロードマップと、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、平成 24 年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、開発など人間活動による危機、自然に対する人の働きかけの縮小の危機など 4 つの危機に対応した施策を展開してきました。令和 2 年からは、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められています。

妙高市では、生物多様性を確保していく上で希少野生動植物を保護することが不可欠であるという考えのもと、令和 3 年 4 月に「妙高市希少野生動植物保護条例」を施行し、妙高市の自然環境の重要な構成要素であり、市民の貴重な財産である希少な野生動植物の保護に取り組んでいます。

4) 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動が、温室効果ガスの排出や資源の枯渇、環境汚染など、様々な環境問題を引き起こしています。

そこで平成 21 年に我が国の提唱により、アジアでの 3R 推進に向け各国政府、国際機関、援助機関、民間セクター、研究機関、NGO 等を含む幅広い関係者の協力の基盤

となるものとして「アジア3R推進フォーラム」が設立され、ハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進などの取組を進めています。また、プラスチックごみが不適正に処理され、令和32年までに魚の重量を上回る量が海洋環境に流出することが懸念されています。令和元年には、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、20カ国・地域首脳会議（G20大阪サミット）で共有されました。

我が国では、平成30年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを重要な方向性とし、バイオマスの地域内での利活用、開発設計段階での省資源化等の普及などを進めています。令和3年には、プラスチックを使用する製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）を制定し、プラスチック廃棄物の排出抑制・再資源化などに取り組むこととしています。

妙高市では、令和3年に「第2次妙高市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ発生・排出抑制や再利用・再生利用、食品ロス削減の普及啓発などを推進しています。

5) 国の第五次環境基本計画

平成29年4月に国が策定した「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、そして、これらを通じた循環共生型の社会の実現を目指すべき社会の姿とし、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築、国土のストックとしての価値向上をはじめとする6つの重点戦略を定め、SDGsの考え方も活用した様々な政策を展開しています。また、気候変動対策や循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生など、環境政策の根幹となる環境保全の取組を推進しています。



第3章 目指すべき環境像

1 目指すべき環境像

郷土の名峰「妙高山」の裾野に広がる妙高市は、妙高山麓の豊かな自然環境に恵まれ、清浄な水や空気、森林、農村景観、多様な生態系などが育まれてきました。

この豊かな自然環境を守り、発展させ、次代に引き継いでいくためには、誰もがその豊かさを再認識し、世代、組織、地域等を超えた守り育てる行動が当たり前のものとなっていくことが重要です。

また、複数の課題を統合的に解決すること（マルチベネフィット）を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境分野だけでなく、経済、暮らし、地域活性化などの総合的な向上により、環境・経済・社会の好循環を生み出し、脱炭素で持続可能な社会を実現していくことが求められています。

そこで、第3次妙高市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念（将来像）である「生命地域の創造～人、自然、すべての「生命」が輝く妙高～」を踏まえ、本計画における目指すべき環境像を次のように定めます。

<目指すべき環境像>

ひと
妙高の自然と人間が共生した、脱炭素で持続可能なまち

※ マルチベネフィット

複数の社会問題の同時解決（下記に例示）

- ・森林の整備は、生物多様性の確保や水源の涵養など「環境」の保全だけでなく、林業振興や二酸化炭素の吸収を促進する。
- ・食品ロスの削減は、廃棄物の発生抑制やごみ焼却時の温室効果ガスの削減など「環境」への負荷低減だけでなく、廃棄物の処理コストの削減となり、フードバンクを通じた生活困窮者への支援につながる。

2 推進の5つの柱

目指すべき環境像『妙高の自然と人間(ひと)が共生した、脱炭素で持続可能なまち』を実現するために、本市の環境に関する現状などを踏まえ、次の5つの柱を設定し、市民、事業者、市、滞在者が一体となり環境の保全及び創造を推進します。

1. 地球環境を保全していくためには、地球温暖化対策への対応が重要であり、その地球温暖化が、私たちの日常生活や事業活動による影響が大きいことを認識し、市民、事業者、市が一体となって限りある資源・エネルギーの有効利用や、再生可能エネルギーの普及・導入などにより、地域特性を活かした地球温暖化防止や気候変動等への対応を進め、脱炭素のまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標①：地球温暖化の防止に貢献するまち【脱炭素化】

基本目標②：気候変動に適応するまち【気候変動適応】

2. 廃棄物の適正処分と発生抑制の定着化を図るとともに、3Rの取組による循環型のまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標③：「もったいない」のライフスタイルが広がり、資源が循環するまち【資源循環】

3. 人々に潤いや恵みをもたらし、様々な動植物の生息・生育の場となっている妙高山麓の豊かな自然環境を保全し、次代へ引き継いでいくため、市民一人ひとりが自然環境に対する関心を高めていくとともに、保全活動を通して多様な動植物の生息・生育環境の保全とその活用に努め、自然と人間(ひと)が共生するまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標④：美しい自然環境を守り、共に生きるまち【自然共生】

4. 私たちの日常生活や事業活動が原因となっている大気や水質の環境汚染、騒音や悪臭を未然に防止するとともに、地域ぐるみの美化活動等により、市民が健康で安全・安心に暮らせるまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標⑤：安全・安心に、快適に暮らせるまち【環境保全】

5. 市民や事業者が主体的に環境保全活動に取り組むことができるように、環境情報や学習機会を提供するとともに、それぞれの主体が有する環境に関する知識や知恵を活用し、主体同士が連携・協働して環境問題の解決や保全活動などに取り組めるまちを目指します。

<関連する目標>

基本目標⑥：みんなが環境について学びを深め、次代へ引き継ぐために行動するまち

【学びと行動】

表 SDGsのゴールと環境基本計画の施策との関連性

関連するSDGsのゴール	施策推進による貢献の内容
 <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>食品ロス抑制の取組み（フードバンク、フードドライブ、子ども食堂など）を通じた貧困世帯の支援など</p>
 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する</p>	<p>環境を守りながら気候変動や災害にも対応できる環境保全型農業（生産性向上・自然災害に強い食料生産の仕組づくり）の実践など</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>公害の未然防止（大気汚染や有害物質等）と生活環境の保全による疾病の抑制など</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>環境教育、環境学習機会の提供による人々の環境意識の高揚、行動変容、人材育成など</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>生活排水処理率向上と事業所排水の適正管理による水質の維持・改善など</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>再生可能エネルギーの普及・整備と、地産地消など</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>開発事業者への適正指導による資源の枯渇や環境破壊の防止、民間技術導入による資源の効率的な使用など</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で完全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>持続可能な脱炭素型まちづくりの推進による温室効果ガス、大気汚染、水質汚濁、廃棄物等の環境負荷軽減、水辺環境の保全など</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>エシカル消費の実践による資源循環を高効率化と（大量生産・大量消費・大量廃棄による）環境破壊・汚染の抑制など</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を 気象変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>省エネルギー化、再生可能エネルギーの普及拡大等の取組によるゼロカーボンシティの実現（地球温暖化防止対策）など</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>廃棄物の適正処理、資源循環の取組による（プラスチックごみ等による）海洋汚染や生態系損失の防止など</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>森林の適正管理と減少防止、生物多様性と生態系の保全と持続的な利用、絶滅危惧種の保護、外来種の侵入防止など</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>市民や事業者、NPO法人、国・県機関、専門学校など多様な主体の連携による環境保全活動の展開など</p>

3 施策の展開

将来像

基本目標

主要施策

妙高の自然と人間（ひと）が共生した、脱炭素で持続可能なまち

▼脱炭素化の推進

1 地球温暖化の防止に貢献するまち



省エネルギーの徹底



再生可能エネルギーの普及
拡大



脱炭素型まちづくりの推進



▼気候変動適応の推進

2 気候変動に適応するまち



気候変動に強いまちづくり
の推進



気象災害、熱中症・感染症
等への対策の推進



▼資源循環の推進

3 「もったいない」のライフスタイル
が広がり、資源が循環するまち



資源を大切に使う行動の定着
と資源の有効利用の推進



ごみ散乱・不法投棄
の防止



ごみ処理施設等の延命化と
効率化



▼自然共生

4 美しい自然環境を守り、共に生きる
まち



自然環境の保全と活用



生物多様性の保全



環境保全型農業の推進



農地の保全と活用



森林の多面的機能の維持・
発揮



水辺空間の保全



▼環境保全の推進

5 安全・安心に、快適に暮らせるま
ち



河川環境の保全



地下水の保全



環境リスクの管理



地域ぐるみの美化活動の促
進



▼学びと行動

6 みんなが環境について学びを深
め、次代へ引き継ぐために行動するま
ち



学び



行動



施策の内容

関連する個別計画

①脱炭素ライフスタイルの推進	②省エネルギー設備・機器への転換	○妙高市ゼロカーボン実行計画 (妙高市地球温暖化対策地域推進計画) ○妙高市都市計画マスタープラン ○妙高市立地適正化計画 ○妙高市地域公共交通計画			
①自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の推進					
①脱炭素型都市の形成(コンパクトプラスネットワーク)	②自動車交通の脱炭素化の促進				
①気候変動の現状と影響の的確な把握	②気候変動適応策の推進				
①気象災害、熱中症・感染症等への対策の推進		○妙高市一般廃棄物基本計画 ○妙高市一般廃棄物処理実施計画 ○妙高市分別収集計画			
①廃棄物の発生・排出抑制の推進	②資源の有効利用の推進				
①ごみ散乱・不法投棄の防止対策の推進					
①持続可能な適正処理の確保と維持管理の効率化					
①環境配慮への適正指導・監視	②地域資源としての保全と活用	○妙高ビジョン ○妙高山・火打山地域自然資産地域計画 ○妙高市鳥獣被害防止計画 ○妙高市農業・農村基本計画			
①貴重な動植物の保護	②希少野生動植物・高山植物の保護及び生物多様性の保全				
③野生鳥獣の個体数管理					
①環境保全型農業の推進					
①優良農地の確保と農地利用の最適化の推進	②鳥獣による農作物被害の防止				
①森林の多面的機能の維持・発揮	②里地里山の保全				
①親しめる水辺環境の保全・再生		○妙高市一般廃棄物基本計画			
①河川環境の保全・再生					
①地下水の保全		○妙高市ゼロカーボン推進計画 (妙高市地球温暖化対策地域推進計画) ○妙高市地域公共交通計画 ○妙高市一般廃棄物基本計画 ○妙高市一般廃棄物処理実施計画 ○妙高市分別収集計画 ○妙高ビジョン ○妙高山・火打山地域自然資産地域計画			
①大気環境の保全	②水環境の保全				
③土壌・地下水汚染の防止	④騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進				
①美しい景観の保全		○妙高市鳥獣被害防止計画 ○妙高市農業・農村基本計画			
①環境情報の収集・発信	②環境教育の推進				
③環境学習の推進					
①地域	～地域コミュニティとの連携強化～	②事業所	～事業者との協働体制の構築～	③環境保全団体等のネットワーク化	

第4章 目標実現のための施策

第3章に掲げる目指すべき環境像と基本目標を実現するため、各分野における現状と課題、市が取り組む具体的な施策について記しています。また、施策の効果等を評価するため、環境指標（成果指標）を設定し、現況値と目標値を掲げています。

本施策の実施にあたり、市民、事業者、市、滞在者それぞれが役割分担のもと、積極的に取り組むことが必要です。

1 地球温暖化の防止に貢献するまち

【脱炭素化】関連するSDGsの目標



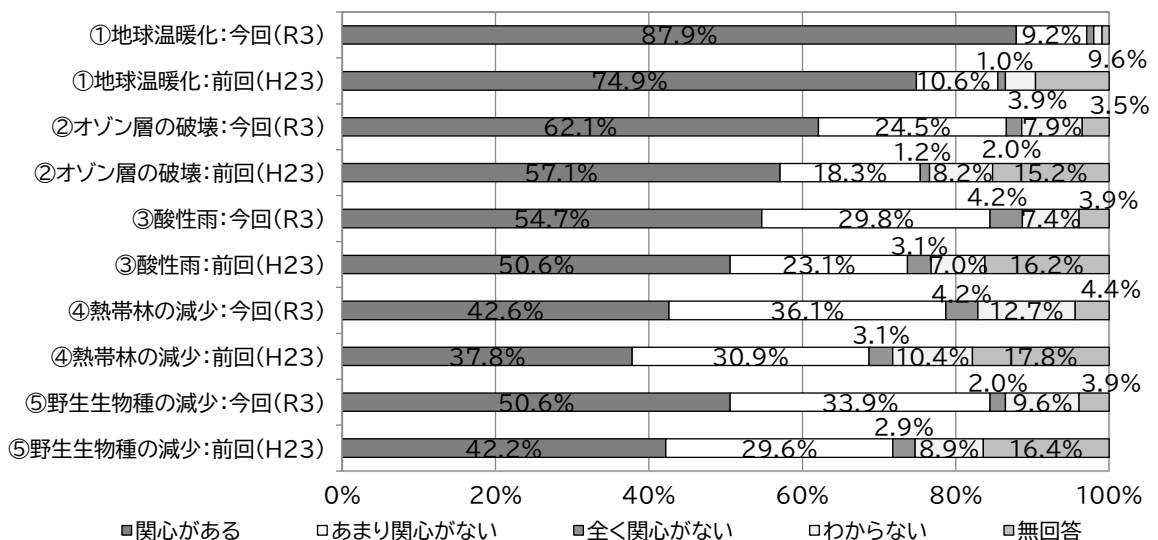
1) 省エネルギーの徹底

<現状と課題>

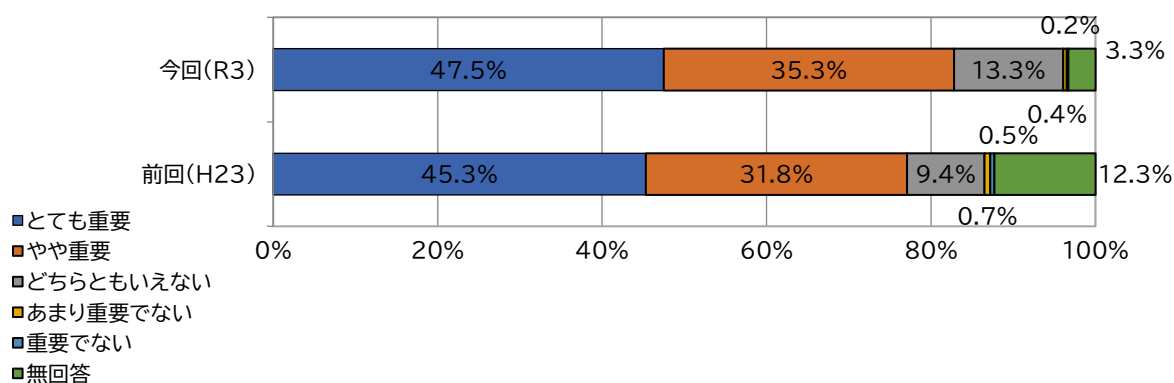
地球温暖化対策地域推進計画に基づき、公共施設の照明や街灯のLED化をはじめ、クールビズやライトダウンなどの節電対策やエコドライブ等のエコライフに関する普及啓発を図ってきた結果、本市の温室効果ガス排出量は、近年横ばいで推移していますが、令和3年4月に国が表明した2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を46%削減することを目指し、市民、事業者、市が一体となった温暖化対策を強化する必要があります。また、海洋プラスチックごみや廃プラスチック輸出規制の問題に対応し、プラスチックに大きく依存した生活スタイルを見直すことが求められています。

【市民意識調査結果】

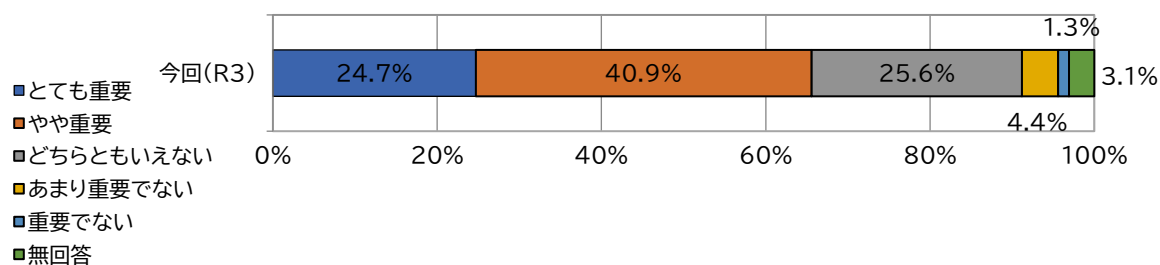
◎地球環境問題についての関心度



◎省エネルギー推進の重要度



◎環境に配慮した設備の導入促進の重要度



<施策の内容>

①脱炭素ライフスタイルの推進

- ・省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を普及させ、市民、事業者、市が一体となり、温暖化対策をより一層推進します。
- ・廃プラスチックの問題を解決し、石油資源の利用を減らす取組として、プラスチックの資源循環に加え、マイバッグやマイボトルの持ち歩きなど、利用自体を減らす脱プラスチックの普及を推進し、温室効果ガスの排出削減につなげます。

②省エネルギー設備・機器への転換

- ・ZEH（ゼッチ）※、ZEB（ゼブ）※の要件を満たした住宅・建築物の増加を目指し、家庭での家電製品の買換えや住宅の改修、事業所での設備・機器の入替えや、建物の改修にあわせた省エネルギー設備・製品の導入・転換を促進します。

※ ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

※ Z E B（ゼブ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物

《環境目標》

環境指標	現況値（H30）	目標値（R13）
市内の二酸化炭素排出量	318,000 t	205,000 t
Z E Bの要件を満たした住宅数	50 軒	500 軒

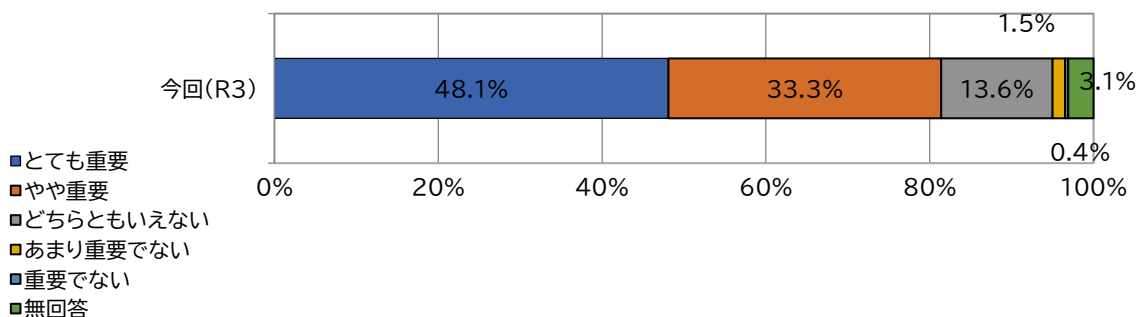
2) 再生可能エネルギーの普及拡大

<現状と課題>

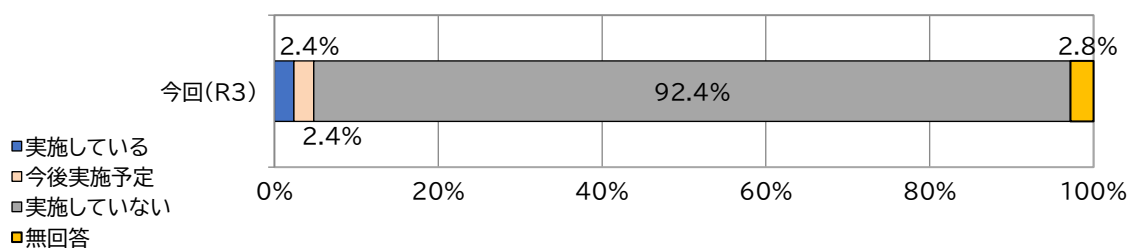
地中熱を利用したE S C O事業や民間事業者によるメガソーラー導入、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成などにより、再生可能エネルギーの利用促進を図ってきましたが、温暖化対策としての脱炭素化の加速・拡大は世界共通の最重要課題であることから、本市においても地域の特性を活かした再生可能エネルギーのさらなる利用を促進していく必要があります。

【市民意識調査結果】

◎再生可能エネルギー導入の重要度



◎住宅用太陽光発電システムの使用度



<施策の内容>

①自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の推進

- ・再生可能エネルギーの地産地消に向け、公共施設への率先導入を進めます。
- ・高いポテンシャルを有している地熱資源の有効活用を進めます。また、豊富な水資源やバイオマス等のクリーンエネルギーの活用に向け、民間事業者との連携のもと、調査・研究を進めます。
- ・住宅用・事業所用太陽光発電システムの普及拡大を図ります。

≪環境目標≫

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
再生可能エネルギー導入公共施設数	8件	16件以上
住宅用太陽光発電システム設置に対する市の補助件数(総数)	0件	100件以上

3) 脱炭素型まちづくりの推進

<現状と課題>

妙高市では各駅周辺から中山間地まで集落や施設が点在しており、人口減少や高齢化に加え、インフラの老朽化が進むことで、税収の減や、インフラ更新費用の増など多分野での課題が懸念されます。また、市民の移動手段としては自家用車への依存度が高く、商業施設の郊外立地などにより、公共交通利用者の減少が顕著であり、車を運転できなくなった高齢者などへの対応が困難になる可能性があります。

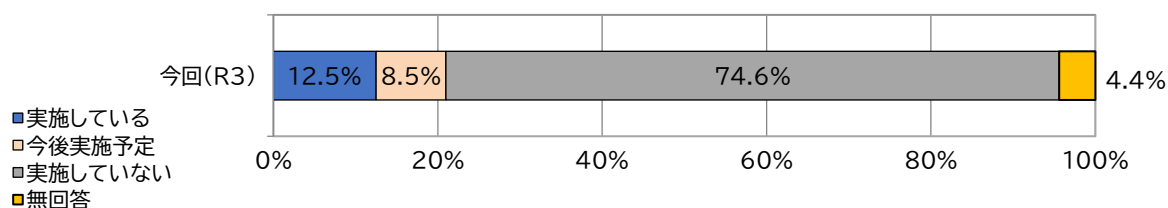
脱炭素型まちづくりを推進していくためには、都市機能の集約化と公共交通の利用促進などにより、社会経済状況の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちを実現することが重要です。

令和3年の年頭、「2035年までに乗用車の新車販売で電動車100%を実現する」との政府方針が示されましたが、現在の自動車市場は、従来車(ガソリン車、ディーゼル車)がおおよそ7~8割を占めています。

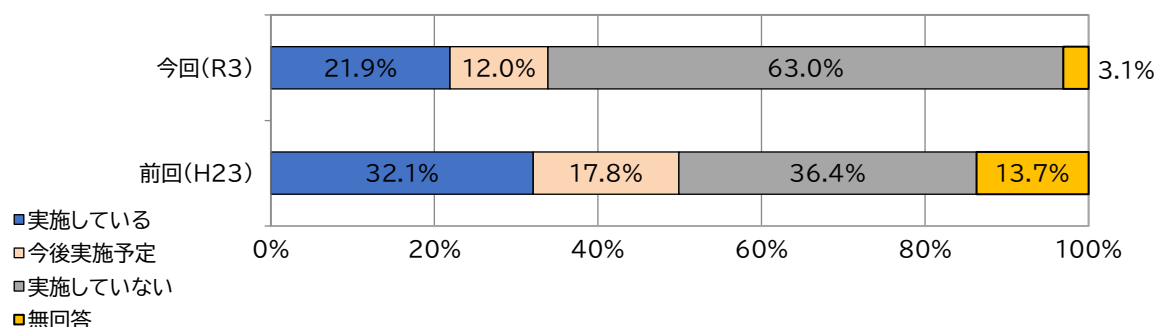
妙高市においても、運輸部門における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進していく必要があります。

【市民意識調査結果】

◎次世代自動車の使用度



◎マイカー利用抑制の実施度



<施策の内容>

①脱炭素型都市の形成（コンパクトプラスネットワーク）

- ・都市における脱炭素型まちづくりの取組として、拠点周辺への都市機能の誘導や、公共交通を基幹とした交通基盤の整備と利用の促進に努めます。
- ・公共交通を最大限活用しつつ、マイカー所有が避けられないエリアでのモビリティの電動化や自動運転化などの検討を進めます。
- ・マイカー移動からの転換を図るため、幅が広く障害物の少ない歩道・自転車道や駐輪場を整備し、歩行者・自転車にやさしいまちづくりを推進します。
- ・都市の緑は、自然環境に対する理解を深める場として大きな役割を果たしていることから、都市緑化の推進や、市民協働による緑地の保全・活用に努めます。
- ・市有施設等の照明や街路灯を、水銀灯や蛍光灯から長寿命で省エネ効果の高いLED照明へ転換するなど、設備の高効率化を進めます。

②自動車交通の脱炭素化の促進

- ・ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代クリーンエネルギー自動車（CEV：Clean Energy Vehicle）の普及促進を図ります。
- ・エコドライブや相乗り（カープール）の普及や、パーク＆ライド、パーク＆バスライド駐車場の利活用により、過度な自動車利用を抑制し、公共交通や自転車、徒歩への転換を促進することで、自動車由来の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

《環境目標》

環境指標	現況値（H25）	目標値（R13）
運輸部門の二酸化炭素排出量	75,000 t	46,000 t

2 気候変動に適応するまち

【脱炭素化】関連するSDGsの目標



1) 気候変動に強いまちづくりの推進

<現状と課題>

気候変動問題は年々深刻化し、既に気温の上昇や豪雨の頻度の増加、降水日数の減少、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に重大な影響を及ぼしています。

地域特性を踏まえた水害や土砂災害に強い都市づくり、ヒートアイランド現象の緩和等により、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避・軽減を図る適応策として取り組む分野の拡大や既存施策の強化が課題となっています。また、近年の気候変動などを要因とする自然災害など、過去には想像できなかった複雑多様化した課題が山積しており、各種対応が求められています。

<施策の内容>

①気候変動の現状と影響の的確な把握

- ・気候変動の影響は多岐にわたり、今後も新たな知見が出てくることが想定されることから、積極的に情報収集し、関連部署への情報提供を行います。

②気候変動適応策の推進

- ・気候変動による影響を市民に広く共有し、気候変動に対する適応策を社会全体で総合的に進めます。

2) 気象災害、熱中症・感染症等への対策の推進

<現状と課題>

気候変動が気温上昇や猛暑をもたらし、熱中症や感染症など、健康被害の増加が懸念されています。そのため、これらを未然に防ぐ対策が必要です。

<施策の内容>

①気象災害、熱中症・感染症等への対策の推進

- ・市の保健衛生や医療部門等を中心に、国や県とも連携し、熱中症や感染症の予防を強化します。

3 「もったいない」のライフスタイルが広がり、資源が循環するまち

【資源循環】関連するSDGsの目標



1) 資源を大切に使う行動の定着と資源の有効利用の推進

<現状と課題>

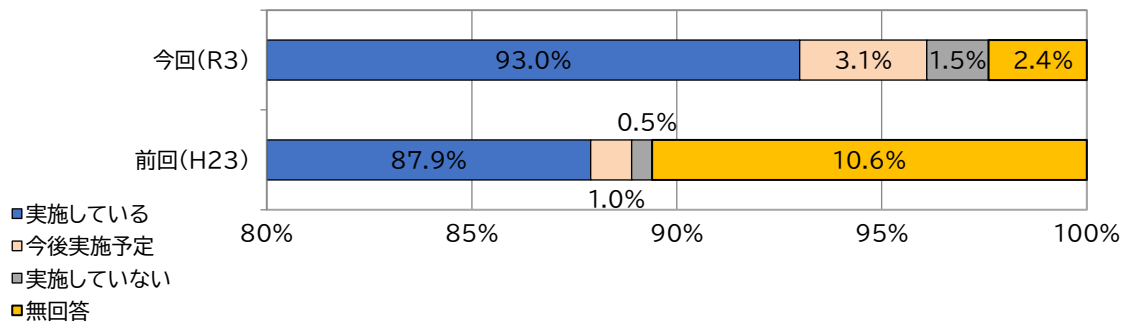
市では、ごみの減量・資源化を推進するために、11種14分別による分別収集と剪定枝、綿布、割りばしなどの拠点回収のほか、不用品登録制度を活用した再使用の促進などの取組を行っています。また、学校・地域・団体を対象とした学習会の開催や、ホームページなどを通じた情報発信など、ごみの分別に関する啓発活動に取り組んでいます。

これらの取組により、ごみの焼却処理量は、ほぼ横ばいとなっています。また、人口減少などに伴い、資源物を含めたごみの総排出量は減少しているものの、市民1人当たりの排出量は増加傾向にあります。

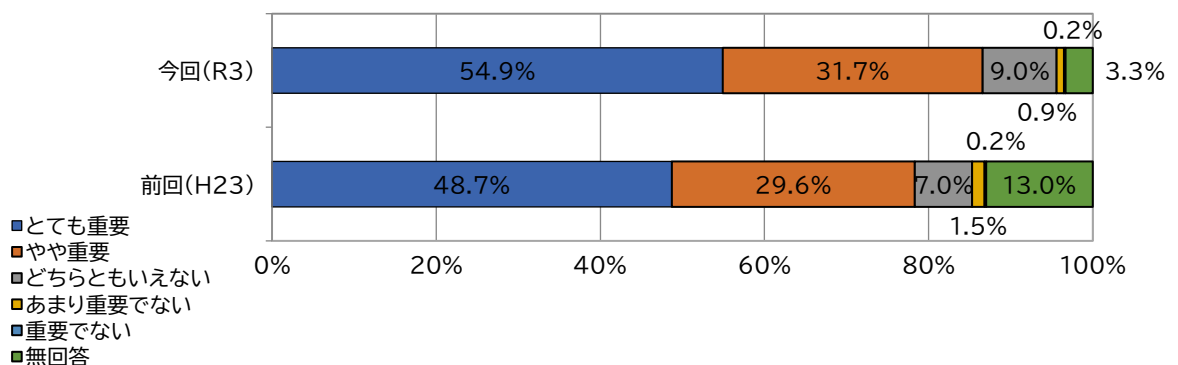
そのため、引き続き、「もったいない」の意識を高めるとともに、3Rの取組を進める必要があります。

【市民意識調査結果】

◎ごみ分別によるリサイクルの実施度



◎廃棄物対策とリサイクルの重要度



<施策の内容>

①廃棄物の発生・排出抑制の推進

- ・使い捨て商品避ける、マイバッグやマイボトルなどを持参する、必要な物を必要な量だけ買うといった意識を啓発し、ごみの排出抑制（リデュース）に積極的に取り組みます。
- ・物は大切に長く使うという意識を高めるとともに、リユースコーナーや不用品登録制度を周知し、不用品の再利用（リユース）を促進します。

②資源の有効利用の推進

- ・ごみのリサイクルを推進するため、分別方法などに関する情報を提供し、分別の徹底を図ります。
- ・資源化が可能なごみについて、新たな再資源化の手法を検討し、さらなるリサイクルの推進・拡大に取り組みます。
- ・製品プラスチックを含め、プラスチック資源のわかりやすい分別収集やリサイクル手法について検討します。
- ・家庭での生ごみの自家消費や堆肥化を推進します。
- ・家庭ごみや事業ごみへの混入が多い紙類の分別について、周知啓発します。
- ・事業所におけるごみの適正な分別方法を指導し、再資源化を推進します。
- ・飲食店等における食べきり運動の普及、自宅での食品ロス削減への配慮促進など、食品廃棄物の削減に向けた取組を推進します。

<環境目標>

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
ごみの年間総量	14,021 t/年	11,941 t/年
1人1日当たりの家庭ごみの排出量	482 g	403 g
ごみの資源化率	31.0%	50.0%

2) ごみ散乱・不法投棄の防止

<現状と課題>

不法投棄については、地域の主体的な回収、ボランティアによる回収、不法投棄監視員及びクリーン巡視員による回収、業者への委託回収などにより、未回収箇所は減少しています。大量の不法投棄へ結びつかないよう、ポイ捨てごみからの未然防止対策が重要となります。

<施策の内容>

① ごみ散乱・不法投棄の防止対策の推進

- ・空き缶や空きびん、紙くず、たばこ等のポイ捨て、ペットのふんの放置などを防止するため、ごみの持ち帰りや、適正な分別・処理に関する啓発に努めます。
- ・広報紙等を通じて不法投棄の現状や防止活動の取組を周知し、不法投棄をして

はいけないという意識を高めます。

- ・不法投棄監視員やクリーン巡視員による定期的なパトロールを実施するとともに、不法投棄されやすい箇所への防護柵や看板の設置、草刈り等の防止対策に努めます。

<環境目標>

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
不法投棄未回収箇所数	0か所	現状維持

3) ごみ処理施設等の延命化と効率化

<現状と課題>

焼却処理施設の「妙高クリーンセンター」は稼働後 26 年経過し、資源物中間処理施設の「あらい再資源センター」は稼働後 28 年経過しており、両施設とも各所で経年的劣化などがみられます。このうち妙高クリーンセンターでは、令和 3～5 年度で基幹改良工事を実施します。今後も円滑な管理運営の維持・継続には、計画的な補修による施設の長寿命化を図る必要があります。

「妙高高原最終処分場」は、稼働後 21 年経過しており、第 1 次妙高市一般廃棄物処理基本計画策定時の試算では、埋立終了を平成 27 年度と見込んでいましたが、その後の埋立量の減少により、埋立残余期間が 13 年となり、令和 10 年度まで延伸が見込まれます。引き続き、適正な管理とあわせ、埋立量をできるだけ減少させる取組を進める必要があります。

<施策の内容>

①持続可能な適正処理の確保と維持管理の効率化

- ・妙高クリーンセンターは、老朽化に対応するとともに、環境基準を順守するため、長寿命化総合計画に基づく大規模改修を行い、安全で適正な維持管理に努めます。
- ・あらい再資源センターは、老朽化に対応するため、施設の適正な機能維持を図るとともに、今後の施設のあり方を検討します。
- ・妙高高原最終処分場は、引き続き環境基準を順守した適正な維持管理を行います。また、埋立てごみの破碎による減容化を徹底することで、搬入量の削減に努め、最終処分場のさらなる延命化を図るとともに、埋立完了後以降の最終処分方法の検討と準備を進めます。

<環境目標>

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
クリーンセンターにおけるごみの焼却処理量	9,272 t	8,359 t
最終処分場での年間処分量	1,056 t	960 t

4 美しい自然環境を守り、共に生きるまち

【自然共生】関連するSDGsの目標



1) 自然環境の保全と活用

<現状と課題>

妙高山麓一帯は、妙高戸隠連山国立公園(当市面積 16,167ha)に指定されており、妙高山の前峰ともいえる標高 900~1,200mの山稜域は、久比岐県立自然公園(南葉山地区)にそれぞれ指定されていることから、工作物の新築、改築又は増築などについて、自然公園法や県自然公園条例などの関係法令に基づき適正な指導に努めています。

また、「妙高市の自然環境を守る条例」において、市内6か所を自然環境保護地区に指定するとともに、「妙高市斑尾高原自然環境保全条例」により、斑尾高原の開発行為を規制するなど、市内のすぐれた自然環境の保全に努めています。

今後も、国立公園をはじめとした豊かな自然環境の保護と利用を両立し、次代に引き継いでいくことが求められています。

「国立公園妙高の鳥」に指定しているライチョウの確認数が減少傾向にあることや、いもり池における湿地の陸地化が進んでいることなどから、生物多様性をはじめとする保全活動のさらなる充実が求められています。

■自然公園法による指定

公園名	区分	面積
妙高戸隠連山国立公園	特別保護地区	1,805ha
	第1種特別地域	1,768ha
	第2種特別地域	5,693ha
	第3種特別地域	6,901ha

■新潟県立自然公園条例による指定

公園名	区分	面積
久比岐県立自然公園	第3種特別地域	1,880ha

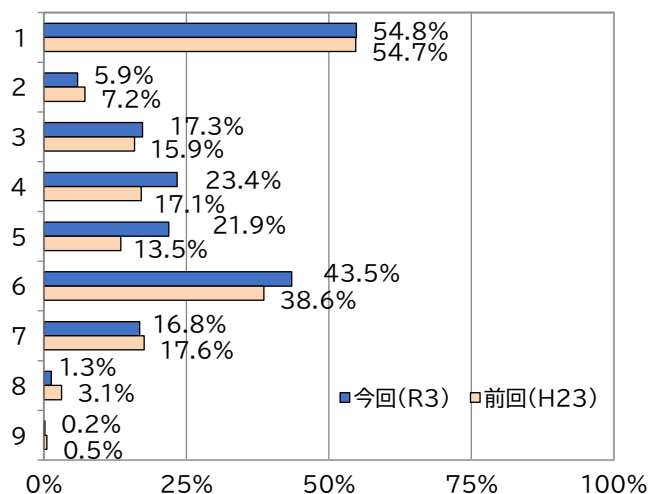
■「妙高市の自然環境を守る条例」に指定されている自然環境保護地区

指定地区名	面積	指定地区名	面積
南葉山系自然環境保護地区	5,193ha	東山丘陵自然環境保護地区	450ha
黒倉山系自然環境保護地区	1,722ha	松山自然環境保護地区	229ha
高床山系自然環境保護地区	484ha	経塚山自然環境保護地区	6ha

【市民意識調査結果】

◎自然環境（国立公園、県立自然公園）が果たすべき役割

1	自然とふれあう場である
2	野外レクリエーションを行う場である
3	休息の場である
4	自然について学習する場である
5	野生生物の生息地である
6	国や地域を代表する優れた自然を後世に残す場である
7	地域の発展に役立つ観光地である
8	わからない
9	その他



<施策の内容>

①環境配慮への適正指導・監視

- ・国立公園・県立公園内では、将来にわたる持続的な保全・活用を図るため、関係法令等に基づいた適正な指導を行います。
- ・大規模な開発行為については、市の土地利用計画に沿った秩序ある土地利用や周辺の自然と均衡のとれた開発を誘導するため、既存制度の適正な運用を図るとともに、必要に応じ、土地利用調整制度の見直し等を進めます。
- ・開発事業に関する環境配慮指針を事業者にも周知啓発するとともに、周辺環境や景観に影響を及ぼさないよう適切な施設の維持管理を指導します。

②地域資源としての保全と活用

- ・ライチョウが安定的に生息できる環境づくりを進めます。
- ・いもり池における外来生物対策など、自然環境を脅かす各種課題の解決に向けた保全活動を強化します。
- ・登山道、遊歩道等の施設整備や適正な維持管理を進めます。
- ・妙高高原ビジターセンターを核とし、ネイチャーツアーの充実を図ります。

≪環境目標≫

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
ライチョウの確認数	22羽	現状の個体数を維持
国立公園妙高利用者数	1,162千人	1,850千人
入域料協力金額	398万円	450万円

2) 生物多様性の保全

<現状と課題>

動物では、国の特別天然記念物であるカモシカやライチョウ、天然記念物であるイヌワシなどが確認されるほか、植物では、天神社の大スギ（関川）が国の天然記念物に指定されているほか、特定植物群落※として妙高山のチシマザサ群落や沼の湿性草原、池の平のシラカンバ林など12件が選定されています。近年では、地球温暖化に伴う気候変動、開発に伴う生息地の破壊、外来生物の移入など、生物多様性への脅威が新たな問題となってきています。

そのため、「妙高市希少野生動植物保護条例」に基づき、環境省をはじめとする関係機関と連携し、希少な野生動植物の調査と保全を進める必要があります。

一方、里地里山における鳥獣による被害については、捕獲体制の強化と地域住民との連携による追い払い活動により、ツキノワグマ、ニホンザル等による人身被害、農作物被害は減少傾向にあります。しかし、イノシシの生息数と生息域が拡大し、農作物以外の農道や畦畔等への被害が出ていることや、主に山域で多く目撃されるニホンジカの食害により希少な植物等への影響が懸念されることから、個体数を適正に管理する必要があります。

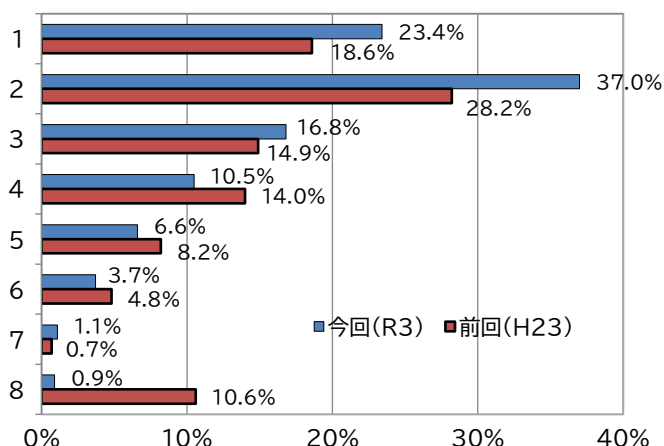
※ 特定植物群落

原生林またはそれに近い自然林、希少な植物群落または個体群など8項目の基準により、学術上重要な群落、保護を要する群落等を環境省(第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書(平成12年))が選定したもの

【市民意識調査結果】

◎生物多様性保全の重要度

1	絶滅のおそれのある野生動植物の保護、外来種の駆除
2	サルやイノシシなどによる農作物被害の防止など有害鳥獣対策
3	観光開発などにおける野生生物や自然環境への配慮
4	植林活動や清掃活動の積極的な実施
5	生物多様性に関する情報の共有化
6	生物多様性に関する調査・研究の取り組み
7	その他
8	無回答



<施策の内容>

①貴重な動植物の保護

- ・保護すべき野生動植物の生息・生育状況の把握、絶滅が危惧される野生動植物や保護地域などについて調査研究を行います。
- ・野生動物の保護や繁殖を図るため、県と連携、協議し、鳥獣保護区（県指定）の指定・管理や適正な個体数調整を実施します。

- ・ 国立公園をはじめとする希少な自然資源の調査と保全を進めます。

②希少野生動植物・高山植物の保護及び生物多様性の保全

- ・ 市民の貴重な財産である野生動植物を絶滅の危機から守り、次代へ継承するため、「妙高市希少野生動植物保護条例」に基づき、希少な野生動植物の調査と保全に努めます。
- ・ 国や県、自然保護団体などと連携し、高山植物や山野草の盗掘防止、オオハンゴンソウをはじめとする特定外来生物の駆除など生物多様性の保全に努めます。
- ・ 開発や造成による野生動植物の生息・生育環境の悪化が回避・低減されるよう、開発事業者への監視・指導を強化します。

※ 特定外来生物

外来生物であって、在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体及びその器官

③野生鳥獣の個体数調整

- ・ 里地里山におけるツキノワグマやニホンザル、イノシシ等による人的被害や農作物被害を防止するため、猟友会などと連携して有害鳥獣を捕獲し、個体数の適正管理に努めます。
- ・ 専門的知見を有する専門機関との連携や I C T を活用した最新の捕獲機器の導入などにより、生息実態の把握と効果的な捕獲手法を研究します。
- ・ 市民の狩猟免許保有者の拡大を促し、捕獲体制の強化を図ります。

《環境目標》

環境指標	現況値 (R 2)	目標値 (R13)
イノシシ、クマ等による人的被害件数	1 件	0 件

3) 環境保全型農業の推進

<現状と課題>

農薬や化学肥料の使用を抑えた自然環境にやさしい農業である環境保全型農業※や新潟県特別栽培農産物認証制度により、安全・安心な農作物の生産が進められています。

環境意識が高まる中、減農薬・減化学肥料で環境負荷の少ない農業を推進していくことが必要です。

※ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

<施策の内容>

①環境保全型農業の推進

- ・国の制度などを活用した環境保全型農業を推進し、環境にやさしい農産物づくりに努めます。
- ・折組者数が減少している新潟県特別栽培農産物認証制度※ について、環境保全効果などを周知啓発し、取組の拡大に努めます。

※ 新潟県特別栽培農産物認証制度

農産物（水稲含む。）の農薬や化学肥料の5割低減栽培の推進

≪環境目標≫

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
環境保全型農業直接支援対策事業における取組面積	56.8ha	110ha

4) 農地の保全と活用

<現状と課題>

農業者の高齢化・減少に伴い、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加している中、担い手への農地の集積・集約化を促進し、優良農地の確保と耕作放棄地の発生抑制に努める必要があります。また、農業用施設の老朽化が進む中、維持管理にかかる農業者の負担が大きくなっているため、計画的な施設整備による長寿命化や作業の省力化が必要となっています。

また、里地里山におけるツキノワグマ、ニホンザル等による人身被害、農作物被害は減少傾向にありますが、イノシシの生息数と生息域が拡大し、農道や畦畔等への被害が出ていることから、被害状況に応じた対策を講じる必要があります。

<施策の内容>

①優良農地の確保と農地利用の最適化の推進

- ・ほ場整備を契機とし、区画拡大による農作業の効率化を図るとともに、集落内での話し合いによりマッチングを進め、農地中間管理事業（国事業）等の活用により、意欲のある担い手への農地の集積・集約化を促進し、耕作放棄地の発生抑制に努めます。
- ・農地・農業用施設の適切な保全管理を進め、農作業の効率化・省力化を図るため、ICTを活用したスマート農業を推進します。
- ・適正な土地利用を図ることにより、農地の保全を図り、水源涵養や洪水防止、棚田による景観形成など、農地の持つ多面的機能の維持・向上を図ります。

②鳥獣による農作物被害の防止

- ・農作物被害が大きな地域では、集落環境診断等を通じて被害状況に応じた地域ぐるみの効果的な被害防止対策に取り組みます。

- ・里山整備等により、人と鳥獣との棲み分けを図ります。

《環境目標》

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
担い手への農地の集積率	45.7%	70.0%
有害鳥獣による農作物被害額	870千円	0千円

5) 森林の多面的機能の維持・発揮

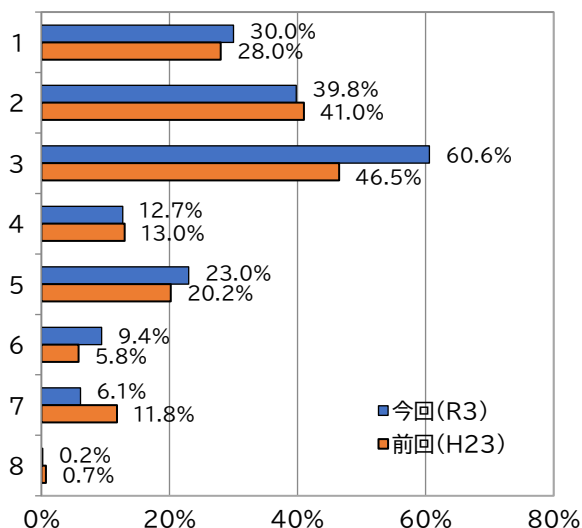
<現状と課題>

本市の77.8%を占める森林は、水源涵養や土砂災害防止機能をはじめ、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、多様な生物の生息環境など多面的な機能を有していますが、木材産業の停滞や担い手の高齢化などに伴い、管理の行き届かない森林が増加しているため、適切な森林整備を推進する必要があります。

【市民意識調査結果】

◎森林や農地の役割

1	河川の流量を安定させ、川や海の水質を浄化する水源かん養の役割
2	森林などが二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなどの環境を保全する役割
3	山崩れや洪水などの自然災害を防止する役割
4	多様な生態系を育み、様々な生物が生息する場を提供する役割
5	緑地や景観などの美しい自然環境を維持する役割
6	農林水産業体験や自然体験などの教育実践の場を提供する役割
7	地域の祭りや郷土料理などの伝統文化を守り育てていく役割
8	その他



<施策の内容>

①森林の多面的機能の維持・発揮

- ・森林の有する多面的機能を発揮させるため、国・県・市の森林にかかる各種支援事業に加え、森林環境譲与税を活用して、森林所有者や林業経営体と連携し、下刈りや除間伐等の適切な森林整備を推進します。

②里地里山の保全

- ・生物の生息・生育環境や自然資源の供給などの観点から重要な里地里山を守るため、地域住民等による保全管理や森林資源の利用など、取組の拡大を図ります。

《環境目標》

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
市内にある民有林、分収林の森林整備面積	367ha	802ha 以上

6) 水辺空間の保全

＜現状と課題＞

河川や水辺などは、人々にやすらぎを提供する場であるとともに多様な動植物の生息・生育地として重要な空間となっています。その水辺空間が本来有している自然状態の保持に留意し、水生生物の保護や生育・生息環境の確保を図る必要があります。

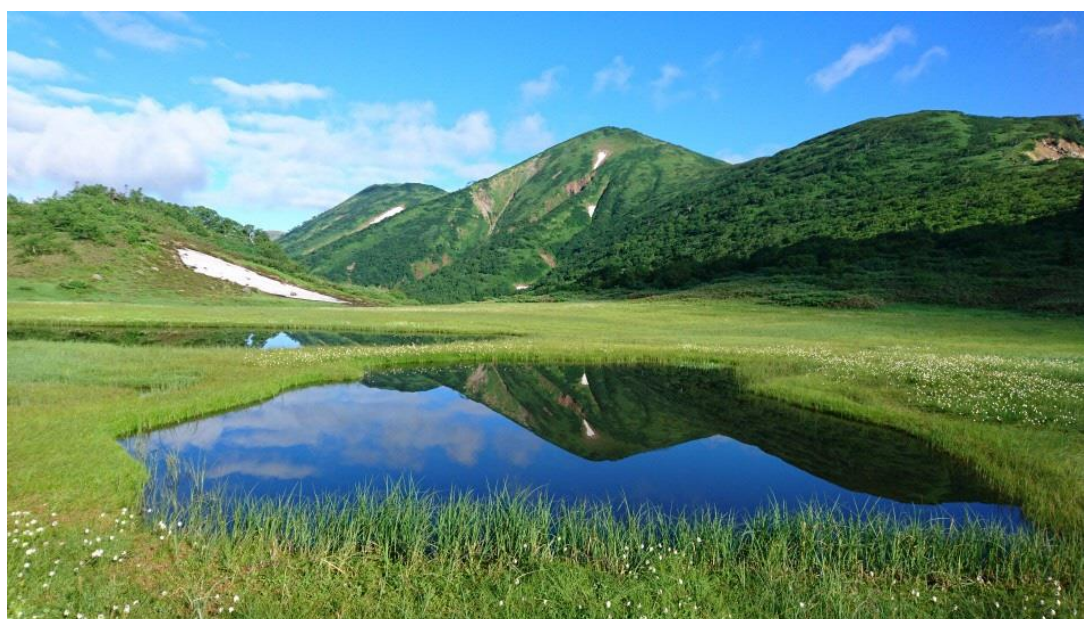
＜施策の内容＞

①親しめる水辺環境の保全・再生

- ・多様な動植物が生息・生育する河川や水路など、豊かな水辺環境を保全するため、適正な流水の確保、生活排水の水洗化の促進による水質の改善等に関係機関と連携し取り組みます。
- ・砂防・水辺公園など、市民が水に親しみ、水環境への理解を深めることにつながる施設の維持・保全や整備を進めるとともに、河川などの清掃・美化活動の実施やごみ投棄の監視など、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動を行います。

《環境目標》

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
砂防・水辺公園の整備数	14 か所	現状維持



5 安全・安心に、快適に暮らせるまち

【環境保全】関連するSDGsの目標



1) 環境リスクの管理

<現状と課題>

①大気汚染

大気汚染の原因は、工場や事業所、自動車などから排出されるばい煙(二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化窒素、炭化水素等)などの有害物質によるものとされます。市内では、工場や事業所のばい煙対策により、大気汚染はほぼ発生していませんが、監視を継続していく必要があります。

②水質汚濁

市内には、本市を南北に縦断する関川、矢代川をはじめ、大田切川、渋江川など多数の中小河川が流れています。これらの河川は水道水源や生活用水、工業用水、農業用水など多目的に利用されていることから、引き続き有効活用できるよう水質環境を保全していく必要があります。

また、関川水系は、昭和48年に行った全国総点検の結果、一部の魚類で魚介類の水銀の暫定的規制値相当を超えていることが判明し、それ以来、魚類の食用抑制などの指導が新潟県によって実施されています。

③地下水、土壌汚染

地球温暖化や都市化に伴う水循環サイクルの崩れ、過疎化や高齢化による荒廃農地の増加により保水力の低下や、豪雪時における消雪パイプの過剰揚水などにより、新井地域の市街地では地下水位の低下傾向が見られます。このため、節水型の消雪パイプ施設の導入を図るとともに、地下水涵養などを目的に、公共施設や一般住宅・事業所での雨水浸透ます、雨水貯水槽の設置、水田湛水化を進めています。

また、県が平成13年度に実施した概況調査で、市内1地点において1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが環境基準を超えて検出されました。以前に当該土地を使用していた事業所(廃業)が汚染原因と推測されていますが、跡地を引き継いだ事業所が汚染土壌の浄化作業を行っており、県と市に対して定期的な報告も行われています。

引き続き、地下水位の低下や、土壌汚染の監視を実施していく必要があります。

④騒音・振動・悪臭・化学物質対策

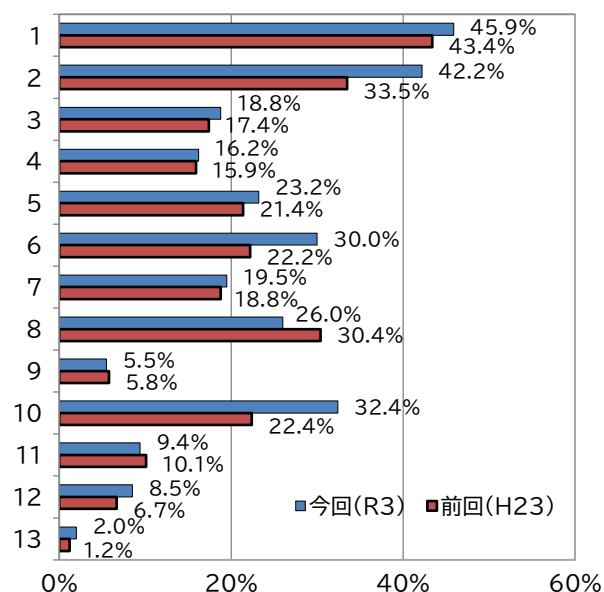
騒音や振動の主な発生源としては、工場・事業所、建設作業、自動車などがあります。本市では、環境基本法に基づき、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準(環境基準)を定めており、調査・測定を行い、状況を把握するとともに

に、必要に応じて施設管理者などへ改善を求めています。

【市民意識調査結果】

◎快適で住みよい環境の重要さ

1	大気汚染や悪臭のない空気
2	川、池、湖の水のきれいさ
3	住まい周辺の静かさ
4	緑豊かな森林
5	身近な水辺や緑などの自然とのふれあい
6	自然景観の美しさ
7	正しいごみの分別と処理
8	不法投棄の撲滅
9	街並みや家並みの美しさ
10	ゆとりある歩道や道路
11	広々とした公園や広場
12	歴史的・文化的雰囲気
13	その他



<施策の内容>

①大気環境の保全

- ・県の常時監視測定局により監視・測定を行います。また、光化学スモッグ注意報などが発令されたときは、速やかに市民に周知します。
- ・脱炭素化の取組として、次世代クリーンエネルギー自動車の導入促進、エコドライブの普及促進などを進めます。

②水質環境の保全

- ・水質保全のため、河川の水質調査、工場・事業所の排水調査、魚類水銀調査や底質水銀調査などによる監視を行います。

③土壌・地下水汚染の防止

- ・地下水を保全していくため、市内の地下水の水質の測定を継続して行います。
- ・水資源の保全や節水意識の高揚を図るため、雨水貯水槽の普及を図るとともに、雨水浸透ますの設置や水田湛水化による地下水涵養を推進します。
- ・県と連携し事業所における有害物質の使用状況の把握や地下水の概況調査を行うとともに、産業廃棄物処分場跡地の継続的な監視を行うなど、地下水の保全に努めます。
- ・冬期間の地下水揚水量の増加に伴い、長期的には地下水位の低下がみられることから、計画的に消雪パイプを節水型に更新し、地下水源の保全を図ります。

④騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

- ・環境基準の達成状況を把握するため、一般地域、道路に面する地域、高速道路沿

道地域で環境騒音の測定を実施します。

- ・事業所等から発生する騒音、振動、悪臭については、適切な対策が図られるよう法令に基づく規制、指導を実施します。

《環境目標》

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
大気環境基準達成状況 (大崎観測局)	二酸化窒素:1/1 浮遊粒子状物質:1/1 光化学オキシダント:0/1	二酸化窒素:1/1 浮遊粒子状物質:1/1 光化学オキシダント:1/1
河川の水質環境基準達成状況 (市内8観測地点のBOD75%値)	87.5% (7/8)	100% (8/8)
騒音環境基準達成状況 (市内13観測地点)	100% (13/13)	100% (13/13)
水洗化率	94.9%	95.5%

2) 地域ぐるみの美化活動の促進

<現状と課題>

市内において、生活や事業を営むすべての人が、環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動に取り組むことが求められています。

自然環境の面では、NPO法人や活動団体による自然観察会の開催や遊歩道などの保全活動が行われているほか、環境美化や景観保全の面では、「クリーンパートナー制度※」による「公共の場所」での清掃や草取り、花壇の手入れや、「妙高市民の心」の活動において、地域のごみ拾いや花植えなど、市民や事業所、市による協働での活動が行われています。

市民や地域、事業所などが主体的に取り組む自然保護活動や環境美化活動を広く紹介するなど、活動が拡大するよう支援を行うとともに、環境保全活動に意欲的な人材・団体などを育成する必要があります。

※ クリーンパートナー制度

市民と行政が協働で進める新しい「まち美化プログラム」。公園や道路、河川敷など、多くの人が利用する「公共の場所」での環境美化活動（清掃・草取り・花壇の手入れなど）に対して、市がその活動に必要な物品などの支給や貸与、傷害保険への加入などを支援する制度

<施策の内容>

①美しい景観の保全

- ・クリーンパートナー制度を活用し、事業所周辺等のごみ拾いや草取りなど自主的な環境美化活動を促進します。
- ・環境に関する講演会や講習会などを開催し、環境保全意識を高め、自主的な行動を促進します。

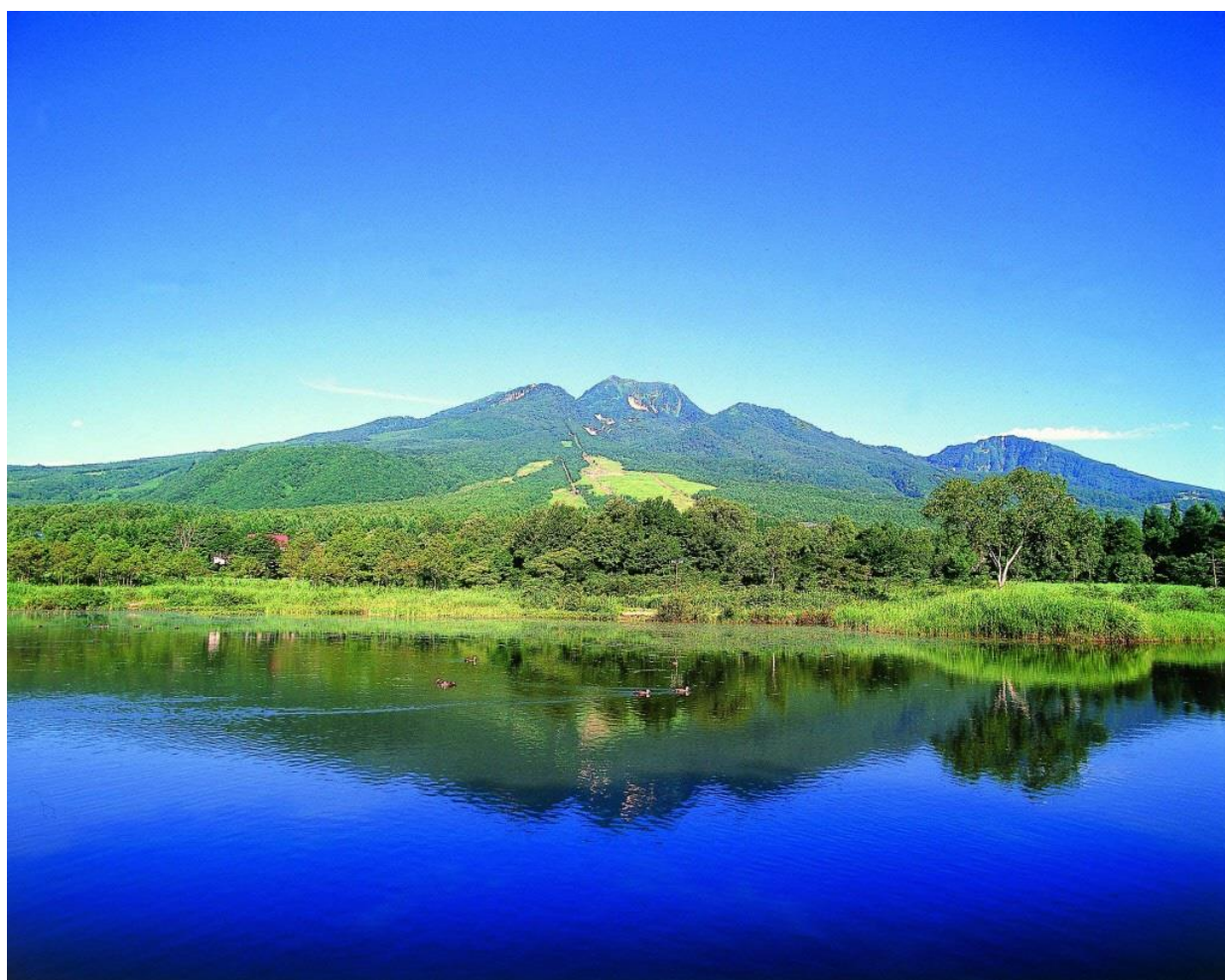
- ・環境保全に関わる市民団体間のネットワークを形成し、それぞれが連携した活動を促進します。
- ・ISO14001 や中小事業者等を対象としたエコアクション 21[※] など環境経営システムの取得による環境経営の導入に努めます。

※ エコアクション 21

すべての事業者が、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン

《環境目標》

環境指標	現況値 (R2)	目標値 (R13)
クリーンパートナー活動団体数	23 団体	50 団体
環境関連活動団体数	12 団体	15 団体



6 みんなが環境について学びを深め、次代へ引き継ぐために行動するまち

【学びと行動】関連するSDGsの目標



<現状と課題>

持続可能な社会をつくるためには、今日の複雑・多様化する環境問題を一つ一つ解決していくことが重要であり、環境に配慮して行動することで、豊かな自然環境や、爽やかな空気、清らかな水を次代に引き継いでいくことができます。

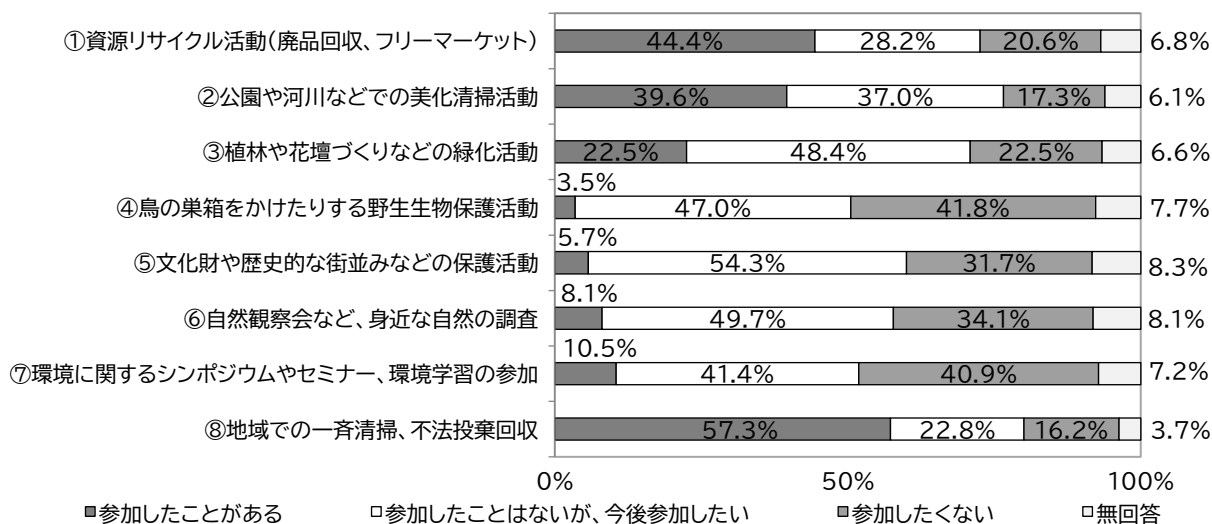
市では、関係機関と連携し、森林や水辺の植物・生物、源流体験、希少野生動植物などをテーマとした体験学習（みどりの環境学習）の実施や、緑の少年団活動への支援などのほか、身近な環境に関心を持ち、環境保全意識を高め、実践を促すための啓発活動として、地域団体などへの出前講座の実施や、事業所向けには環境省が定めた環境経営システム（エコアクション21）の認証取得に向けた支援を行っています。また、市内の小・中・特別支援学校及びこども園・保育園では、各校・園単位で環境教育計画などを作成して、身近な環境の大切さや、様々な環境問題について学習活動を展開しています。

一方、地域団体や事業所、ボランティア団体においては、春と秋の町内一斉清掃活動や、クリーンパートナー協力事業所による美化活動のほか、いもり池のスイレンや笹ヶ峰高原のオオハンゴンソウなどの外来生物の駆除活動など、生活環境や生態系保全の取組が実践されています。

引き続き、環境保全に係る意識啓発を図るとともに、市、市民、事業者、滞在者、環境保全団体、研究機関など多様な主体が有機的に連携し、環境配慮の取組を進めていく必要があります。

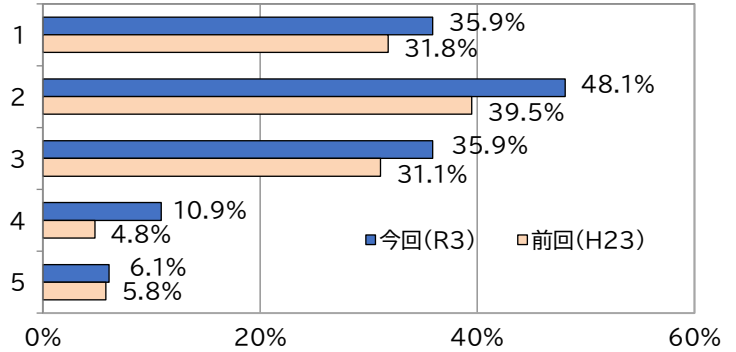
【市民意識調査結果】

◎環境保全活動の参加状況



◎環境保全活動の弊害

1	環境問題の現状や対策に関する情報がない
2	活動を行うための時間がない
3	活動を行う方法がわからない
4	活動に興味がない
5	その他



<施策の内容>

1) 学び

①環境情報の収集・発信

- ・市民や事業所の環境意識の醸成を図るため、環境と経済社会活動、自然環境に関する情報収集を強化するとともに、市の広報（LINE等のSNSの活用）や環境に関するイベントなどを通じて、それらの情報提供を行います。
- ・エンカル消費（持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域などに配慮した思いやりのある消費行動）の主体的な実践につながる情報提供及び普及啓発に努めます。
- ・環境保全活動に積極的に取り組む個人・団体を表彰するとともに、その活動内容や各地域の先進的な取組等を紹介します。

②環境教育の推進

- ・複雑・多様化する環境問題に関する課題解決に向けて、学校や環境保全団体などと連携し、環境プログラムや環境教育を学ぶことのできる（身近な環境や自然環境を活かした体験的な環境学習）機会を創出します。
- ・「緑の少年団」への活動支援などにより、緑に親しみ、緑を愛し守る子供たちを育成します。

③環境学習の推進

- ・複雑・多様化する環境問題に関する課題解決に向けて、妙高高原ビジターセンターや妙高高原自然保護官事務所、国立妙高青少年自然の家、林野庁関東森林管理局上越森林管理署、国際自然環境アウトドア専門学校、一般財団法人上越環境科学センター、環境保全団体などと連携し、環境プログラムや環境教育を学ぶことのできる機会を創出します。
- ・環境保全団体などの活動支援や環境に対する人材育成を図るため、自然体験や社会体験などの「体験活動」を通じた環境学習などを推進します。

《環境目標》

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
環境教育の年間取組学校数	8校	市内全校
環境学習への年間取組団体数	1団体	10団体

2) 行動

①地域 ～地域コミュニティとの連携強化～

- ・再生可能エネルギーの活用、住宅用太陽光発電システムの設置、ゼロカーボンの推進、次世代クリーンエネルギー自動車の購入、ごみの減量化、家庭用生ごみ処理機（キエーロなど）の普及促進などを通じ、環境に配慮した生活への転換を進めます。
- ・ごみ拾いや草取りなど地域のコミュニティを中心とした環境美化活動を通じて、地域を愛する心を育みます。
- ・地域の環境活動などにおいて、幅広い年代の市民が参加できる仕組みづくりに努めます。

②事業所 ～事業者との協働体制の構築～

- ・「エコアクション21」や、「ISO14001」といった環境認証システムなどの導入を進め、環境負荷の低減に資する事業活動を支援します。
- ・「クリーンパートナー制度」による環境美化活動を支援するとともに、活動団体の拡大に努めます。
- ・事業所用太陽光発電システムの設置、次世代クリーンエネルギー自動車の導入などの支援を通じ、環境に配慮した事業活動への転換を進めます。

③環境保全団体等のネットワーク化

- ・市民や事業者、国・県機関、専門学校など、多様な主体による環境団体のネットワーク化を図り、様々な活動に関する情報を一元化してネットワーク内外に発信することによって、活動団体、研究機関、環境保全活動と参加を希望する市民を結び付け、それぞれが連携して環境保全活動を行える体制を整えます。

《環境目標》

環境指標	現況値（R2）	目標値（R13）
エコアクション21、ISO14001 認証取得事業所数	12団体	25団体
生命地域妙高ゼロカーボン推進企業登録数	0企業	100企業

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げる目指すべき環境像や基本目標を実現するためには、市民、事業者、市等がそれぞれの役割を認識し、自主的に環境に配慮した行動をとることが大切です。

市の関係各課（局）は、横断的な連携を図り、施策を推進していきます。さらに、市民、事業者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員により構成し、専門的な視点から本市の環境の状況や施策の実施状況について、調査審議を行う「妙高市環境審議会」において、施策の実施状況や目標の達成状況の点検・評価等を行いながら、本計画を推進していきます。

また、広域的な取組が求められる施策については、国や県、周辺自治体等と連携、協力を図っていきます。

2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルの考え方に基づき、Plan（計画）⇒ Do（実施）⇒ Check（点検・評価）⇒ Action（見直し）の流れで進行管理を行い、施策の実施状況や目標の進捗状況について、点検・評価・改善を実施していきます。

なお、今後策定される妙高市総合計画との整合性や、社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

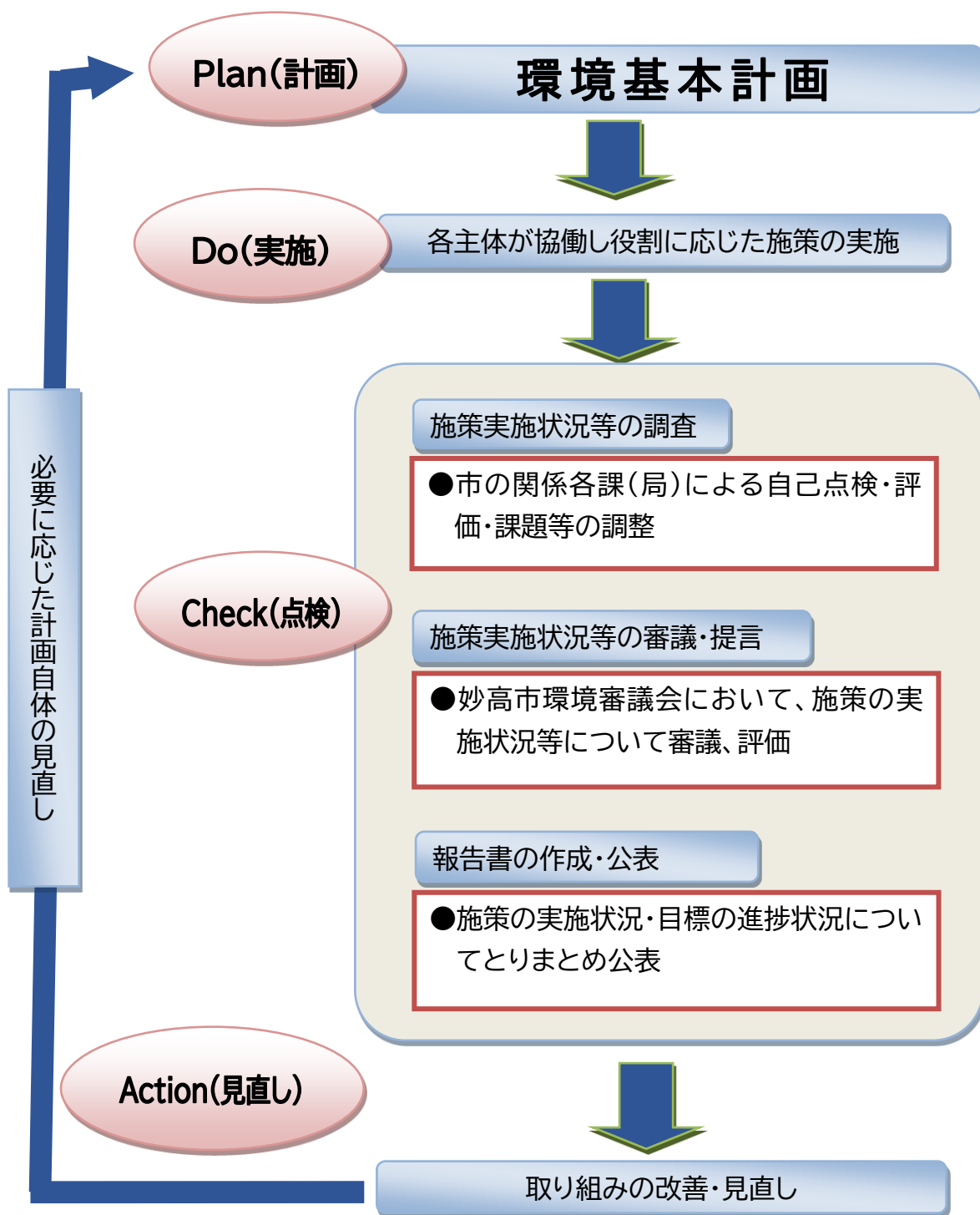


図 計画の進行管理

< 資料編 >

目 次

資料1	妙高市環境基本条例等	44
1	妙高市環境基本条例	44
2	妙高市環境審議会規則	50
3	生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言	51
4	生命地域妙高ゼロカーボン推進条例	52
資料2	「環境に関する市民・事業所意識調査」結果	55
1	市民意識調査	56
2	事業所意識調査	72
資料4	第2次妙高市環境基本計画の策定経過と体制	80
1	策定経過	80
2	策定体制	81

資料1 妙高市環境基本条例等

(1) 妙高市環境基本条例

平成11年3月26日条例第8号

改正 平成16年12月16日条例第64号

妙高市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第8条）

第2節 環境基本計画等（第9条・第10条）

第3節 基本施策（第11条—第25条）

第4節 関川水系の総合的環境の保全及び創造（第26条）

第3章 環境審議会等（第27条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物

の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 市民等 市民、滞在者及び民間団体をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を共有する上で必要な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とし、持続的に発展することができる社会が構築されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように適切に行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民等が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。

5 地球環境保全は、人類の共通の課題であることを認識し、国の内外の地域と連携しながら、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、及び回復すること。
- (3) 自然環境の適正な整備により、人と自然が共生することができる環境を確保すること。
- (4) 身近な自然及び地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的な環境との調和及び水資源の利用を図り、快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の発生の抑制、再生資源の利用、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (6) 市民が人と環境との関わりについて理解と認識を深めるため、環境教育及び学習を推進すること。
- (7) 地球環境の保全に資する施策を推進すること。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者及び市民等の参画及び協働を基本として行わなければならない。

3 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減が図られるように配慮して行わなければならない。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標並びに総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、妙高市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策

(水と緑の保全及び創造)

第11条 市は、多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、河川、湖沼等の水環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、人と自然が触れ合う緑豊かな地域の形成を図るため、森林及び緑地の保全並びに緑化の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の創造等)

第12条 市は、地域の個性を活かした潤いと安らぎのある雪国の快適な環境の創造又は保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境及び歴史的文化的特性に配慮した良好な環境の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(水資源の有効利用の促進)

第13条 市は、地下水のかん養、その他の水資源の有効利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施時における環境への配慮)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減のための措置)

第16条 市は、事業者及び市民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備等の推進)

第17条 市は、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設の整備並びに交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園及び水辺空間その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の適正処理)

第18条 市は、廃棄物の処理に伴う公害の防止を図るため、事業者及び市民等による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第19条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第20条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第21条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民等がその理解を深めるとともに、活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動への支援)

第22条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ必要な情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第25条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨(雪)対策その他の施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力し、地球環境保全に関する情報の提供等に努めるものとする。

第4節 関川水系の総合的環境の保全及び創造

第26条 市は、関川水系の総合的な環境の保全及び創造を図るため、これらの河川の環境整備並びに適正な利用が促進されるよう施策を講ずるものとする。

2 市は、前項に定める施策を策定し、及び実施するに当たっては国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境審議会等

(環境審議会)

第27条 市長は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、妙高市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議すること。

3 審議会は、前項各号に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、事業者及び市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

(広域的な施策の連携)

第29条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体との協力のもとに連携して推進するように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第64号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(2) 妙高市環境審議会規則

平成11年3月26日規則第17号
改正 平成11年9月27日規則第31号
改正 平成13年3月30日規則第24号

妙高市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、妙高市環境基本条例（平成11年新井市条例第8号）第27条第6項の規定に基づき、妙高市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第24号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（3）生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言

令和2年6月5日宣言

生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言

気候変動をはじめとする地球温暖化の影響は、世界で深刻化しており、「生命地域の創造」をまちづくりの基本理念に掲げる本市においても、台風による豪雨災害や記録的な暖冬少雪を引き起こし、市民生活や地域経済へ深刻な影響を及ぼしています。

また、絶滅危惧種ライチョウの国内最北限の生息地となる火打山においても、その生息環境が悪化するなど、国立公園妙高の自然環境に対する脅威になっています。

地球温暖化対策は、世界がひとつとなり同じ目標に向かって取り組むことが重要であり、2015年に合意されたパリ協定において、「産業革命前からの世界平均気温上昇を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにする必要がある」ことが示されました。今まさに、我々一人ひとりが地球規模の問題を地域レベルでも捉え、周辺自治体とともに地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

本市は、このような危機的状況に正面から向き合い、人・自然・全ての生命が輝く「生命地域妙高」を次代に引き継いでいくため、SDGs施策の柱として、2050年までに「CO₂排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言します。

- 1 世界から愛される妙高を目指し、全ての生命の源となる水資源の保全を図ります。
- 2 CO₂削減に向けた地球温暖化対策に取り組み、持続可能なまちづくりを進めます。
- 3 地域の特性を活かした再生可能エネルギーの自給率向上に努めます。
- 4 プラスチックスマートを推進し、環境負荷を軽減する生活スタイルの変革に取り組みます。
- 5 ライチョウや高山植物をはじめとする貴重な自然資源を守り、次代に継承します。

(4) 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例

令和3年3月31日条例第2号

生命地域妙高ゼロカーボン推進条例

(目的)

第1条 この条例は、妙高市環境基本条例（平成11年新井市条例第8号）第3条に定める基本理念に基づき、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロ（以下「ゼロカーボン」という。）に向けて、市、市民、事業者及び滞在者（通勤、通学、旅行、事業活動その他の所用のため妙高市に滞在する者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、ゼロカーボンの推進に関する計画及び施策の実施について必要な事項を定め、持続可能な脱炭素型地域の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言（令和2年6月5日宣言）を踏まえ、総合的かつ計画的にゼロカーボンを推進しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び滞在者によるゼロカーボンの実現のための措置を講ずるものとする。

3 市は、その事務及び事業に関し、ゼロカーボンの実現のための措置を講ずるものとする。

4 市は、ゼロカーボンを目指すにあたり、環境、社会及び経済の三側面に配慮し取り組むものとする。

5 市は、市民に対し、エシカル消費（持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動をいう。）の主体的な実践につながる情報提供及び普及啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、地球温暖化対策の推進における温室効果ガスの削減という地球規模の課題を地域の課題として捉え、市民生活におけるゼロカーボンの実現が必要不可欠であることを認識し、主体的に取り組むことにより、持続可能な脱炭素型地域の実現を図るものとする。

2 市民は、エネルギー消費量の少ない製品の使用、プラスチックの資源循環の推進等、市が講ずるゼロカーボンの実現のための措置に積極的に関与するよう努めるものとする。

3 市民は、事業者によるゼロカーボンの取組に理解を深め、積極的に自らの生活に取り入れるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、地球温暖化対策の推進における温室効果ガスの削減の役割及び重要性を認識し、これを積極的に推進することにより、持続可能な脱炭素型地域の実

現を図るものとする。

- 2 事業者は、市が講ずるゼロカーボンの実現のための措置に協力するものとする。
- 3 事業者は、ゼロカーボンに資する設備、仕組等を積極的に取り入れるものとする。
- 4 事業者は、事業活動において、ゼロカーボンに資する取組の普及啓発を図るとともに、周知に努めるものとする。

(滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在中の活動に関し、市、市民及び事業者のゼロカーボンへの取組を理解し、持続可能な脱炭素型地域の実現に協力するものとする。

(重点施策)

第6条 市は、ゼロカーボンの実現に向けて生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言に掲げた次の施策を重点的に取り組むものとする。

- (1) 世界から愛される妙高を目指し、全ての生命の源となる水資源の保全を図ること。
- (2) 二酸化炭素削減に向けた地球温暖化対策に取り組み、持続可能なまちづくりを進めること。
- (3) 地域の特性を活かした再生可能エネルギーの自給率向上に努めること。
- (4) プラスチックスマート（プラスチックの削減を図る取組をいう。）を推進し、環境負荷を軽減する生活スタイルの変革に取り組むこと。
- (5) ライチョウや高山植物をはじめとする貴重な自然資源を守り、次代に継承すること。

(推進計画)

第7条 市長は、総合的かつ計画的にゼロカーボンを推進するための計画（以下「ゼロカーボン推進計画」という。）を定めなければならない。

2 ゼロカーボン推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間及び目標
- (2) ゼロカーボン推進に関する方針
- (3) ゼロカーボン推進に関する施策
- (4) その他ゼロカーボン推進に必要な事項

3 市長は、ゼロカーボン推進計画を定めるときは、妙高市環境審議会に意見を聴かななければならない。

4 市長は、ゼロカーボン推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、ゼロカーボンに関する施策を効果的に推進するため、定期的に計画又は施策を見直すものとする。

(環境教育の推進)

第8条 市は、市民のゼロカーボンに関する意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成するため、学校、地域等において、実践的な環境教育を推進するものとする。

(市民等への支援)

第9条 市は、市民及び事業者が行うゼロカーボンの実現に資する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、ゼロカーボン推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

資料2 「環境に関する市民・事業所意識調査」結果

●調査目的

本調査は、「妙高市環境基本計画」に反映させることを目的に、市民（15歳以上）や市内事業所を対象とした環境に関する意識調査を実施しました。調査内容については、平成23年度に実施した内容をベースに、現時点の環境に関する市民意識や省エネ行動、設備の導入状況と、前調査時からの意識変化を把握したものです。

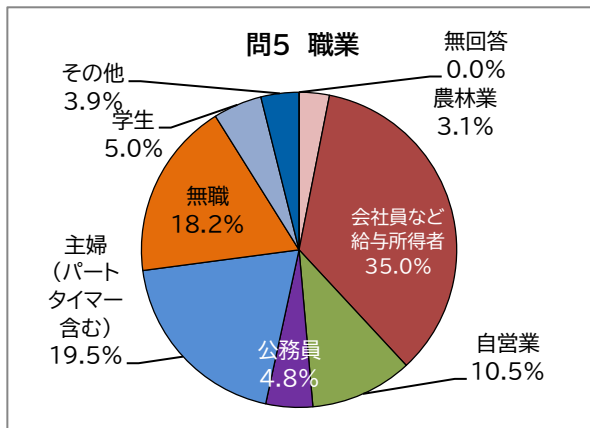
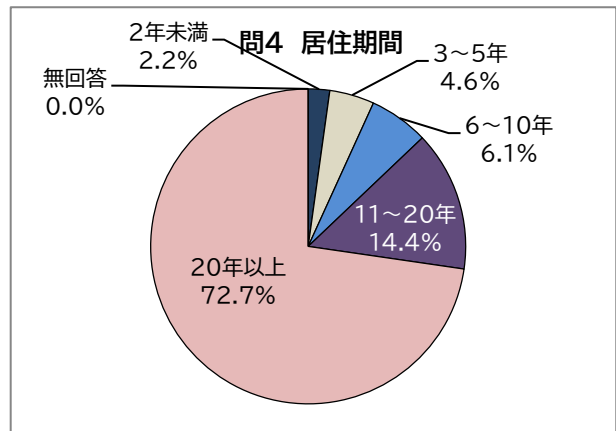
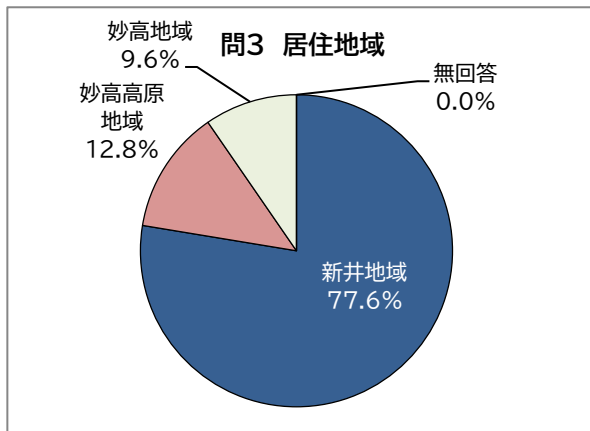
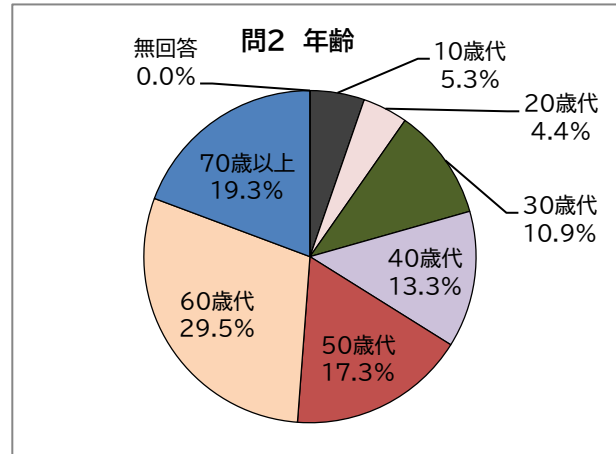
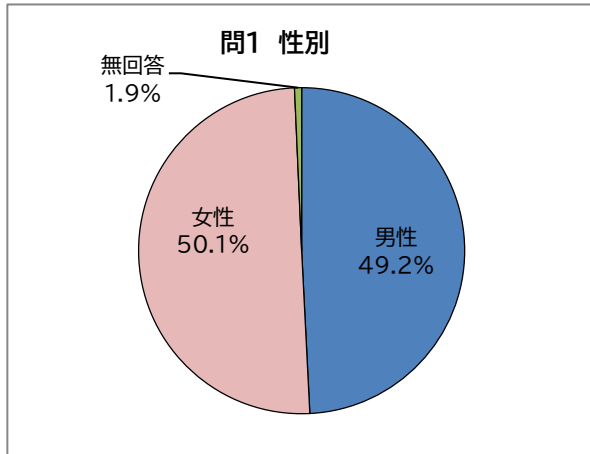
●調査概要

調査時期	令和3年11月1日（月）～15日（月）15日間	
調査対象	①市民意識調査	②事業所意識調査
	R3.10.1現在 15歳以上の市民	20人以上の従業員を雇用 している市内事業所
配布数	1,000人	87事業所
抽出方法	住民基本台帳より無作為 抽出	—
配布・回収	郵送による配布、回収	
有効回収数	457人	53事業所
有効回収率	45.7%	60.9%

1 市民意識調査結果

回答者の属性

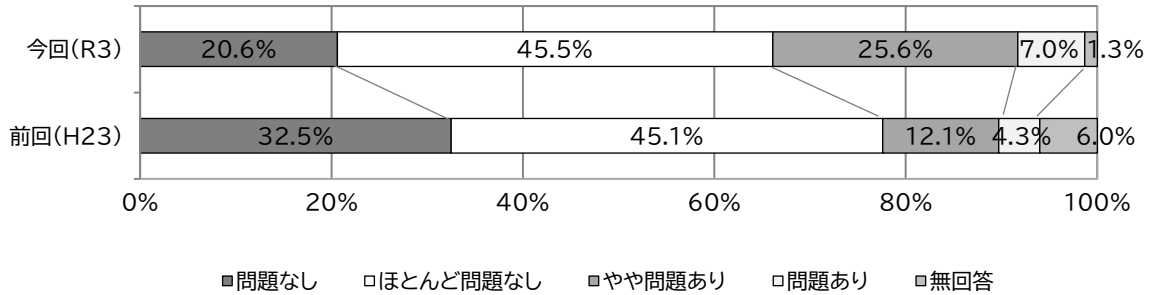
- 男女比は女性50.1%、男性49.2%となっている。
- 年齢層は50歳・60歳・70歳以上で66.1%となっている。
- 居住地域は新井77.6%、妙高高原12.8%、妙高9.6%となっている。
- 居住期間は20年以上が72.7%と長期に居住している方が多くなっている。
- 職業は給与所得者が35.0%、主婦(パートタイマー含む)が19.5%となっている。



【その他業種】介護職員、看護師など

問6. あなたがお住まいの周辺環境について、どのように感じていますか。次の(1)～(4)の各項目について、あてはまる番号を1つ選び、○で囲んでください。また、「3. やや問題あり」、「4. 問題あり」と回答された方は、その理由を○で囲んでください。

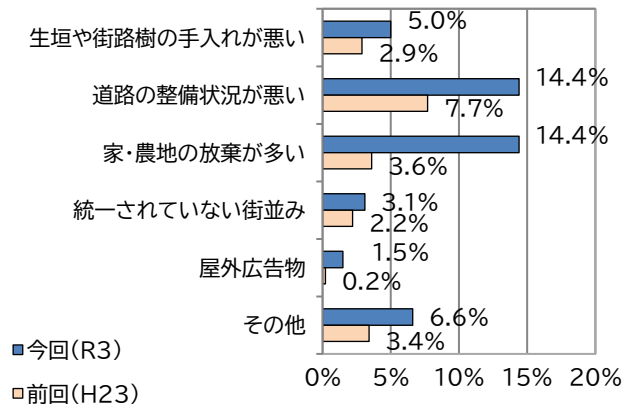
(1) 街並みや風景の美しさ



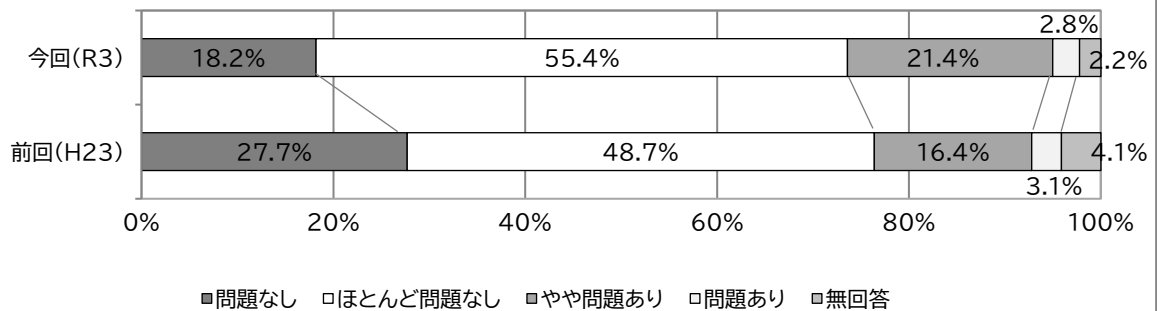
■街並みや風景の美しさについては、「問題なし」「ほとんど問題なし」を合わせると66.1%となり、前回調査より11.5ポイント減少している。
 ■問題とする原因の内訳としては、「道路の整備状況が悪い」が前回調査と同様に高くなっているほか、「家・農地の放棄が多い」が高くなっている。

【その他意見】
 ・空き地・空き家の放棄
 ・街灯が少なく暗い

問題とする原因



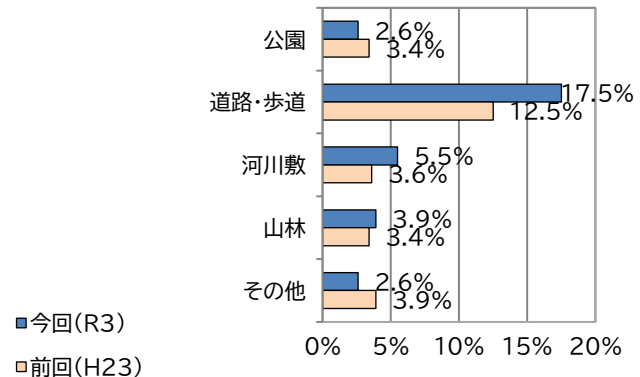
(2) 道路、公園などの散乱ごみ



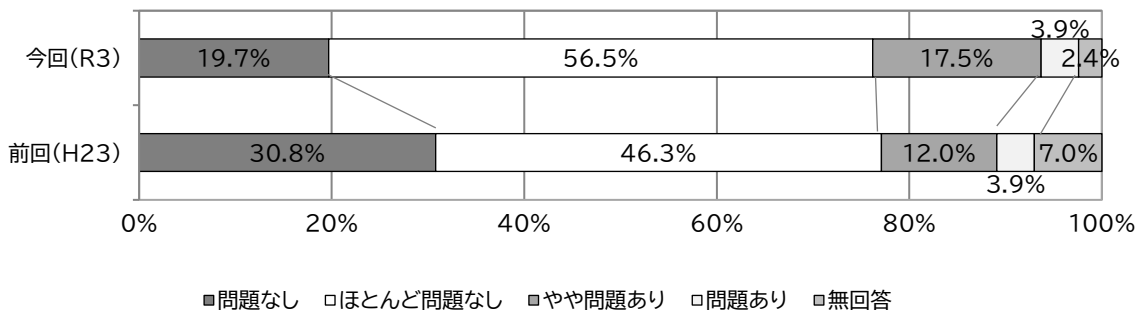
■道路、公園などの散乱ごみについては、「問題なし」「ほとんど問題なし」を合わせると73.6%となり、前回調査より2.8ポイント減少している。
 ■問題とする原因の内訳としては、前回調査と同様に、「道路・歩道」の回答が高くなっている。

【その他意見】
 ・田んぼへのポイ捨てが多い

問題とする原因



(3)身近な山や川

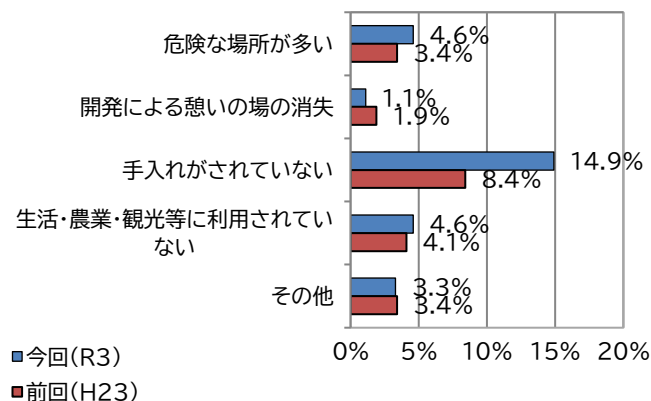


■身近な山や川については、「問題なし」「ほとんど問題なし」を合わせると76.2%となり、前回の調査より0.9ポイント減少している。
 ■問題とする原因の内訳としては、「手入れがされていない」が前回調査と同様に高くなっている。

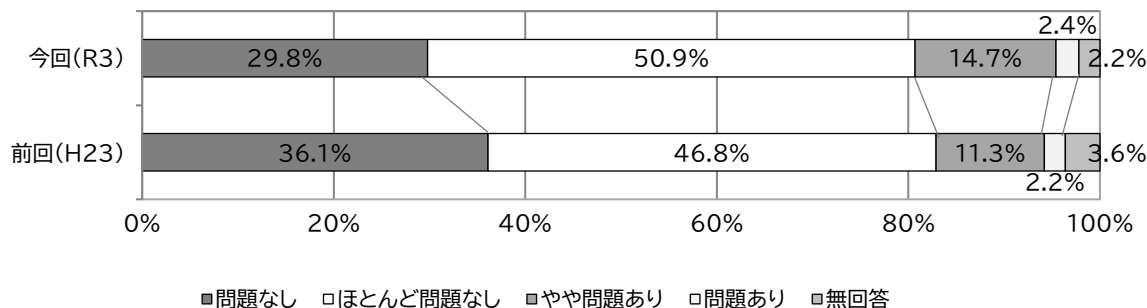
【その他意見】

- ・大雨、洪水が心配
- ・有害鳥獣、小動物の出没

問題とする原因



(4)生活ごみの収集処理



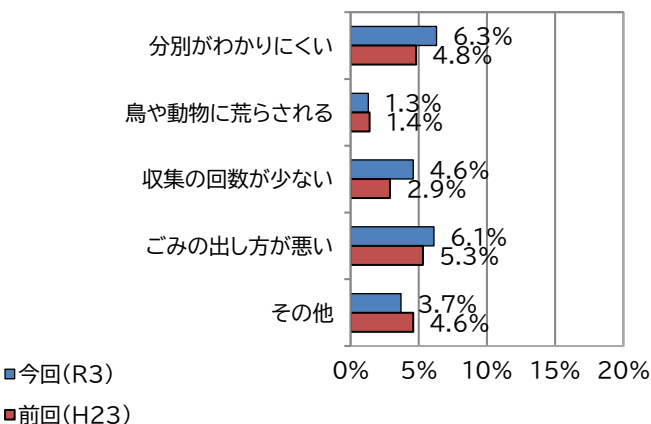
■生活ごみの収集処理としては、「問題なし」「ほとんど問題なし」を合わせると80.7%となり、前回調査より2.2ポイント減少している。

■問題とする原因の内訳としては、前回調査と同様に、「分別がわかりにくい」「ごみの出し方が悪い」の割合が高くなっている。

【その他意見】

- ・地元以外の方がごみを出す
- ・外国人が収集日以外に出す

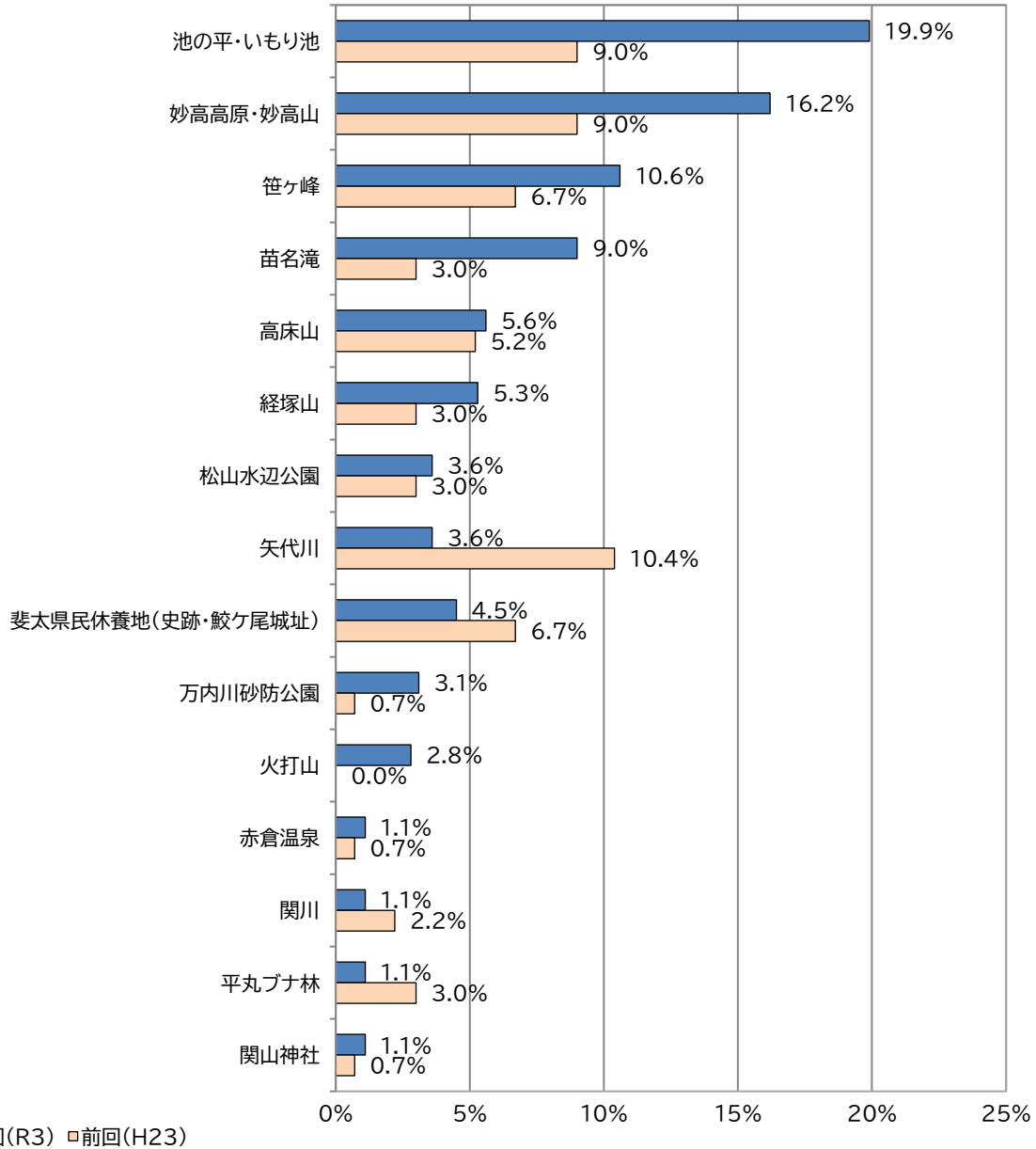
問題とする原因



問7. 妙高市の中で、快適な環境として引き続き保全していくべき自然のすがた(景観地、生物、植物、樹木など)としてあげられる場所や名前をお書きください。

■ 前回調査と比較して、「池の平・いもり池」「妙高高原・妙高山」「苗名滝」など、妙高高原地域の場所の割合が増加した。

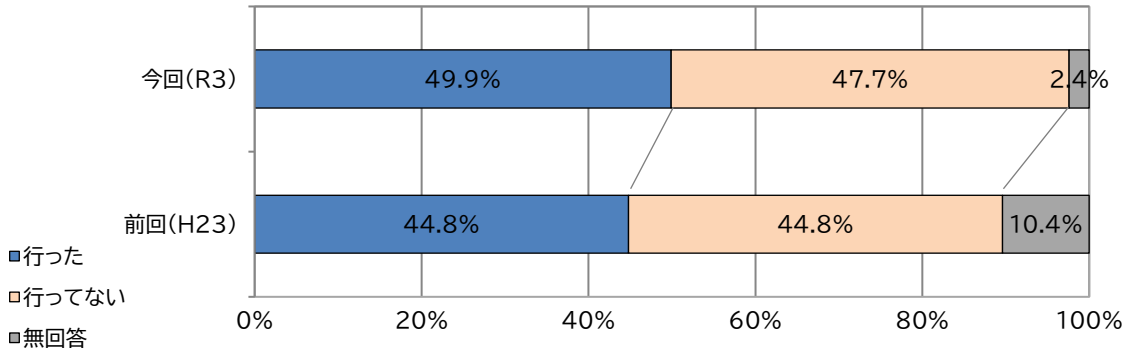
保全していくべき自然のすがた(上位15位まで)



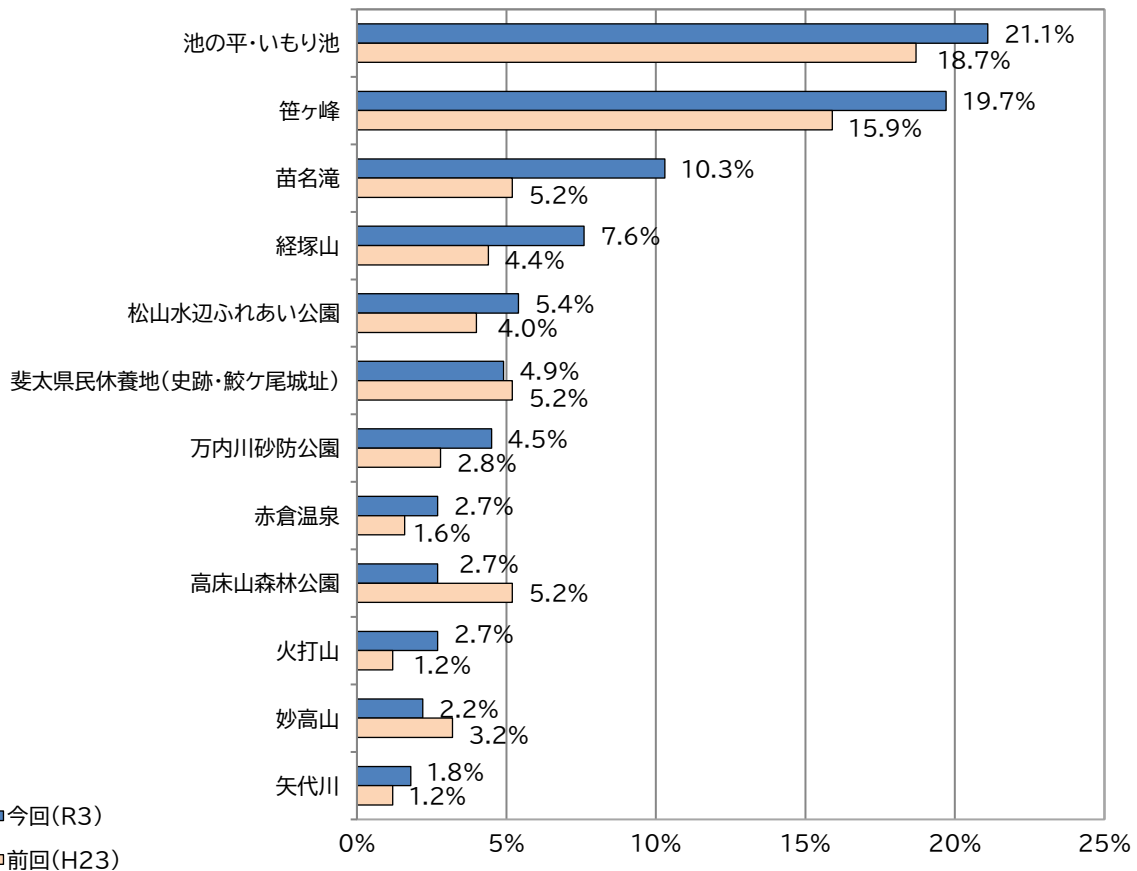
問8. 過去1年間に、妙高市内において自然とのふれあう場所に行きましたか。

- 自然とのふれあいができる場所に行った割合が49.9%で前回調査より5.1ポイント増加した。
- 場所については、「池の平・いもり池」「笹ヶ峰」の割合が前回調査と同様に高くなっているほか、「苗名滝」「経塚山」の割合が増えている。

自然とふれあう場所に行きましたか



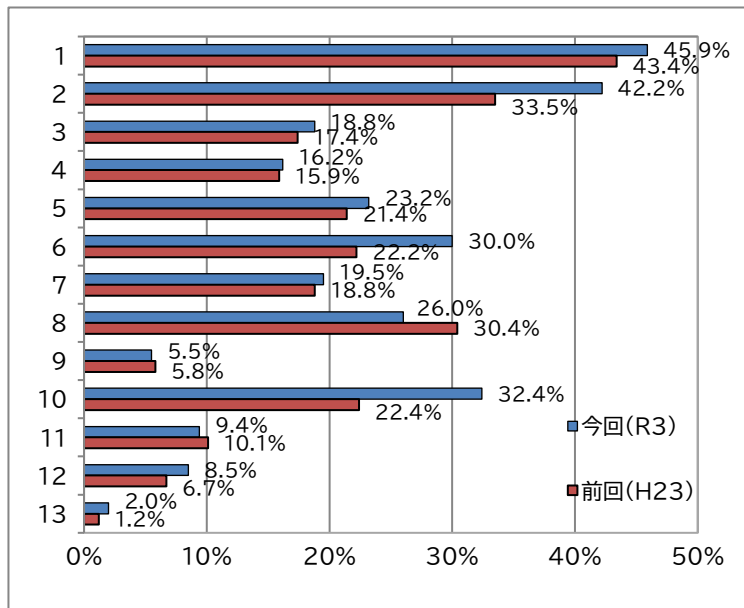
行った場所(上位12位まで)



問9. 快適で住みよい環境を確保していく上で、特に重要と考える要素を次の項目から選び、あてはまる番号を○で囲んでください。(3つ以内)

■前回調査と同様に、「大気汚染や悪臭」「川・池・湖のきれいさ」「不法投棄の撲滅」の項目が高い割合となっているほか、「自然景観の美しさ」「ゆとりある歩道や道路」の回答が増加している。

1	大気汚染や悪臭のない空気
2	川、池、湖の水のきれいさ
3	住まい周辺の静かさ
4	緑豊かな森林
5	身近な水辺や緑などの自然とのふれあい
6	自然景観の美しさ
7	正しいごみの分別と処理
8	不法投棄の撲滅
9	街並みや家並みの美しさ
10	ゆとりある歩道や道路
11	広々とした公園や広場
12	歴史的・文化的雰囲気
13	その他



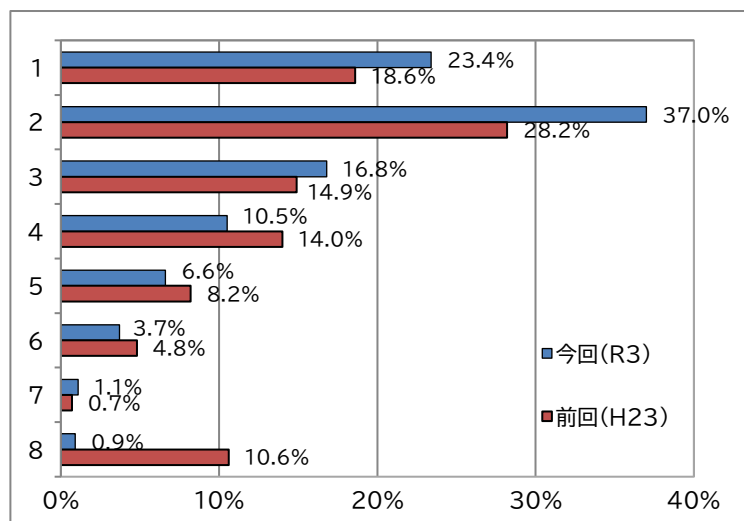
【その他意見】

- ・克雪対策
- ・除雪がきちんとされること

問10. 「生物多様性」とは、すべての生物がつながって生態系の豊かさやバランスが保たれていることを意味します。この生物多様性について、特に重要と考える要素を次の項目から1つ選び、あてはまる番号を○で囲んでください。

■前回調査と同様に、身近な問題である「有害鳥獣対策」の割合が高いほか、「野生動植物の保護、外来種の駆除」「観光開発などにおける自然環境への配慮」の割合が高くなっている。

1	絶滅のおそれのある野生動植物の保護、外来種の駆除
2	サルやイノシシなどによる農作物被害の防止など有害鳥獣対策
3	観光開発などにおける野生生物や自然環境への配慮
4	植林活動や清掃活動の積極的な実施
5	生物多様性に関する情報の共有化
6	生物多様性に関する調査・研究の取り組み
7	その他
8	無回答

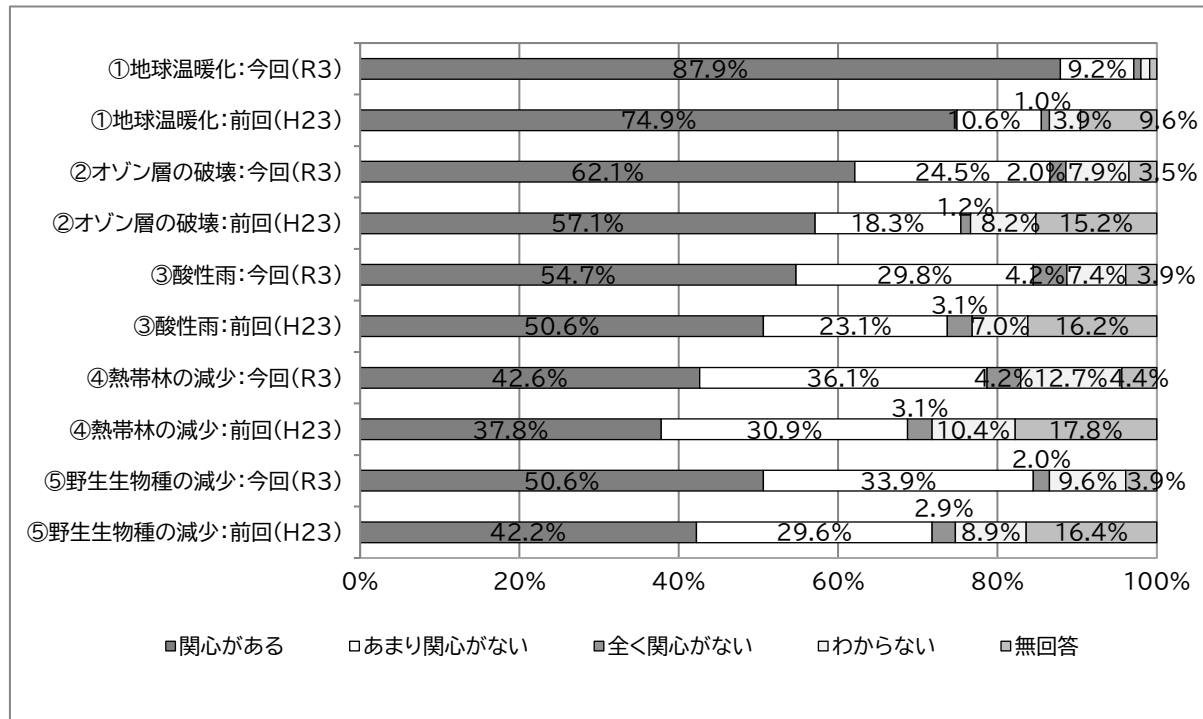


【その他意見】

- ・カラスが多い
- ・荒れた山林の手入れが大切

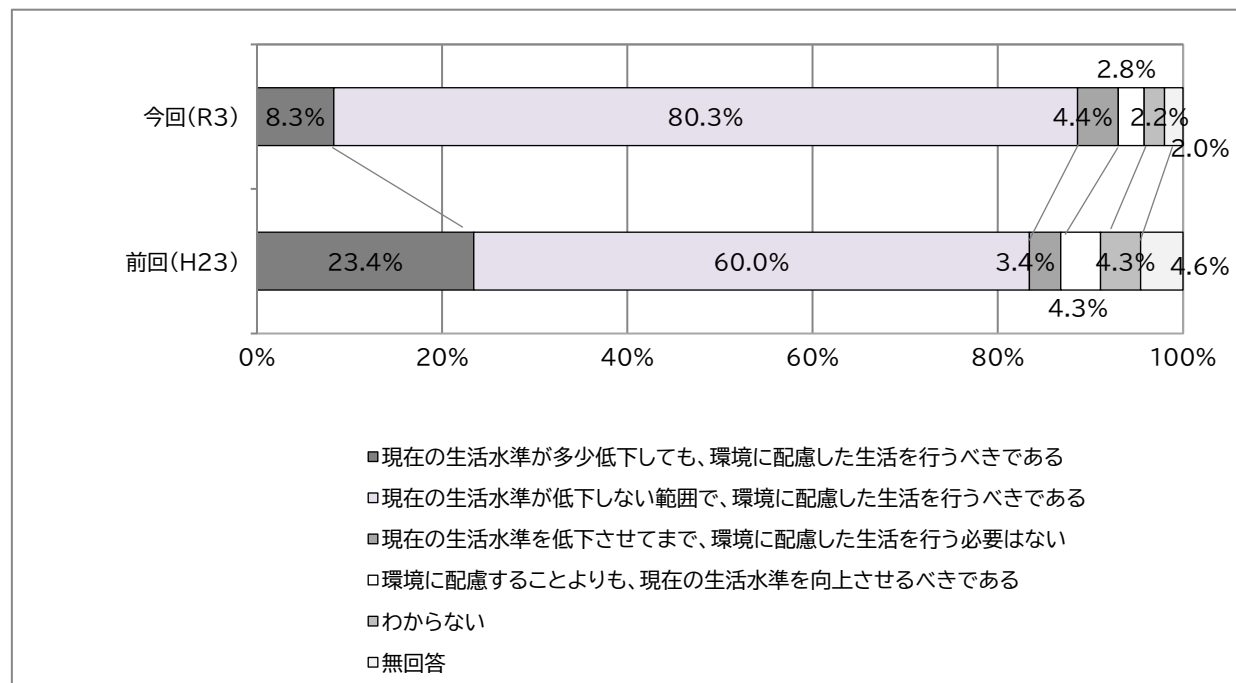
問11. 地球温暖化をはじめとする地球環境問題に関心がありますか。次の①～⑤の各項目について、あてはまる番号を1つ〇で囲んでください。

■前回調査と同様に、「地球温暖化」への関心が非常に高く、87.9%となっており、前回に比べて13.0ポイント増加している。また、「野生生物種の減少」への関心が高まっている。



問12. 私たちの生活と環境の保全との関わりについて、あなたはどのように考えますか。あてはまる番号を1つ〇で囲んでください。

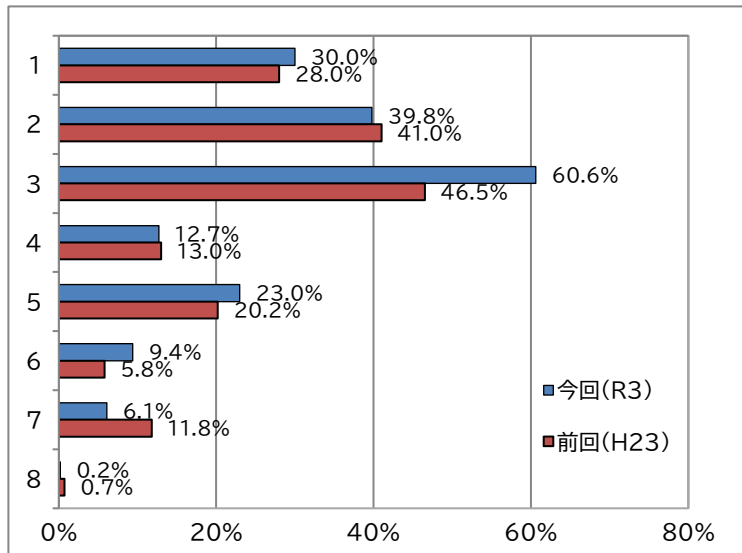
■環境に配慮した生活を行うべきの割合が88.6%であるが、「生活水準が低下しない範囲で」の割合は前回調査より20.3ポイント増加している。



問13. 森林や農地には木材や食料を生産する機能のほかに、洪水を防いだり、美しい景観を保つなどの多面的機能があります。こうした多面的機能の中で、特にどのような役割を期待しますか。あてはまる番号を○で囲んでください。(2つ以内)

■「自然災害の防止」が大幅に伸びているほか、前回調査と同様に、「二酸化炭素吸収による地球温暖化防止」への期待が高い。

1	河川の流量を安定させ、川や海の水質を浄化する水源かん養の役割
2	森林などが二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなどの環境を保全する役割
3	山崩れや洪水などの自然災害を防止する役割
4	多様な生態系を育み、様々な生物が生息する場を提供する役割
5	緑地や景観などの美しい自然環境を維持する役割
6	農林水産業体験や自然体験などの教育実践の場を提供する役割
7	地域の祭りや郷土料理などの伝統文化を守り育てていく役割
8	その他



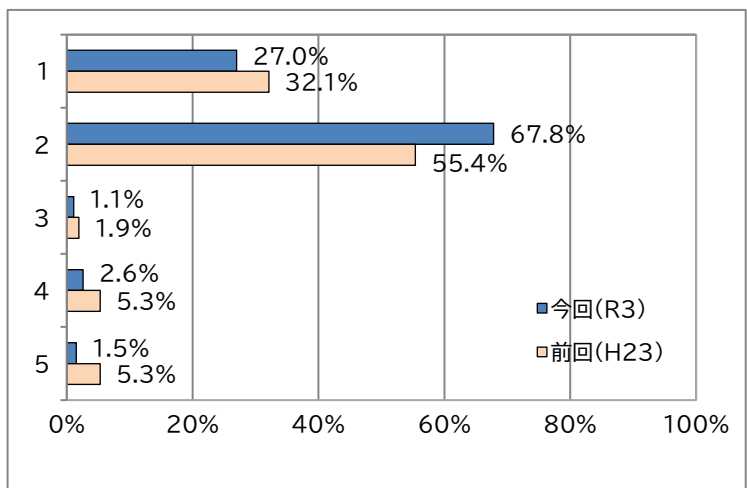
【その他意見】

・陸と海の循環で生物が好環境でいられる

問14. 東京や大阪などの都会から、自然とのふれあいを求めて観光にくる人々も増加しています。自然保護と観光開発との関係について、どのように考えていますか。あてはまる番号を1つ選び、○で囲んでください。

■前回調査と同様に、「ある程度の観光開発も図るべき」の割合が高く、更に伸びている。

1	自然を守るためには、これ以上の観光開発をするべきではない
2	ある程度の観光開発も図るべきだ
3	自然保護よりも観光開発を図るべきだ
4	その他
5	無回答



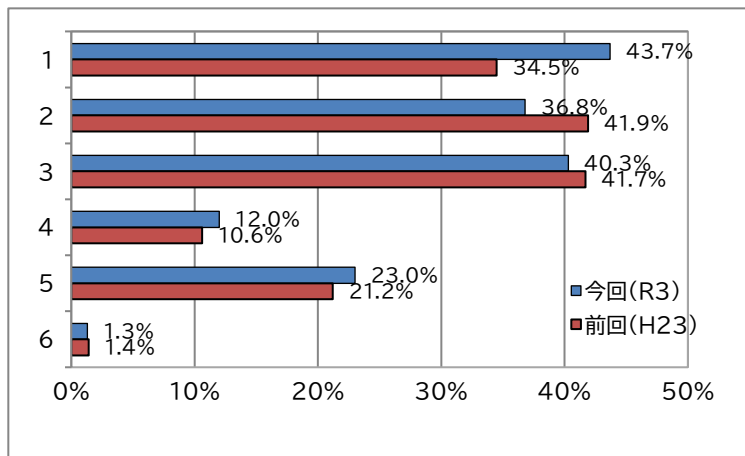
【その他意見】

・極端な開発をさけて、うまくバランスをとる事が大切
 ・自然を守り育てるための観光開発を考えるべき

問15. 良好な水環境の形成には、雨水等を引用した地下水かん養や上流域での水源かん養を進める必要があります。地下水を保全するためには何が重要だと考えますか。あてはまる番号を○で囲んでください。(2つ以内)

■前回調査と同様に「節水」「雨水利用」「地下水のかん養」の割合が高くなっている。

1	市民、事業所、行政が協力し地下水の節水を行う
2	雨水貯留槽等による雨水の利用
3	緑地の保全を行い、地下水のかん養を図る
4	地下水採取の規制による地下水利用の削減
5	雨水浸透ます等を利用した雨水の地下浸透
6	その他

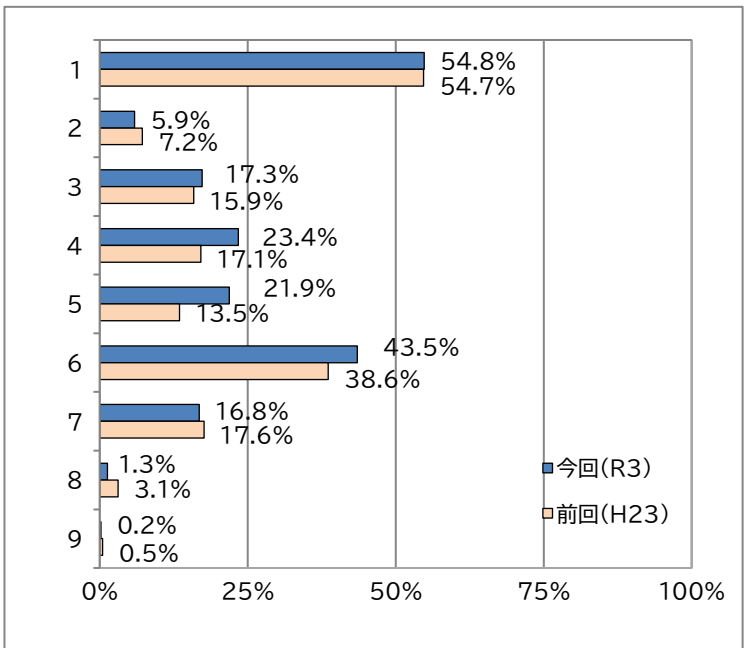


【その他意見】
・貯水ダム建設が必要

問16. 妙高市内には、国立公園や県立自然公園がありますが、これらの自然公園が果たすべき役割はどのようなものだと思いますか。あてはまる番号を○で囲んでください。(2つ以内)

■前回調査と比較してそれぞれの割合に大きな変化はないが、「野生生物の生息地」「自然学習の場」「自然を後世に残す場」の意識が高まった。

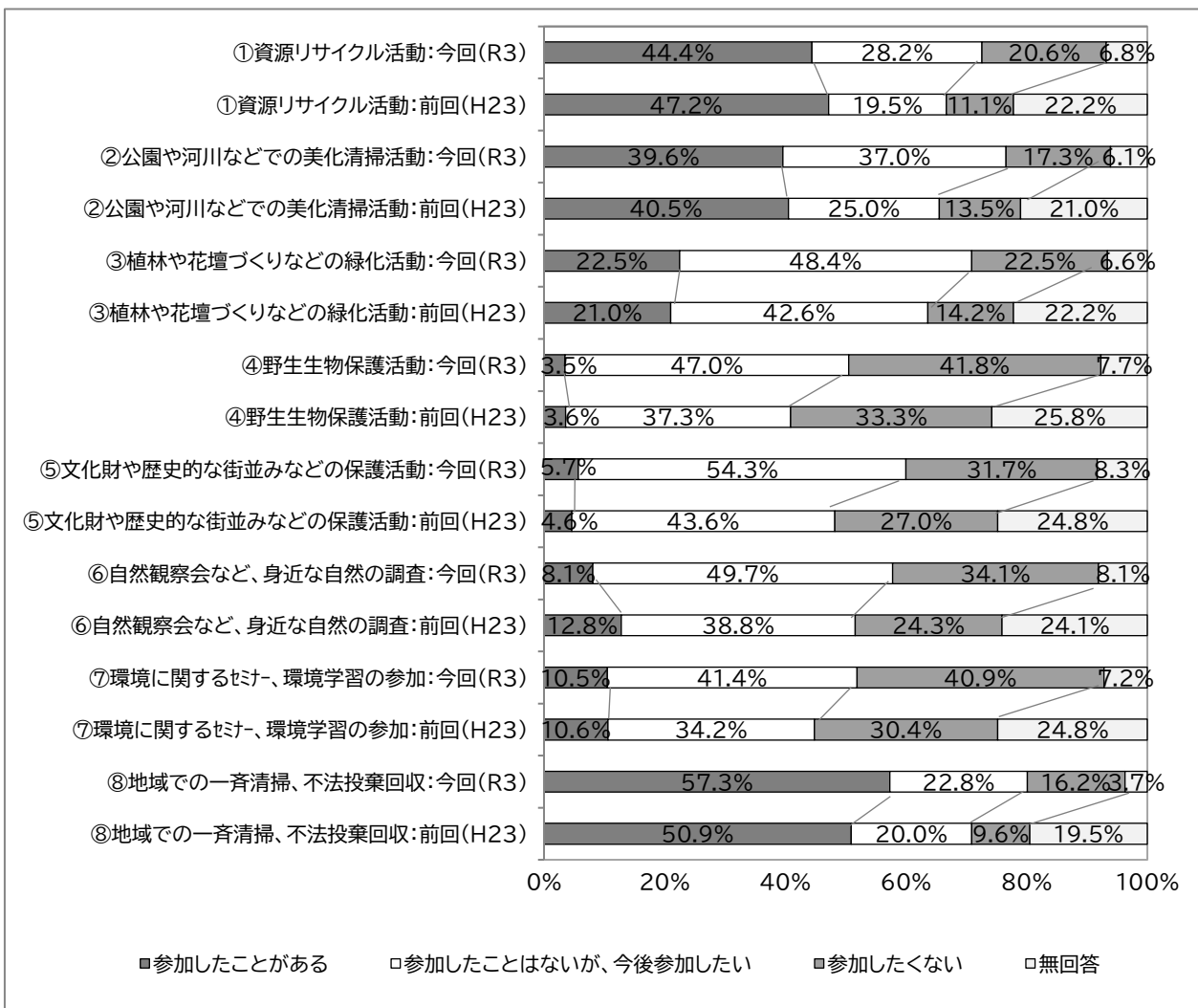
1	自然とふれあう場である
2	野外レクリエーションを行う場である
3	休息の場である
4	自然について学習する場である
5	野生生物の生息地である
6	国や地域を代表する優れた自然を後世に残す場である
7	地域の発展に役立つ観光地である
8	わからない
9	その他



【その他意見】
・心を豊かにする場

問17. 環境保全のために様々な活動が行われていますが、参加したことがありますか。
次の①～⑧の各項目について、あてはまる番号を○で囲んでください。

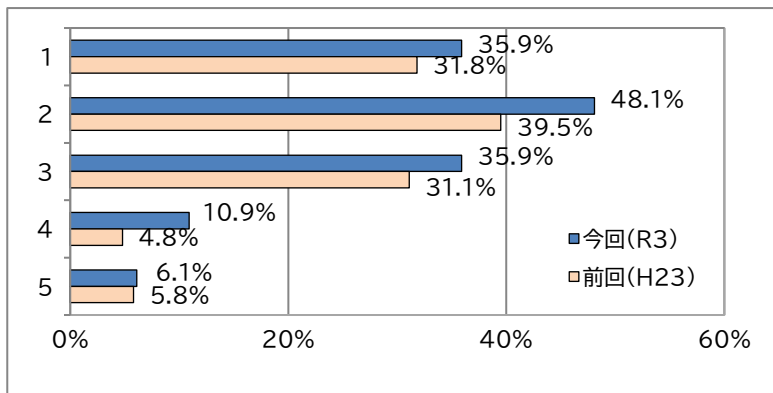
■前回調査と比較すると、「①資源リサイクル活動」「②美化清掃活動」「④野生生物保護活動」をはじめとし、機会があれば活動に参加したいと考えるかたが増えている。



問18. あなた自身が環境保全のための活動を進めていくときに、どのようなことが弊害となりますか。
あてはまる番号を○で囲んでください。(いくつでも可)

■前回調査と比較すると全体的に割合が増えているほか、「活動を行うための時間がない」の割合は48.1%を占めている。

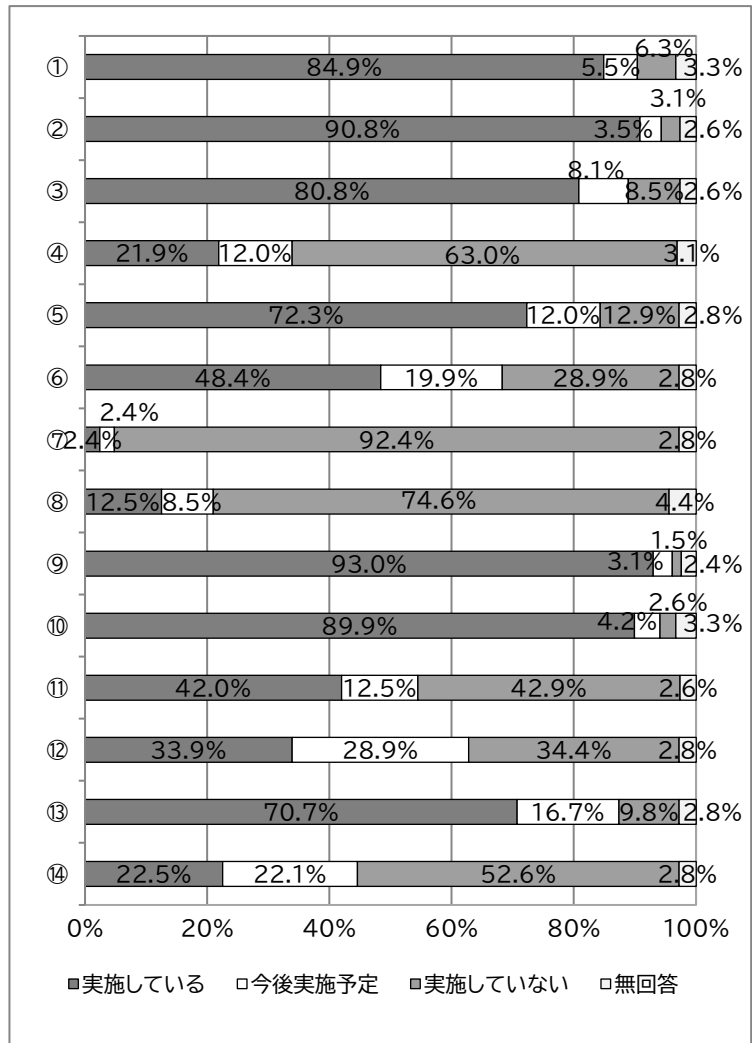
- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 環境問題の現状や対策に関する情報がない |
| 2 | 活動を行うための時間がない |
| 3 | 活動を行う方法がわからない |
| 4 | 活動に興味がない |
| 5 | その他 |



問19. 日常生活で環境保全につながる取り組みを行っていますか。次の①～⑭の各項目について、あてはまる番号を○で囲んでください。

- 「節電」「適正な温度設定」「節水」「リサイクル」「マイバッグ持参」については、80%以上が実施しており、これまでの取り組みは市民に受け入れられている。
- 一方で「マイカー利用の自粛」「住宅用太陽光発電システムの使用」「次世代自動車の使用」「不用品の再利用」については、取り組みへのさらなる理解が必要となっている。

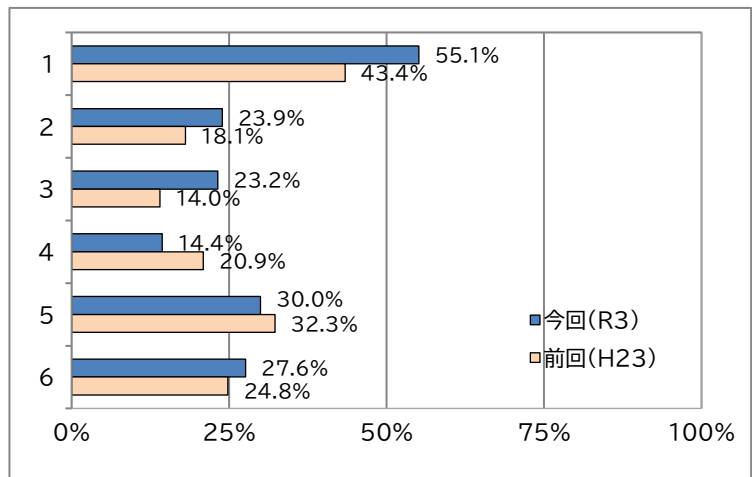
①	不要時の電灯・テレビをこまめに消す、ポットや炊飯器の保温を止めるなど、節電に心がけている
②	冷暖房は適正な温度に設定している
③	風呂の残り湯の再利用や、水を出しっぱなしにしないなど、節水に心がける
④	徒歩・自転車・公共交通機関を利用し、マイカー利用を控えるようにしている
⑤	洗剤の適量使用、調理屑や油を流さないなど排水に気をつけている
⑥	暖冷房設備及び給湯設備など、省エネルギー性能の高い設備(省エネ型設備)を使用している
⑦	住宅用太陽光発電システムを使用している
⑧	次世代自動車を使用している
⑨	燃えるごみや資源物(プラスチック容器包装、ペットボトルなど)をきちんと分別し、リサイクルに協力している
⑩	マイバッグを持ち歩く、詰替え容器に入った商品を選ぶなど、廃棄物の発生抑制に心掛けている
⑪	生ごみは農地に還元したり、生ごみ処理機の利用やコンポストなどで堆肥化し、燃えるごみの減量に努めている
⑫	地場産品やエコマークのついた商品を選ぶなど、環境に配慮した購入を心がけている
⑬	買いすぎ・作りすぎをしない、食材を無駄なく使うなど、食品ロスを出さないように工夫している
⑭	フリーマーケットやガレージセール等を利用し、不用品の再利用に努めている



問20. 住民一人ひとりが、自然を大切にするという気持ちを深めていくには、どのような方法がよいと考えますか。あてはまる番号を○で囲んでください。(2つ以内)

- 前回調査と比較して、「自然観察会など自然に親しむ行事を増やす」「自然保護活動参加の機会をつくる」がやや増加しており、「自ら活動する」方法がよいと考えるかたが多い。

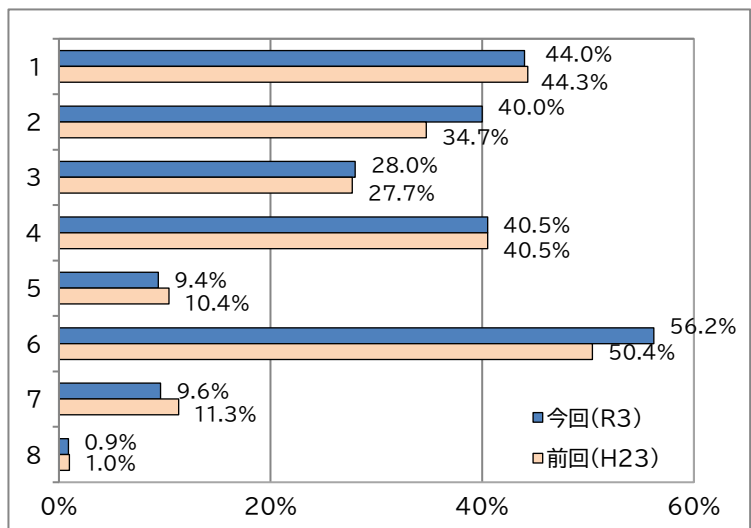
1	学校、職場などで環境に対する学習を積極的に行う
2	自然観察会など自然に親しむ行事を増やす
3	身近な自然とふれあえる公園、遊歩道、レクリエーション施設などを増やす
4	市町村の広報や回覧で自然を守る重要性を訴える
5	犬のフン、空き缶のポイ捨てなどの行為に対するの指導・監視体制を強化する
6	自然保護活動への参加の場や機会をつくる



問21. 今後、環境に関するどのような情報を知りたいと思っていますか。あてはまる番号を○で囲んでください。(いくつでも可)

■前回調査とほぼ同じ割合となっているが、「普段の生活の中でできる環境保全の方法」「身近な環境の現状」「行政の施策や取り組み」に関する情報への関心が高い。

1	地球の自然環境やごみ問題など身近な環境の現状
2	地球温暖化などの地球規模の環境問題の現状
3	環境問題の原因や影響
4	行政が取り組んでいる環境に対する施策
5	講演会や自然観察会の参加者募集
6	普段の生活の中でできる環境保全の方法
7	環境保全活動に取り組んでいる団体に関する情報
8	その他



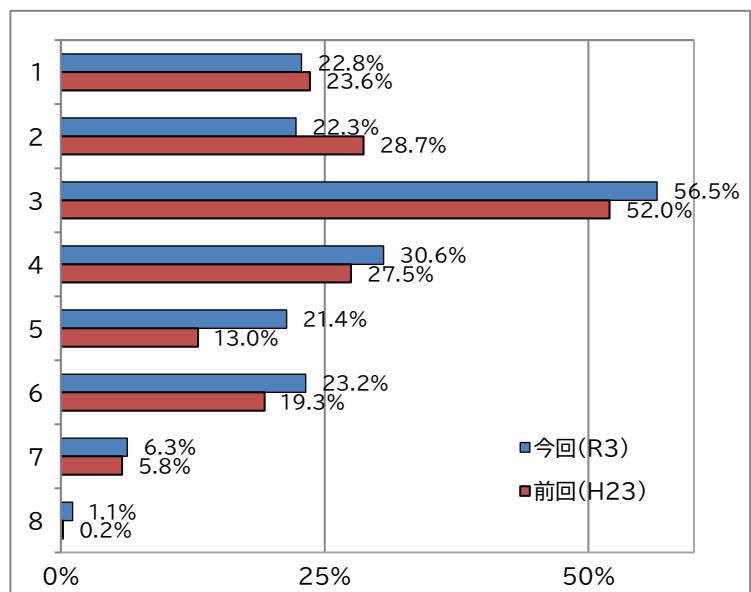
【その他意見】

- ・ごみのリサイクル状況(プラごみ)
- ・テレビ、新聞等での情報(広報含む)

問22. あなたが思う「妙高市の理想の環境像」はどのようなものですか。あてはまる番号を○で囲んでください。(2つ以内)

■前回の調査と同様に、「公害がなく安心して暮らせるまち」の割合が一番高くなっている。

1	ごみの減量やリサイクルなどの資源化が進んだまち
2	自然エネルギーを導入するなど地球環境にやさしいまち
3	水や空気がきれいで、公害がなく安心して暮らせるまち
4	森林や川などの自然環境が豊かで、多様な動植物が育まれるまち
5	身近な自然とふれあえる公園や遊歩道、レクリエーション施設が充実したまち
6	市民・事業所・行政が環境問題を共有し、協力して環境保全に取り組むまち
7	文化的・歴史的財産の保全や活用を行うまち
8	その他

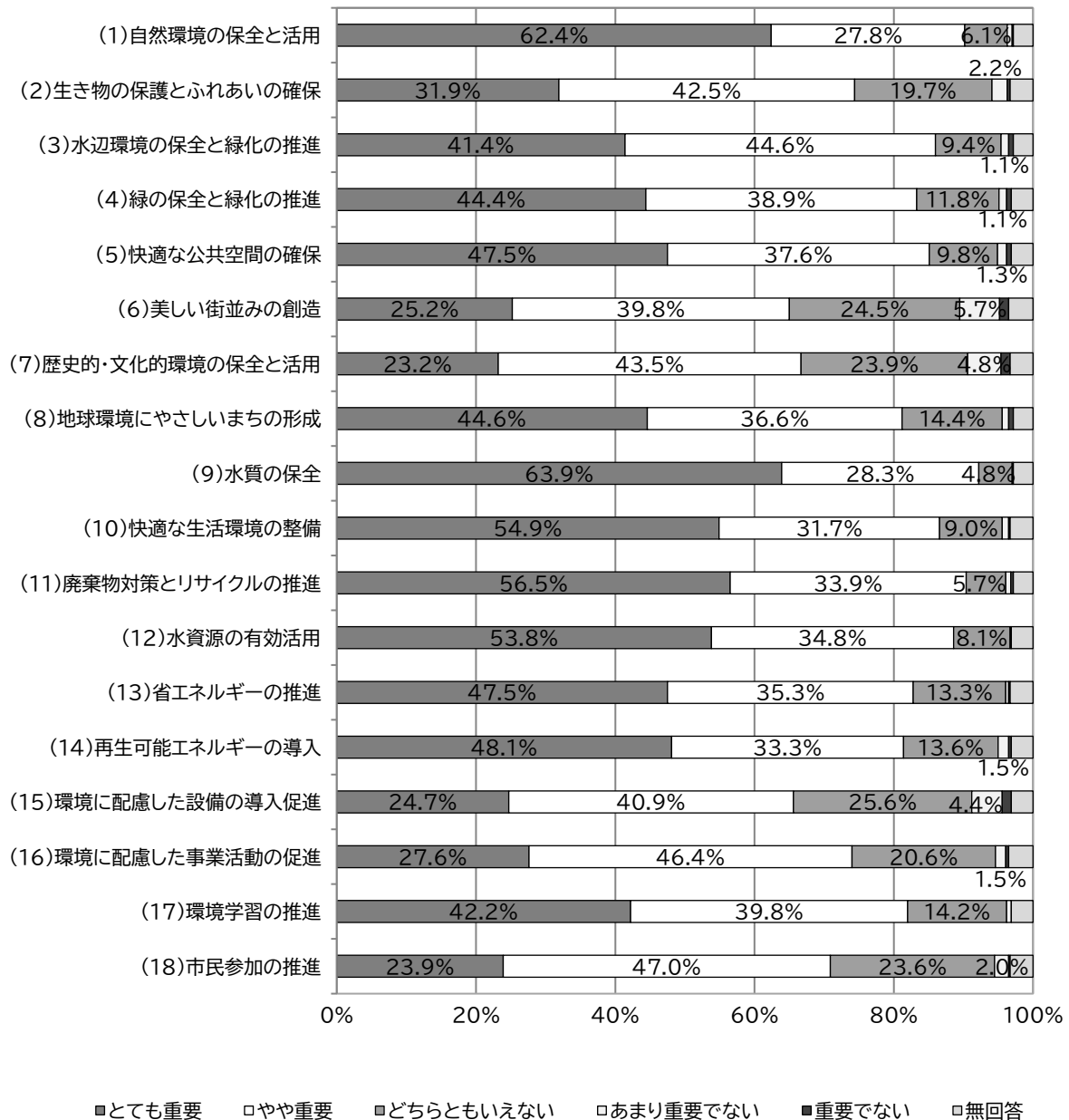


【その他意見】

- ・雪を活用したまち、雪が降っても困らないまち

問23. 妙高市が進めているよりよい環境づくりに向けた取り組みについて、どのくらい重要とお考えですか。次の(1)～(18)の各項目について、「重要度」の欄のあてはまる番号を○で囲んでください。

■「水質の保全」「自然環境の保全と活用」の重要度が高く、次いで「廃棄物対策とリサイクルの推進」となっている。



問24. 環境保全を推進していくための問題やアイデアなどのご意見がありましたらご記入をお願いします。

(地球環境)

- ・EV車の普及よりHV車の普及を行った方が良いと思います。妙高市は大雪地域なのでEV車は不向きかと思います。
- ・全てにおいて、SDGsの考え方を取り入れていくことが、とても大切だと思っています。
- ・妙高市の取り組んでいる方向を、自信をもってすすめて欲しいと思います。ただし、あまり環境を壊すような開発は良くないと思っています。
- ・脱炭素の導入を進める(国民にもっと関心を持ってもらう)
- ・環境保全の推進については市でしっかり計画、実行して頂ければ、個人的には問題ないと考えます。
- ・太陽光発電を農地(耕作放棄地)に展開したらよいかと思います。電力が確保できれば屋根融雪で雪下ろしのないまちづくりが理想です。
- ・雪を使った再生エネルギーへの取組み、研究。

(生活環境)

- ・プラスの事をしようとしてもマイナス面ともなうことに悩む。例えば、地域活性化の為、妙高高原の温泉へ行こうと思っても、車で行くので、排気ガスを出して空気を汚染し、最後には地球温暖化につながる。
- ・遊び感覚(スポーツ)で、ゴミ拾い大会などの企画、拾い集めたゴミの量で競う、など。イベントを通して呼びかける。
- ・自分が住んでいる地域や妙高市の環境などに対しての問題点を回覧板などを通してアンケートをとるべき。
- ・家庭ゴミを自宅で焼却される方がおり、家の中に臭いが充満し、目や喉の痛みがあり、困ることがあります。事情もあるのかもしれませんが、防災無線等でさらっと報じて頂けることを希望します。(広報みようこうで目にしたことはありません。)年数回程度で頻繁なことではありません。
- ・だいたい同じような所にゴミが捨てられている。監視カメラでもあったらいいのにといつも思う。
- ・クマが市街地近くまで来ている時があって不安。
- ・どうしたら住みやすいか、安全に生活できるか、考えていきたいです。アイデアはなかなか浮かびませんが、みんなで考えていかなければならないことですね。
- ・町中付近の川のそばを散歩していると、自然豊かな景色とうらはらに、沢山のゴミにとっても不快な気持ちになります。
- ・燃えるゴミ等の減量について
 1. 台所から出る生ゴミをコンポストに入れ、田、畑へ戻す。
 2. 田、畑のない市民には台所から出る生ゴミは電動処理機を使用。上記1、2の導入には購入金額の一部補助し、普及させる。この方法は以前(新井市時代)実施している。
- ・このアンケートの主旨とは異なりますが、騒音も環境問題の一つだと考えますので、ご一考ください。
- ・マイカーの利用を控えるようにしているかどうかという質問があるが、公共交通機関があまり発達していないので車がなければ生活できないと思う。なので電車の本数を増やすなどする必要があると思う。
- ・山間部道路周辺には、ゴミや廃棄物のポイ捨てが目立ちます。私は可能な限り、自分の田畑に関わる道路エリアだけでなく、広範囲に草刈りし、それらの温床をなくすべく微力ですが努力していますが、なかなか追いつきません。そこで、市主催のクリーン化運動を山間部に広げ、市民ぐるみで草刈りなどを実施したらどうでしょうか？
- ・川のゴミ(プラスチック)が多くあります。定期的な回収など地区に依頼出来ないでしょうか？
- ・矢代川の歩道をよく歩きますが、最近犬のふんが始末されていないことが増えてきていると感じます。すばらしい景観なのに残念です。
- ・農村地域において、まだ野焼きが日常的に行われている。その中には家庭ゴミを一緒に燃やしている人もいる。市の方で注意喚起のPRを積極的に行ってほしい。赤ちゃんを持つ若い世代では、洗たく物に付着して外に干せないという声を聞く。
- ・問題点として、ゴミや落ち葉など住宅が近くにあるのにも関わらず、燃やす人が多々見かけますが、洗濯物に、臭いがついたり、呼吸器疾患のある人などいると思います。窓も開けられず困った事が多々ありました。煙のない空気かきれいで安心して暮らせる町にしたいと思います。指導、監視体制をしっかり強化して頂きたい。本当に困ります。
- ・もっと市民が気軽に参加できるゴミ拾いを開催して欲しい。
- ・里山が荒廃することによって、クマやイノシシなどの野生鳥獣の被害が増えるので、空き家などを拠点とした、若い世代への教育を行える場所が出来たらいいと思う。
- ・カラスに関して、鷹を使って市中から離れてもらう手段を使ってみたらいかがでしょうか？夕方の朝日町 住宅の屋上は、気持ちが悪いくらいとまっています。

(自然環境)

- ・妙高山を保持しているこの妙高市、自然の大切さを意識し、商店街の姿も、より山を意識したディスプレイを必ず必須項目にしたり、雪国をアピールしたものや、ここ妙高らしさを強調し、皆さんが誇りにし、店構えも、別に都内と同じようにしなくても、より、妙高市の緑豊かなゴルフ場が近くにあることなどよそでは考えられません。スキー場も同じくですね。愛着とこだわりを持って暮らすこと。例えば、これからは、建物の色の使いも何色かに決め許可する。
- ・国立公園の山の中でも、手入れのためなどなら、木を切ってもいいと思います。
- ・国立公園になったとたん、なにもできなくなるのは、ただの雑木林になるかと。

- ・緑が少なくなり、森林伐採や地球温暖化など、環境保全をしていかなくてはならないという、問題はわかっていても、私たちに今何が出来るのか、日々どういう事に取り組んで行けば良いのか対策もいまいち分かりません。レジ袋からマイバックへ移行したり、ゴミの分別をしたりしていても、他にどんな事をすると良いのか色々と提示してもらえたり、よく目にするようになると思います。
- ・セイトカアワダチソウなど外来種の草が増えているので駆除して欲しい。そしてススキが元のように戻るようにして下さい。
- ・現在地球規模で環境保全が喫緊の問題となっている。一人一人が環境保全の大切さを自覚し、できることから行動していかなければならない。
- ・居住地を山から下げることで自然環境に大きな負担が減る。
- ・環境を守り、それでいて自然を観光にいかせるよう里山を整備し、自然と人工を調和させる(里山が乱れ猪が増え困っている)美しく整っていれば、不法にゴミポイはできない。土砂崩れのないよう、何度も繰り返し土木工事をしないで済むよう、自然と調和した美しい堰堤の建設、むやみに街路樹など植えると根元が草ボーボーになり、逆に見苦しい。妙高市は水が美しいので他県の観光客に見せるためのスポットをつくる川の水がきれいだとむやみにゴミポイはできない。
- ・国立公園や自然豊かな妙高に旅行に来た時、外食や買物でゴミが多く発生してしまつては良くない。それに対する対策になるし、自然豊かな市として更なるイメージUPにもなる。

(快適環境)

- ・砂防公園をもっときれいに整備して欲しい。
- ・核家族化が進んでいるのか、マイホームが欲しいからなのか、宅地化が進んでいる。平地の土が、どんどんコンクリートでおおわれ、なんだか見ているだけで息苦しい。だからこそ、残された緑を守っていくこと、もっと触れ合つて自然のよさを実感してもらうことが大切ではないか。高床山や夢見平を守っている地域とボランティアの人々をもっと支援すべきでは?ご検討いただきたい。
- ・公園など野外の公共の場の草刈りをお願いします。
- ・観光地を美しく整備することは大切ですが、そこに住む私達が日々通勤などで通る道等を桜並木か、花みずき等、季節を感じられる木がたくさん植えられたらいいと思います。妙高に暮らす幸せを感じると思います。
- ・犬と子供たちが自然とふれあえる大きな広い施設や公園を作って下さい。
- ・自然公園(ひまわり畑、コスモス畑)など、四季を楽しめる施設づくり
- ・結構よくしてくれていると思う。伸びた木など切ってもらとうれしい。
- ・移住して15年程になります。冬の排除雪や道路整備、自然環境含め、とても住みやすい市だと思っています。
- ・荒れ放題の田畑が目立ちます。年令が若くなると自分の田畑さえわからず草も伸びきっています。そこへ、物を捨てたり、動物が出るのが心配です。地域でも環境の事について考えなくてはと思います。
- ・市道の脇の草刈りが年一回では問題があり、現状を良く見てもらいたい。
- ・近年、住宅が増加しつつありますが、自然(環境)を大事にしていく上で、家だけが増えるのではなく、子供達のがびのがびと遊べる公園など作ってほしいです。(遊具はなくても防災公園のような芝生のみ場など)

(環境学習)

- ・日常のゴミ出しにもルールを守らず、役員さんが苦勞されている状況があります。小さいうちから家庭やこども園、学校などで環境について学習させていくことが大事かと思ひます。
- ・市が各町内公民会館に出向き、研修会等実施して欲しい。
- ・学校での環境学習が大切だと思う。大人になってからでは環境を守る活動をふだんから行うことは難しい。日常生活の一部が環境に配慮した行動になっていくことが大切なのでは?
- ・市民一人一人が環境に興味を持てるようにいろいろな場所や学習の機会を設ける。
- ・保育園の時から親子に対しての教育が必要だと思う。子供が学んでも、家庭で実践されなければ意味がないし、身につかなければ、大人になつても何も変わらないから。
- ・市民の皆さんに環境問題について関心を持ってもらえる様な活動を行い、多く問題(現状)について知ってもらう。

(その他)

- ・市民一人一人のモラルによる所が大きいと思います。
- ・たくさん子供から大人まで参加行事を増やした方がいい。
- ・柳井田のバイパス乗降口の妙高市側のコーナー部の整備 上越側は整備されており、どうしても比較してしまう。
- ・雨水利用の考えはあるようですが、雪の利用方法などは今後考えないのでしょうか?雨と雪の両方で何か出来たらと思うのですが。
- ・環境保全の推進には、個人個人が意識を持ち、興味を持たせることが必要と考える。
- ・意識を変えることは難しいが、一人一人が考え、進めることが大切だと思う。なかなか難しいことかも知れないが? 環境と言っても、なかなか意識づけが難しいかな?
- ・地域に声のでかい人がいて、何でも強引に決めたり、反対したりで一体感が生まれにくい。環境か利便性か、二者択一になると、まとまらないので、取り組む問題の選び方、アプローチの仕方に苦勞しそう。

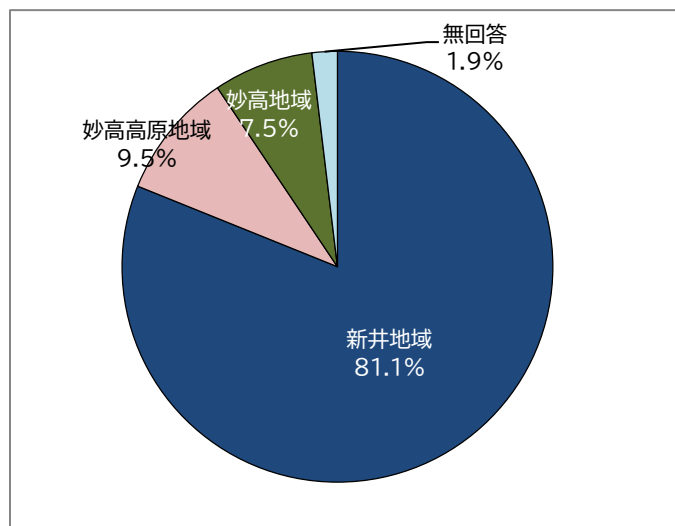
- ・近年異常気象での災害の多発、犠牲者も多数出ている。もうこれ以上の人災を出さぬよう、国を挙げて取り組んでいかななくてはならない。
- ・妙高市で行っている環境保全の活動内容や取り組みをもっと分かりやすく市民に知らせて欲しい。
- ・1人1人が自分から捨てないという全国発信も大事なのではないでしょうか。
- ・各地域に環境保全を担当するキーマンを選任し、それなりの権限と処遇をし、市と地域でトップダウンとボトムUPが効率よくまわる様な仕組みを考えて欲しい。
- ・1人1人が出来る事を無理なく1つでも環境に良い事に目を向け、行動するように心がけたら良いと思う。
- ・観光地には車を入れない。(しっかりとしたアクセス)
- ・住みよい街、住みたい街であれば良いと思います。人口がどんどん増えて建物が増えなくても妙高市には妙高市のよさがあると思うのです。
- ・コロナ禍が落ち着いたら反響のあったゴミ収集イベント等、ゲーム感覚で行えるイベント等、市民が参加できるものがあると、子供から大人まで楽しみながら環境問題を学べる機会ができると思います。また、市外、県外の人達にも来てもらえる様ななればと思います。
- ・妙高市に環境保全活動に参加できる人を増加させる。若い人が安住できるような体制を作る。(職種を増やし、アパートや商業施設を増やす。)
- ・地球・人・動植物 全てにとって優しく・美しい 妙高であってほしい!!♡ 自分たちの孫、そのまた孫 そのまた孫……ずっと美しい場所だ！と感じれる、最高の自然環境を守っていきたい。
- ・なかなか難しい問題だと思いますが、まずは自分の周りや自分のできることから関わっていけたらよいと思います。
- ・プリマの開催してほしいです。(不用品のリユース→ごみの減少 SDGsにつながるから)
- ・もっと行政が積極的に行う。問題やアイデアの一例の紹介過疎化が進む中、自然環境の整備、保護には限界があると感じる。観光、集客面や費用対効果も考慮しながら活気ある街造りにつながる施策への選択・集中が必要では。
- ・保全を進める上でも、少子高齢化やUターンの促進など並行して強化対策を図り、保全活動を職業とする 新たな雇用創出をするなど、担い手を確保する必要がある。
- ・環境保全の推進は大切なことなのですが、アイデアや意見は思いつきません。申し訳ありません。人々が安心して暮らせる地域である事を願うばかりです。
- ・子供にも環境保全活動等の情報を市民や、進学、就職などで故郷を離れた人々と共有し、皆で妙高の素晴らしい自然を守っていききたいという思いでつながれる発信の場があればと思う。
- ・観光地としてうるおうためには、モデルとなる他の地域の成功例を参考に保全を中心に、活気ある町作りが出来る事が理想である。
- ・一人一人のちょっとした意識で変わっていくと思います。
- ・国立妙高青少年自然の家宿舎は今は使われていないし古くて危ない。壊して新しく広々とした妙高保育園を立てて欲しいです。駐車場を広くしてたくさん木を植えて森の妙高保育園みたいな感じにすれば子供たちも自然の中でのびのび遊べて学べるのではないのでしょうか？
- ・中郷小学校の夕日ヶ丘みたいな保育園や学校があるといいです。ウィンタースポーツ学校もあります。まずは地元の子を育てるのが優先だと思います。よろしくお願いします。
- ・妙高高原の田口、妙高地区等の下水道が整備されないのは、差別ではないのでしょうか？
- ・「自身の生活が第一」は本音だと思います。「自身の生活」と「環境」の接点、循環の意味、意義等の啓蒙が 大切だと思います。
- ・各家庭でも行える環境づくりについて、もっと学べるように工夫できると良いと思います。妙高市は、庭付き一戸建ての家が多くあります。うちもそうですが、庭木の剪定や芝の管理、腐葉土づくり、など(毛虫対策も)大きなことはできなくても、各家庭においても出来る事がある気がするのでそういった活動について、深めたり広げたりすることに期待したいです。何か後押しして頂けると助かりますし、やる気が出ます。
- ・河川の工事は、コンクリート三面張はこれからの時代やめるべきだと思う。生物多様性を重視した工夫を採用して欲しい。
- ・市内の飲食店や中小企業が、環境配慮や脱プラに取り組みやすいように(コストがかかるので)、その業者を支援する市の制度を作る。
- ・直接的な経費支援+「妙高エコ店」みたいな登録をして、HPやのぼり等でPRする。
- ・今回このように市民の考えを聞いて下さり感謝します。
- ・観光地に人が行かない状態だと思うので、観光地の安全確保やPR、活気ある地、道路の安全を一番に進めてほしい。
- ・市民が参加しやすいイベントや、環境活動を考えてほしい。花の苗を植えたり、ゴミ拾い等(やってきていると思いますが)又、農業等の舗装もお願いしたいです。自転車を通った時、パンク等するので。散歩道にもなっているので。
- ・環境保全に対して、専門的に知識を持つ人材の確保と強いリーダーシップが必要だと思います。

2 事業所意識調査結果

問1. 貴事業所の所在地について、あてはまる番号を○で囲んでください。

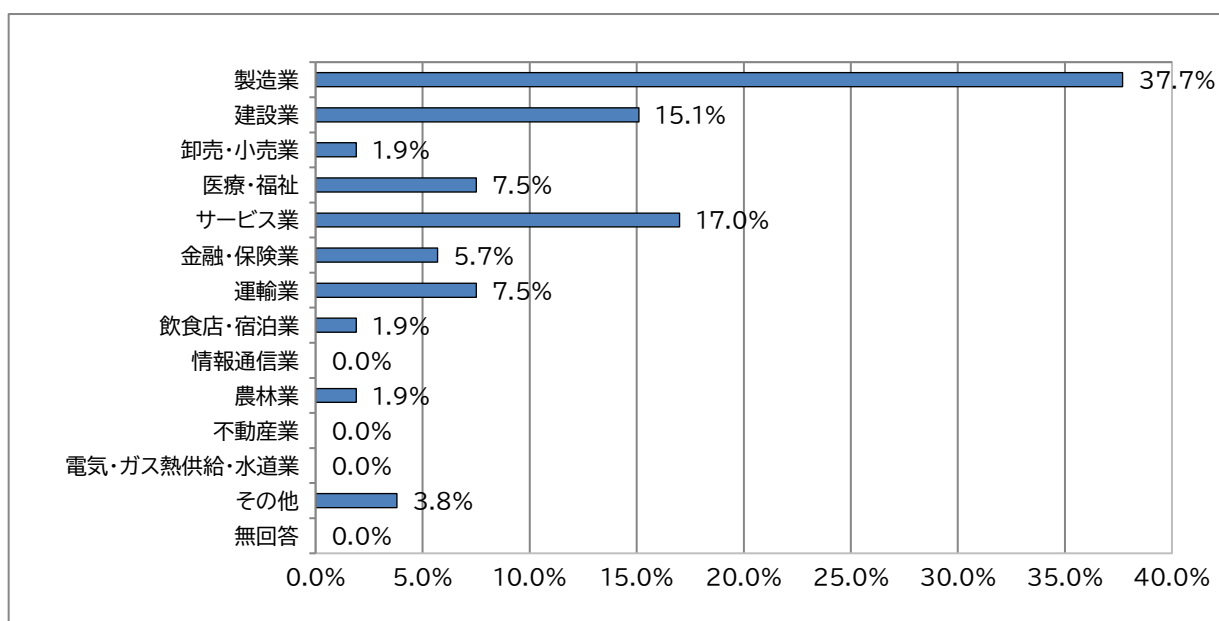
■「新井地域」(81.1%)、「妙高高原地域」(9.5%)、「妙高地域」(7.5%)となっている。

配布数	87 通
回収数	53 通
回収率	60.9%



問2. 貴事業所の業種について、あてはまる番号を○で囲んでください。

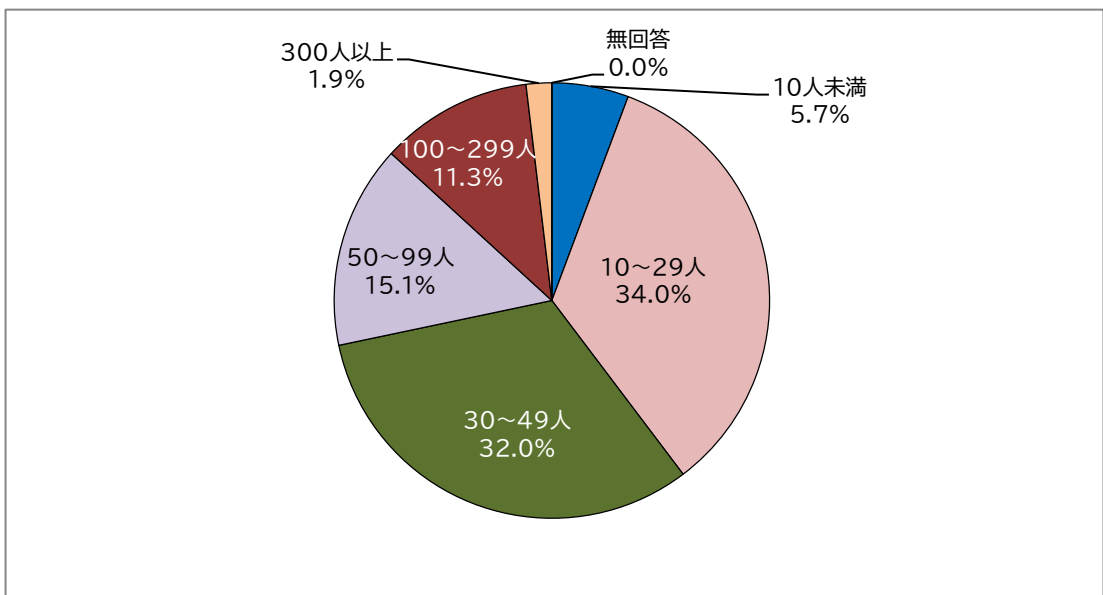
■「製造業」(37.7%)、「サービス業」(17.0%)、「建設業」(15.1%)、「医療・福祉」(7.5%)、「運輸業」(7.5%)となっている。



その他業種: クリーニング業、建設コンサルタントなど

問3. 貴事業所の従業員数(パート・アルバイト含む)は何人ですか。あてはまる番号を○で囲んでください。

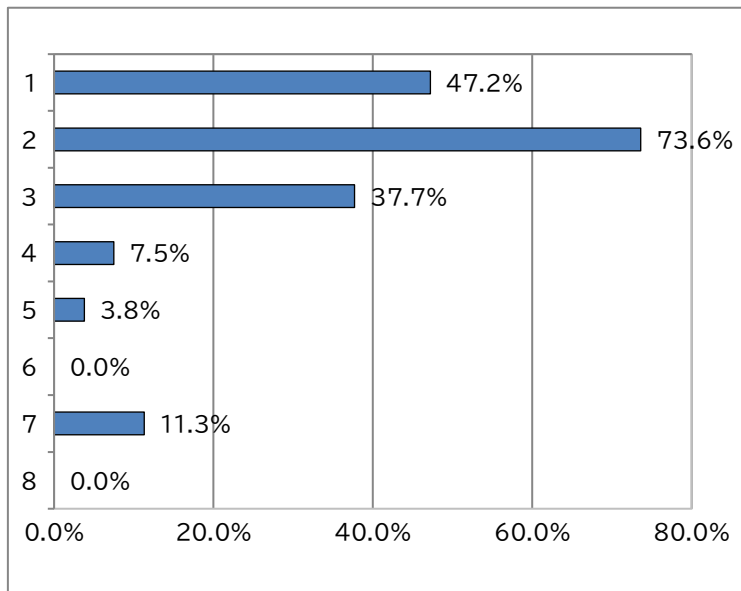
■「10人～29人」(34.0%)、「30人～49人」(32.0%)、「50～99人」(15.1%)となっている。



問4. 環境保全のために事業所として行うべきものと考えerことはなんですか。あてはまる番号を○で囲んでください。(2つ以内)

■事業所として環境保全のために行うべきものとして、「ごみの減量、再資源化に努める」(73.6%)の回答数が最も多く、次いで「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害を防止するため、管理を徹底して行う」(47.2%)、「電気やガスなどの省エネ設備(低公害車含む)を導入する」(37.7%)となっている。

1	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害を防止するため、管理を徹底して行う
2	ごみの減量、再資源化に努める
3	電気やガスなどの省エネ設備(低公害車含む)を導入する
4	風力・太陽光発電などの自然エネルギーを活用する
5	動植物の保護などのため、必要以上の開発行為は行わない
6	環境に関する情報を周辺住民などに公開する
7	地域などの環境保全活動に参加・支援を行う
8	その他

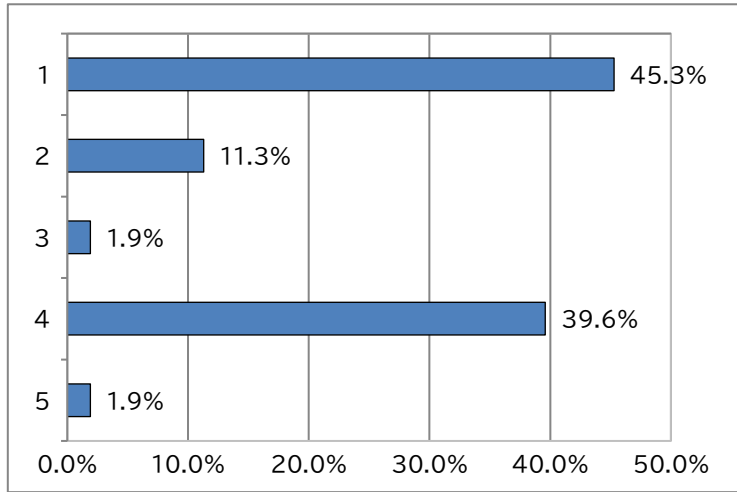


【その他意見】
なし

問5. 政府が今夏の電力需給対策として、東京電力及び東北電力管内で15%の電力削減を行うことを正式決定したことを受け、東北電力から事業所に協力依頼が出ていますが、貴事業所での取組状況についてお聞きします。あてはまる番号を1つ選び、○で囲んでください。

■事業所での節電の取組みについて、「特に計画までは定めていないが取り組んでいる」(45.3%)の回答数が多いなど、節電に取り組んでいる事業所が6割近い一方で、「特に取り組んでいない」の回答が39.6%となっている。

1	特に計画までは定めていないが取り組んでいる
2	自主的な管理計画を定め取り組んでいる
3	国・県等へ管理計画書を提出する(あるいは提出予定)の中で取り組んでいる。
4	特に取り組んでいない
5	無回答



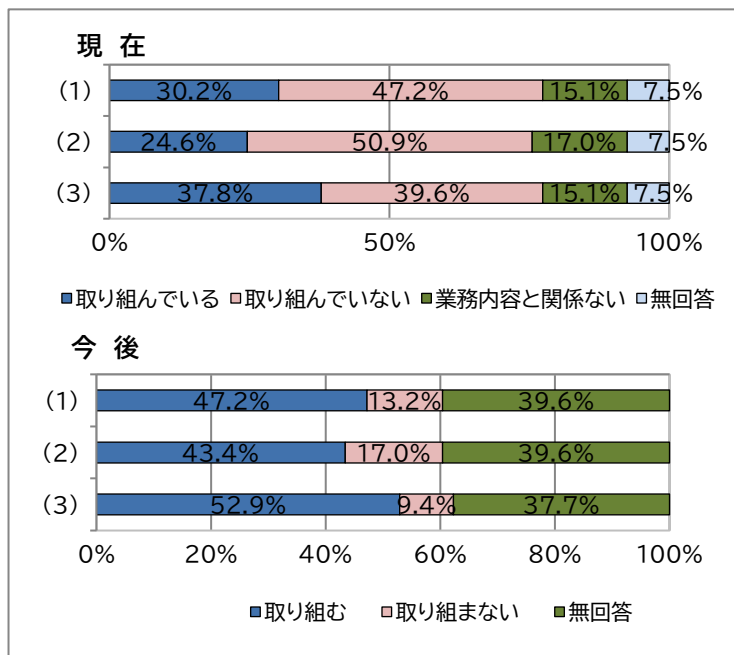
問6. 貴事業所では、環境に関する活動に取り組んでいますか。また、今後はどのように考えていますか。次の(1)～(13)の各項目について、あてはまる番号を1つずつ選び、○で囲んでください。なお、貴事業所の業務内容と全く関係しない項目については、「3」に○をつけてください。

■(1)現在取り組んでいる事業所は30.2%、今後取り組む意向の事業所は47.2%となっている。
 ■(2)現在取り組んでいる事業所は24.6%、今後取り組む意向の事業所は43.4%となっている。
 ■(3)現在取り組んでいる事業所は37.8%、今後取り組む意向の事業所は52.9%となっている。

【環境に関する経営内容】

(1)	環境に関する経営方針の制定と公表
(2)	具体的な行動計画の作成と公表
(3)	社員への環境教育の実施

※「今後」は現在取り組んでいない事業所が回答

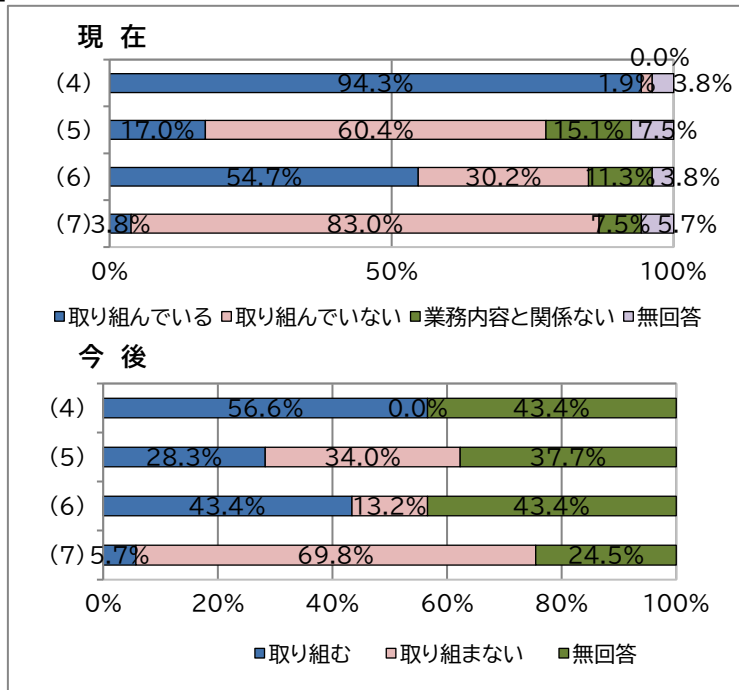


- (4)現在取り組んでいる事業所は94.3%と高くなっている。
- (5)現在取り組んでいる事業所は17.0%、今後取り組む意向の事業所が28.3%となっている。
- (6)現在取り組んでいる事業所は54.7%だが、今後取り組む意向の事業所は43.4%となっている。
- (7)現在取り組んでいる事業所は3.8%、今後取り組む意向の事業所は5.7%と、ともに低くなっている。

【省エネルギー活動・新エネルギーの活用】

(4)	照明や水道の節約、冷暖房のこまめな調整
(5)	太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの活用、温排水などの未利用エネルギーの活用
(6)	省エネルギー型の設備・低燃費車などの導入
(7)	マイカー通勤の自粛

※「今後」は現在取り組んでいない事業所が回答

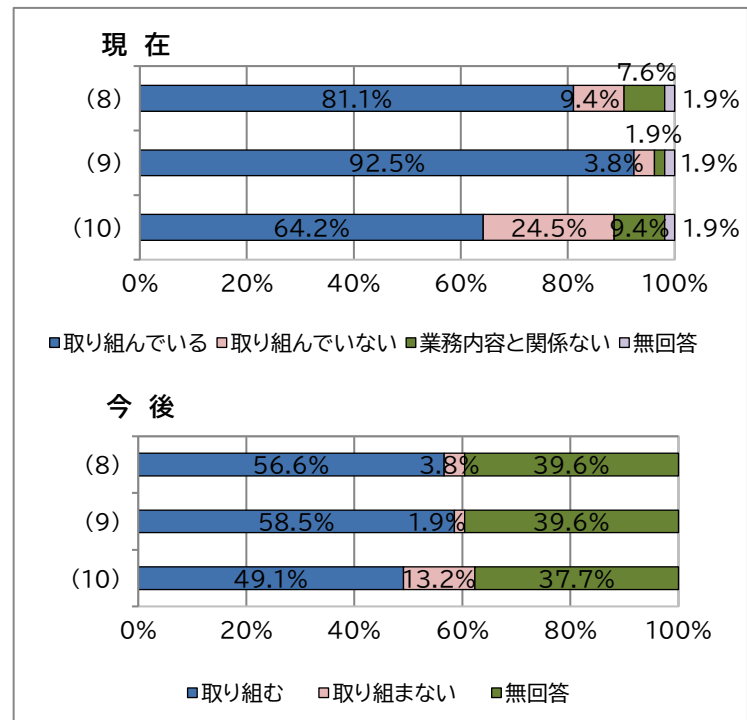


- (8)現在取り組んでいる事業所は81.1%、今後取り組む意向の事業所は56.6%となっている。
- (9)現在取り組んでいる事業所は92.5%と高くなっている。
- (10)現在取り組んでいる事業所は64.2%、今後取り組む意向の事業所は49.1%となっている。

【ごみ処理・リサイクル活動】

(8)	再生紙等リサイクル製品の使用
(9)	事業所内の資源ごみの分別収集
(10)	廃棄物の再利用・再資源化

※「今後」は現在取り組んでいない事業所が回答

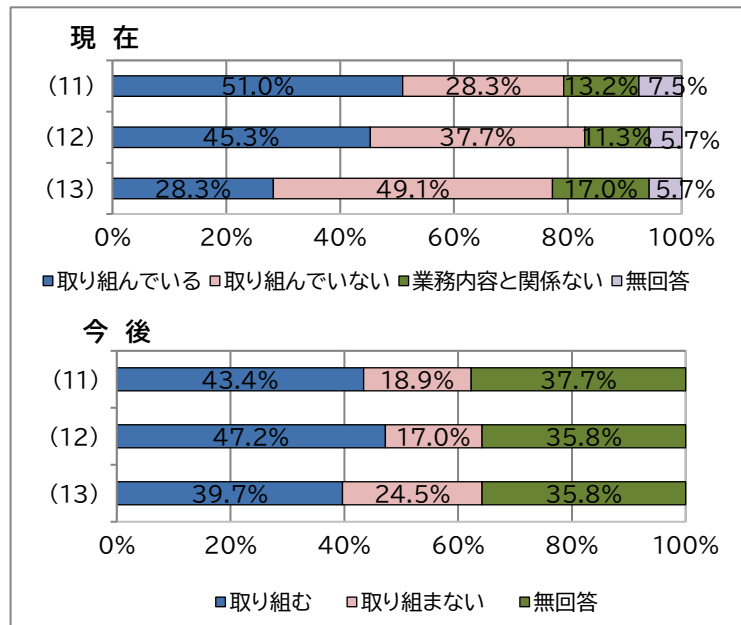


- (11)現在取り組んでいる事業所は51.0%、今後取り組む意向の事業所は43.4%となっている。
- (12)現在取り組んでいる事業所は45.3%、今後取り組む意向の事業所は47.2%となっている。
- (13)現在取り組んでいる事業所は28.3%、今後取り組む意向の事業所は39.7%となっている。

【環境保全活動等】

(11)	敷地内の緑化
(12)	地域の清掃や緑化活動への参加・支援
(13)	環境に関する勉強会、イベントの参加・支援

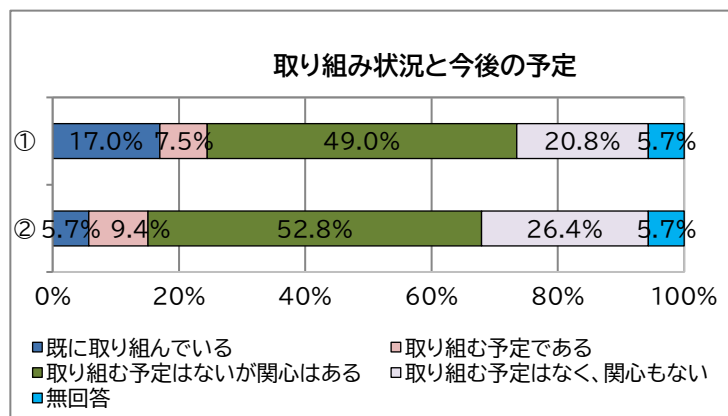
※「今後」は現在取り組んでいない事業所が回答



問7. 事業所の皆さんが環境保全の取り組みを自主的・継続的に進めていくための仕組みとして、「環境マネジメントシステム」があります。貴事業所の現在の取り組み状況と今後の予定について、あてはまる番号を1つ○で囲んでください。

- 「取り組む予定はないが関心はある」の回答数が「①ISO14001規格」(49.0%)、「②環境活動評価プログラム」(52.8%)と高くなっている。

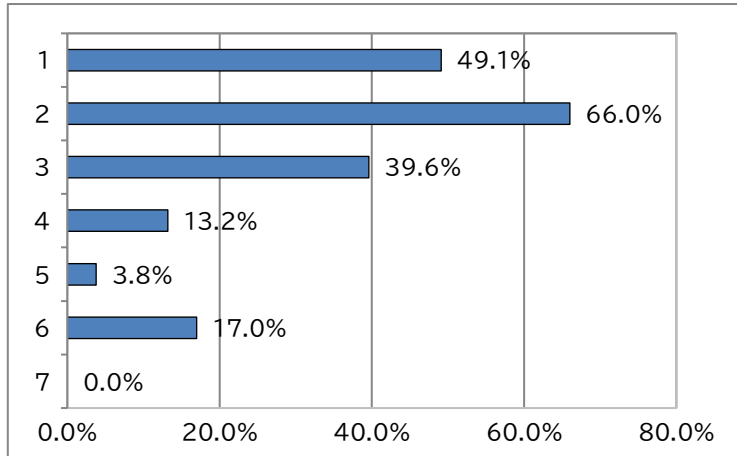
①	ISO14001規格
②	環境活動評価プログラム (エコアクション21)



問8. 貴事業所が環境問題に対する取り組みを行うにあたって、どのようなことが障害となりますか。
 あてはまる番号を○で囲んでください。(いくつかでも可)

■事業所が環境問題に取り組むうえで障害となることは、「人材の不足(時間がない)」(66.0%)、「資金に余裕がない」(49.1%)、「ノウハウ不足(方法がわからないなど)」(39.6%)となっている。

1	資金に余裕がない
2	人材の不足(時間がない)
3	ノウハウ不足(方法がわからないなど)
4	環境問題に対する情報の不足
5	取引先や消費者の協力が得られない
6	特に問題はない
7	その他

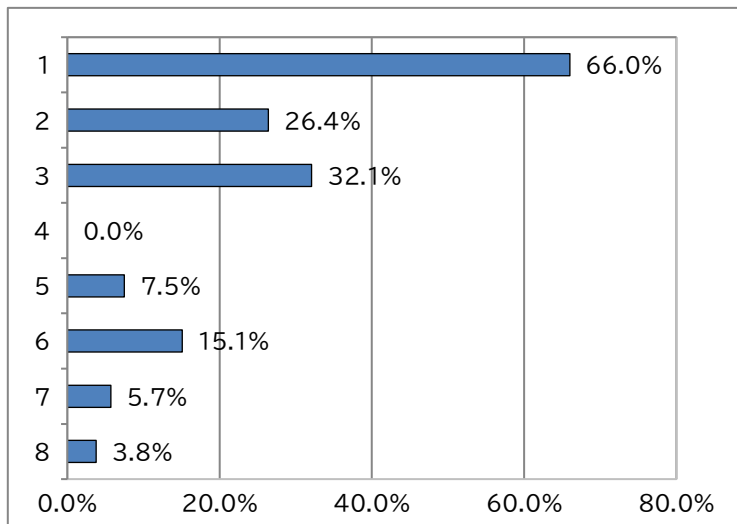


【その他意見】
なし

問9. 貴事業所が環境問題への取り組みを進める上で、行政にどのようなことを期待しますか。
 最も近い考えにあてはまる番号を○で囲んでください。(2つ以内)

■事業所が環境問題に取り組むうえで、行政に期待することは、「環境活動への助成・支援、自然エネルギー導入費用の助成・支援」(66.0%)の回答数が最も多く、次いで「環境問題に取り組むための事業所向けガイドの作成」(32.1%)、「環境に関する情報の提供、説明会の開催」(26.4%)となっている。

1	環境活動への助成・支援、自然エネルギー導入費用の助成・支援
2	環境に関する情報の提供、説明会の開催
3	環境問題に取り組むための事業所向けガイドの作成
4	環境問題に関する相談窓口の設置
5	行政、事業者、市民(市民団体)のネットワークの構築
6	市民や他事業所と連携した保全活動等の実施、しくみづくり
7	特にない
8	その他

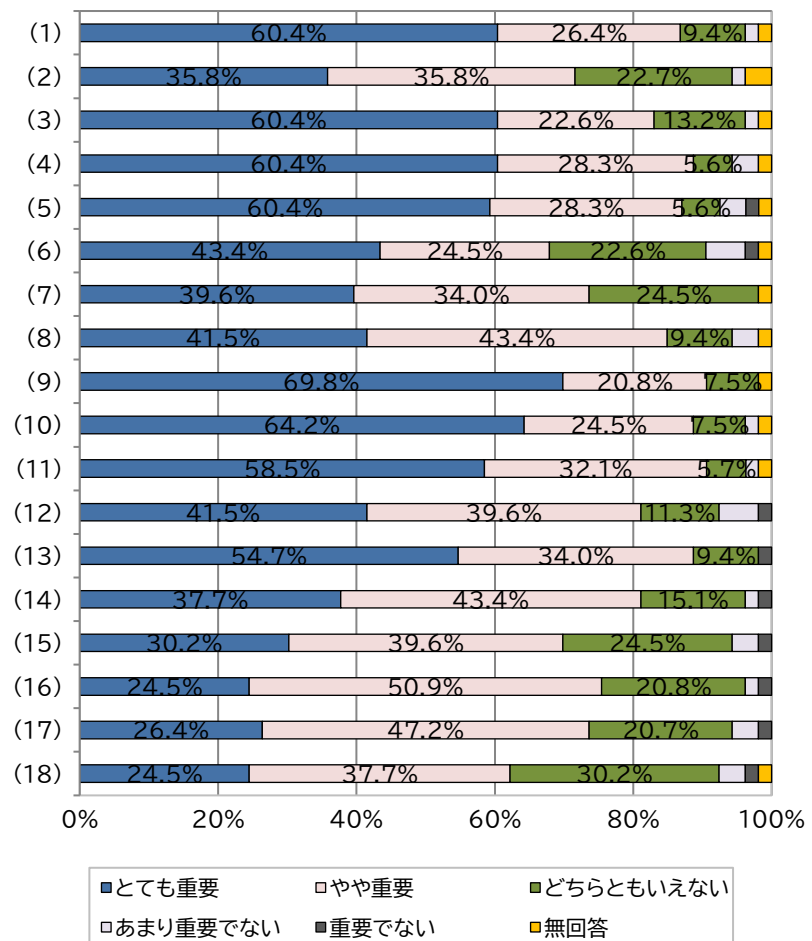


【その他意見】
 ・定型的、マンネリ化しない活動
 ・環境活動を熟知した行政窓口/職員での活動

問10. 妙高市が進めているよりよい環境づくりに向けた取り組みについて、どのくらい重要とお考えですか。次の(1)～(16)の各項目について、「重要度」の欄のあてはまる番号を1つ○で囲んでください。

- (1)自然環境の保全と活用は、「とても重要」60.4%、「やや重要」26.4%となっている。
- (2)生き物の保護とふれあいの確保は、「とても重要」、「やや重要」ともに35.8%となっている。
- (3)水辺環境の保全と緑化の推進は、「とても重要」60.4%、「やや重要」22.6%となっている。
- (4)緑の保全と緑化の推進は、「とても重要」60.4%、「やや重要」28.3%となっている。
- (5)快適な公共空間の確保は、「とても重要」60.4%、「やや重要」28.3%となっている。
- (6)美しい街並みの創造は、「とても重要」43.4%、「やや重要」24.5%、「どちらともいえない」22.6%となっている。
- (7)歴史的・文化的環境の保全と活用は、「とても重要」39.6%、「やや重要」34.0%、「どちらともいえない」24.5%となっている。
- (8)地球環境にやさしいまちの形成は、「とても重要」41.5%、「やや重要」43.4%となっている。
- (9)水質の保全是、「とても重要」69.8%、「やや重要」20.8%となっている。
- (10)快適な生活環境の整備は、「とても重要」64.2%、「やや重要」24.5%となっている。
- (11)廃棄物対策とリサイクルの推進は、「とても重要」58.5%、「やや重要」32.1%となっている。
- (12)水資源の有効活用は、「とても重要」41.5%、「やや重要」39.6%となっている。
- (13)省エネルギーの推進は、「とても重要」54.7%、「やや重要」34.0%となっている。
- (14)再生可能エネルギーの導入は、「とても重要」37.7%、「やや重要」43.4%となっている。
- (15)環境に配慮した設備の導入促進は、「とても重要」30.2%、「やや重要」39.6%、「どちらともいえない」24.5%となっている。
- (16)環境に配慮した事業活動の促進は、「とても重要」24.5%、「やや重要」50.9%、「どちらともいえない」20.8%となっている。
- (17)環境学習の推進は、「とても重要」26.4%、「やや重要」47.2%、「どちらともいえない」20.7%となっている。
- (18)市民参加の推進は、「とても重要」24.5%、「やや重要」37.7%、「どちらともいえない」30.2%となっている。

(1) 自然環境の保全と活用
(2) 生き物の保護とふれあいの確保
(3) 水辺環境の保全と緑化の推進
(4) 緑の保全と緑化の推進
(5) 快適な公共空間の確保
(6) 美しい街並みの創造
(7) 歴史的・文化的環境の保全と活用
(8) 地球環境にやさしいまちの形成
(9) 水質の保全
(10) 快適な生活環境の整備
(11) 廃棄物対策とリサイクルの推進
(12) 水資源の有効活用
(13) 省エネルギーの推進
(14) 再生可能エネルギーの導入
(15) 環境に配慮した設備の導入促進
(16) 環境に配慮した事業活動の促進
(17) 環境学習の推進
(18) 市民参加の推進



問11. 環境保全を推進していくための問題やアイデアなどのご意見がありましたらご記入をお願いします。

- ・取り組むにあたっての人員不足がある。
- ・助成金の活用等を行って市内企業全体が取り組みやすい方向へと進めるように協議を行ってほしい。
- ・自転車の活用は環境保全に当てはまると思うが、自動車と同じ道を走るため、利用者としては怖い等、障害があるので、サイクリングロードの整備が進めばなと思います。
- ・社内で環境に関する取り組みを実施しても、積極的でない無頓着な人は存在する。時間はかかるがSDGsなどを活用しながら環境学習を通して高い意識を持つ人を増やして行ってほしいと思います。
- ・方向性や数年後、(5年後、10年後)の数値計画的な通過点、着地点を決めて、バックカスティングを行なった方が、今取り組む事柄が見えてきて、行動しやすくなると思います。
- ・自社での取り組みも進めておりますが、まち全体で行うべきことがあれば、ご協力致します。
- ・全体を説明しながらも、まずは、これからという事を示す方が、スタートするきっかけになりやすいのでは。
- ・EVの充電インフラが不足している。

資料3 妙高市環境基本計画の策定経過と体制

1 策定経過

【令和3年度】

月 日	事 項	内 容
11月1日 ～16日	環境に関する市民・ 事業所意識調査	①市 民：15歳以上1,000人 回収率45.7% ②事業所：20人以上の従業員を雇用して いる市内事業所87事業所 回収率60.9%
11月5日	妙高市環境審議会	・計画策定の概要、基本骨子（案）、スケ ジュールについて ・市民・事業所意識調査について
12月2日 ～10日	妙高市環境審議会	～書面審議～ ・第2次環境基本計画（素案）に対する 意見について
12月21日	妙高市環境審議会	・第2次環境基本計画（素案）に対する 意見等の対応について ・第2次環境基本計画（案）について
2月1日 ～3月2日	パブリックコメント の実施	・市役所、妙高高原支所、妙高支所、市 ホームページで公表
3月11日	妙高市環境審議会	・第2次環境基本計画（案）の決定につ いて

2 策定体制

●妙高市環境審議会委員名簿

(◎：会長、○副会長)

選出区分	氏名	所属・役職名
学識経験を有する者	◎五百川 裕	上越教育大学大学院学校教育研究科 教授
	横田 清士	(一財)上越環境科学センター センター長
	斎藤 達也	国際自然環境アウトドア専門学校 主任
行政機関	山本 豊	環境省信越自然環境事務所 妙高高原自然保護官事務所 自然保護官
	南 直樹	上越市域振興局健康福祉環境部環境センター センター長
市民	○畑山 正男	妙高市環境衛生対策協議会 会長
	太田 京子	公募
	江口 香代	公募
	佐藤 久美子	公募
事業者	片桐 岳彦	新光電気工業(株)総務人事本部 新井工場長
	川村 実	(有)川村商店
	池田 弘	新井商工会議所 専務理事

●事務局

所属等	役職	氏名
環境生活課	課長	岩澤 正明
環境生活課	課長補佐	岡田 豊
環境生活課 環境衛生係	係長	堀川 誠
環境生活課 生活安全係	係長	竹内 正則
環境生活課 環境企画係	係長	豊田 勝弘
環境生活課 環境企画係	主査	西山 祐貴

第2次妙高市環境基本計画

発行 令和4年3月

編集 妙高市環境生活課

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号

TEL 0255-72-5111

Fax 0255-73-8206

H P <https://www.city.myoko.niigata.jp/>



 妙高市
Myoko City

